

平成19年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成19年 3月 5日 開会

〈

平成18年 3月23日 閉会

吉田町議会

## 平成19年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月5日)

○町長あいさつ	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	4
○議会閉会中の委員会活動報告	13
○議案第1号～議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	20
○議案第10号の質疑、討論、採決	48
○議案第13号の質疑、討論、採決	50
○議案第24号の質疑、討論、採決	50
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	51
○散会の宣告	52

### 第 2 号 (3月15日)

○開議の宣告	53
○一般質問	53
柳原 一四	53
八木 栄	62
増田 宏胤	67
○散会の宣告	77

### 第 3 号 (3月22日)

○開議の宣告	78
○一般質問	78
大塚 邦子	78
勝山 徳子	87
○散会の宣告	94

### 第 4 号 (3月23日)

○開議の宣告	95
○議事日程の報告	95
○議案第2号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決	95
○議案第10号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	103
○議案第1号の質疑、討論、採決	108
○議案第4号の質疑、討論、採決	110
○議案第5号の質疑、討論、採決	110
○議案第7号の質疑、討論、採決	111
○議案第8号の質疑、討論、採決	111
○議案第9号の質疑、討論、採決	111
○議案第17号の質疑、討論、採決	112
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○町長あいさつ	131
○議長あいさつ	132
○閉会の宣告	133
○退任・退職者あいさつ	133

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 本日ここに平成19年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

第1回定例会に当たり、議員各位のお元気な顔に接し、うれしく思います。

中国の四書、荘子に次の言葉がございます。「送らず迎えず応じて蔵せず」、人に等しく接し、そしてなお心にとめることをしたい。政治家としてあるべき人の像を記した言葉だと思っております。

第1回定例会の折、町民の皆様の安寧をこいねがい、議員各位の皆様とともに、吉田町というもののあしたというものを描きたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

---

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成19年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、15番、原科昌道君、2番、本橋和野君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月23日までの19日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎諸報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

平成18年12月8日金曜日、静岡県町村議会議長会理事会が、静岡市の県市町村センターで開催されました。当日の議題は（1）平成19年度静岡県町村議会議長会会費について、（2）平成18年度全国町村議会議長会表彰優良町村議会推薦の取り扱いについてでありました。協議の結果、平成19年度会費については、当吉田町は人口増により若干増額となりました。また、優良町村議会の推薦については、該当なしの結果でありました。

また、報告事項として、平成18年度全国町村議会議長会の自治功労者の推薦については、議長在職7年以上が1名、議員在職30年以上4名、議員在職15年以上が10名、総数15名の方の表彰について推薦する旨の報告がありました。

なお、当町議会からの該当はありませんでした。

続いて、県市町村総室長から、新静岡県市町村合併支援プランの概要及び第4次権限委譲推進計画についての説明がありました。その後、今後の日程等を確認し、閉会しました。

1月25日木曜日、静岡空港と地域開発を進める会主催の新春会員交流会が、島田市大井神社宮美殿で開催されました。冒頭、静岡県知事からあいさつを兼ねて、航空用地の土地収用問題に関する報告があり、土地収用は着々と進んでいる状況にあり、21年春の開港に向けて、積極的に取り組んでいくとの決意が述べられました。

続いて、静岡県の谷空港部長から、空港の建設状況について報告がありました。

1月29日月曜日、静岡市において静岡県地方議会議長連絡会主催の第2回政策研修会が開催されました。これには副議長、事務局長ともども3名で参加いたしました。講師として、初めに静岡県知事より、「新たな公共経営と生産性の向上」と題して、県が進める富国徳、創知協同についての考え方について講演がありました。

続いて、白鷗大学教授の福岡政行氏による「時代の潮目を読む」と題して講演が行われました。内容は、最近の国と地方の問題について、国政レベルの視野に立って、政府関係者の裏話等を交えてお話をいただき、大変興味深く参考になりました。

2月2日金曜日、3市1町議会空港問題協議会が島田市において開催されました。正副議長、空港関連特別委員会正副委員長が出席しました。初めに、県空港建設事務所の小松所長より、土地収用問題と空港建設整備事業の進捗状況について報告がありました。その後、当協議会の事業報告と会計報告があり、経過報告の中で当協議会の今後の運営について、当初の目的である空港の建設促進は、建設が進む現段階においては既に目的が達成されており、今後は空港活用を目的とした協議会が望ましいとの意見が出され、協議の結果、全会一致でこれを承認し、協議会は解散することとなりました。

今後は、空港活用を目的とした周辺市町が一体となった新たな協議会の設立について持ち帰り、各市町で検討していくこととなりました。

2月16日金曜日、静岡県町村議会議長会理事会並びに臨時総会が、静岡県市町村センターで開催されました。理事会において、1、静岡県町村議会議長会規約の一部を変更する規約について、2、平成19年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について、それぞれ臨時総会の上程議案として説明が

ありました。

規約変更については、より効率的な運営を図るため理事職を廃止すること、理事会を議長会議に、臨時総会を総会に変更することなどが主な改正点でありました。

引き続き、臨時総会が開催されました。

初めに、平成18年度全国町村議会議長会表彰の伝達式がありました。自治功労者表彰は、議員在職30年以上の方が4名、議員在職15年以上の方が10名並びに議長在職7年以上の方1名の表彰がありました。当町議会からの該当者はありませんでした。

次に、議事に入り「規約変更案」並びに「平成19年度事業計画案と予算案」が上程され、全会一致で承認されました。

続いて、協議事項に移り、規約変更に伴う申し合わせ事項の改正があり、役員の任期を2年から1年交代とすることが承認されました。

続いて、平成19年度主要行事の日程案が示され、これを了承し、閉会いたしました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告、財政的援助団体監査結果の報告、並びに定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承をお願いします。

次に、定例会へ説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けまして、所信の一端を申し上げます。

今、我が国ではさまざまな局面において、構造的な破綻を目の当たりにしております。

ここで、私が町長に就任しました4年前を思い起こしていただきたいと思っております。そのころ、私は、「今から財政破綻する地方自治体が出ますよ」と申し上げ、町民の皆様方にいぶかれたことを覚えております。そして、一般の目から見て、不透明感のある入札制度の改革を訴え、談合を行えない抽選型の入札制度を導入することを表明して、業者の方々から猛反発を受けたことを思い出しております。

しかしながら、今の日本に起こっていることは、まさに私が4年前に皆様方に申し上げたことでございます。こうした状況は、中央政界の動きを凝視しながら政治に携わってきた者であれば、だれもが予想できたことであります。当町では、4年前から、これからの町政運営に影響を及ぼす情報の収集を活発に行い、国が進める行財政改革や地方分権に対する影響を予測し、独自に現在目の当たりにしている地域間競争を生き抜くための備えを行ってまいりました。今の地方自治体のリーダーには、経営力が求められております。そして、講じる施策の方向性は確実に住民の幸福に直結するものでなければなりません。その方向性を誤れば、自治体そのものを窮地に追い込むことになりかねない大きな岐路に立っております。そして、その道はそれぞれの地方自治体によって異なります。ただいまのところ、当町の財政は大変恵まれた状況にあり、基盤整備も進んでおりますので、この状況を踏まえて、今後の町民の幸福を考えるという視点を持たなければなりません。そして、将来を展望して、「吉田町に住むみんなが幸福になれる道」を歩むことができるように、町政運営を考えていくことが大切だと考えます。

平成19年度の当初予算は、こうしたことを念頭に置きつつ、財政運営の健全化を促進するとともに、町の体力を総合的に高めることを目指した予算といたしました。施策的には特に「子育て」、「健康づくり」、「教育」の3点を重視したほか、「安全」、「地方分権時代を担える人材育成」などに配慮しながら編成いたしました。そして、身の丈に合った予算を確実に達成するため、これまでのような歳出を積み

上げて、全体の財政規模を決定する編成方法を取りやめ、あらかじめ歳入の規模を見積り、その歳入総額の範囲内で各課に予算枠を配分し、事業担当課において事業の優先順位を決定する方法に改めました。この方法であれば、過剰な歳出を予定することができず、無秩序な地方債の発行や基金の取り崩しが発生せず、予定できる収入の中で必要な事業を効果的に執行することができることとなります。こうしたことができるのも、町税が収入全体の72.7%という高い割合を占めている当町ならではのことでありと自負しております。

それでは、平成19年度当初予算の概要と事業内容を申し上げます。

平成19年度当初予算の総額は、平成18年度より約7.3%減となる81億7,400万円といたしました。

歳入の特徴を申し上げますと、平成19年度は好調な景気に加え、国税である所得税から地方税である住民税への税源移譲が達成されたことなどから、町税収入が前年度と比較して約4億円多い約59億4,000万円という過去最高額を計上させていただいた反面、税源移譲に伴って所得譲与税が廃止されたことから、地方譲与税が2億2,700万円減額になったほか、自彊小学校体育館建設事業などが終了したことから、国・県双方の支出金が2億1,500万円減額となっております。また、枠配分方式で予算編成を行った効果などから、町債の発行額を前年度と比較して2億3,630万円減額できることに加え、基金の一部を取り崩し、財源の一部に充当するいわゆる基金繰入金を予定していないことが大きな特徴と言えます。

次に、歳出面ではありますが、事業展開の構想を交えながら申し述べさせていただきます。

最初に、子育て支援事業ではありますが、当町におきましては安心して子供を産み、健やかに育てる上での一貫した経済的支援を行うための乳幼児医療の完全無料化、妊婦健康診査費の助成、不妊治療費の助成を次々と実施してまいりましたが、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成19年4月からは乳幼児医療費助成制度をさらに拡大し、現行の対象者を小学校6年生まで引き上げ、町単独で児童医療費助成制度をスタートさせることといたしました。この制度発足により、現行の乳幼児医療費と同様、小学校6年生までの医療費につきましても完全無料化となりますが、小学生の医療費に係る助成金の支払いにつきましても、医療機関での混乱を避けるために、償還払いとすることを予定しております。この事業拡大分として約3,400万円計上いたしました。

次に、働く親御さんの子育て支援である放課後児童クラブ室の建設ではありますが、平成19年度には自彊小学校区への建設を予定しております。放課後児童クラブ室は、平成13年度の開設以来、年々需要が高まっており、地域子育て支援センター事業や土曜日、日曜日保育などとともに、総合的な子育て支援事業の一環として定着しております。児童や保護者が安心してサービスを受用できる放課後児童クラブ室につきましても、今年度、住吉小学校区への設置を終わり、中央小学校区では中央児童館がその役割を担っておりますので、自彊小学校区への建設が終わりますと、すべての小学校区に町の施設が整うこととなります。自彊小学校区への放課後児童クラブ室の建設事業費として、約2,500万円を計上いたしました。

その他のハード面での子育て支援事業といたしましては、さゆり保育園の耐震化改築事業の着手を予定しており、平成19年度の当初予算には約1,000万円の設計委託料を計上させていただきました。さらにわかば保育園に、地域子育て支援センターを設置する予定であります。このセンターでは子育て不安の解消を目的とした育児相談や、専門相談員による発達障害児相談、そして家族の支援などを行うとともに、親子が自由に集うことができ、交流のできるスペースを提供するほか、子育てボランティアなどのサークル活動の場としても活用していただくなど、身近な地域の子育て支援の拠点にしたいと考えております。

一方、社会教育の一環として進めております子育て支援事業ではありますが、平成19年度においても、人と人とのかかわりを通じた青少年への支援体制づくりを進めるため、多くの町民の皆様方に黄色いベストを着用していただきたいと考えております。地域の大人の多くが黄色のベストを着用し、青少年に対して温かいまなざしを向け、耳を傾け、声をかけ、積極的にかかわっていただき、「吉田町笑顔いっぱい運動」の輪をさらに大きく広げていただけるように努力してまいりたいと考えております。また、学校休業日には、地域の大人が講師を務め、子供たちが趣味や興味のあることにチャレンジし、地域の人々や自然とふれあい、心豊かでたくましくなることを期待して実施する「吉田町チャレンジ教室」などの事業内容

もさらに充実を図り、地域の子供は、地域で守り育てる環境を醸成してまいりたいと考えております。

続きまして、健康づくり事業について申し上げます。

まず、平成19年度には、新たに老若男女を問わず、だれもが踊れる町のオリジナルダンスの創作を予定し、約1,000万円の創作費を計上させていただいております。このオリジナルダンスができ上がりましたら、吉田町ダンス・健康づくり推進委員会のメンバーや吉田町キッズダンスチームを中心に、定期講習会や出前講習会を開催して、パンサーやペコリナイトとともに町内に普及させ、みんなの元気を醸し出すようにしてまいりたいと考えております。

また、女性を対象に平成18年度から始めました「幸せサンデーヨガ」を継続するとともに、平成19年度には中高年の皆様方を対象に、大学と連携して組織的かつ科学的に健康づくりをサポートする事業をスタートさせる予定であります。

さらに、高齢者向けの健康づくり事業といたしましては、新たに肺炎球菌予防接種料金の一部公費負担を予定しております。高齢になるほど体力が低下し、免疫力が弱まりますので、肺炎は、高齢者の死亡原因の代表的なものとして上げられております。このため、ワクチンを接種し、肺炎球菌に対する免疫を高めることは、高齢者の健康を保持するために有効な手だてといえます。しかし、予防接種法では、この肺炎球菌の予防接種は任意の予防接種となっておりますので、本来は全額自己負担となりますが、健康づくりを推進する当町では、70歳以上で希望される町民の皆様方が肺炎球菌の予防接種を受けられた場合には、その料金の一部を公費負担するという特化したサービスを展開してまいりたいと考えております。

この予防接種の効果は、5年以上継続するということですので、高齢者に肺炎球菌の予防接種を普及することによって、肺炎の感染率を飛躍的に低下させ、元気で活動的な高齢者が集うまちづくりの実現のために、大きな役割を果たしてくれるものと考えております。そして、この予防接種が、結果として医療費の抑制につながるものと確信しております。

次に、健康づくり関連の事業として、高齢者福祉及び介護保険事業について申し上げます。

平成18年4月に改正されました介護保険制度では、介護予防重視型システムへの転換が柱になっておりますが、この制度改正を受け、介護保険事業は要支援者への介護予防給付の実施や、地域支援事業にも大きなウエートを置くようになり、当町でも将来要介護状態に陥るおそれがあると思われる特定高齢者の把握に努めるとともに、介護予防サービスメニューの充実などを進めてまいりました。

そして、地域包括支援センターでは、介護予防プランの作成、高齢者虐待や権利擁護に関する相談などの地域ケア事業を展開しております。当町では、平成19年度の当初予算で、介護保険事業特別会計に約2億円の繰り出しを予定しておりますが、虚弱な高齢者やその介護者が不安を抱くことがないような環境づくりを進めるとともに、介護保険サービスを受給しない元気な高齢者が集うまちづくりを目指す両面のサービス体制を、さらに充実させてまいります。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。平成18年6月に健康保険法等の一部が改正され、平成19年度をもって現行の老人保健制度がなくなり、平成20年度から75歳以上の方につきましては、新たに創設された後期高齢者医療制度で医療を受けるようになっております。この制度は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合で運営されることになっており、ご承知のとおり、当町も県内の市町が加入する広域連合に加入いたします。平成19年1月15日には、県内全市町の首長の連名で、静岡県知事に対して設置許可申請を行い、1月23日に許可を得て、2月1日に静岡県後期高齢者医療広域連合が設置されました。この制度では、保険料を徴収することにはなりますが、この徴収事務などにつきましては市町が行い、財政運営や保険給付などにつきましては広域連合が実施することになりますので、平成19年度につきましては、町民の皆様方が不安を抱かないような円滑な制度移行に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者施策について申し上げます。

ただいま、当町では、独自に障害者施策に取り組むための指針となります障害者基本法に基づく「吉田町障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「吉田町障害福祉計画」の策定を進めており、間もなくでき上がろうとしております。さらに、平成19年度には住民と行政が協働し、地域福祉を推進するための新たな体制を築くことを基本理念とする「吉田町地域福祉計画」の策定を目指しております。こうした計画

を策定していく中で、計画を実現するための拠点施設の設置を望む声が上がっておりますので、平成19年度当初予算には直接的には反映していませんが、関係する諸団体の皆様方などの御意見も十分拝聴しながら、今後において身体、知的、精神の3障害にかかわる皆様方を支援できる拠点施設の建設に向けて、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育関係について申し上げます。

初めに、当町の教育指針となる「教育吉田21」についてであります。今年度は、常葉大学の鈴木三平教授を会長とする策定委員会を組織し、原案づくりを行っていただきました。この原案には、教育施設の充実、家庭教育を初めとする生涯学習の充実など多様な内容が盛り込まれており、早急に対応しなければならないメニューや、将来を展望してのメニューなど大所高所に立ったものであります。ただいま教育委員会では、この原案をもとに、「教育吉田21」の策定を進めておりますので、策定後におきましては広く町民の皆様方にお示しし、実現可能なものから順次実施してまいりたいと考えております。

なお、平成19年度当初予算には、「教育吉田21」の原案に盛り込まれている、「ちいさな理科館」の建設に向け、300万円の調査費を計上しております。最近の子供たちは理科が苦手と言われ、マスコミなどでも、子供たちの理数系科目に対する苦手意識が取りざたされております。しかし、理科の実験や観察を行うときの子供たちの目は好奇心にあふれております。理科の観察や実験は好きでも、それを考察することは嫌いということではないでしょうか。そこで、子供たちの探究心に刺激を与えるような実験の機会をより多く与えることにより、子供たちに少しでも理科に対して興味を持たせ、当町の子供たちの理科離れを減らし、子供たちがより多様な道を選択することができるような環境をつくってまいりたいと考えております。

次に、学校図書館事業についてであります。本は子供たちの感性を育み、知性を育て、人生を豊かにするものであります。また、現代のような、目まぐるしく変化していく情報社会を生き抜くためには、あらゆる情報を読み取る読解力を子供たちの身につけさせることが必要であります。このため、当町の小中学校では、図書を利用した「調べ学習」を積極的に推進しております。平成16年度には、国の3カ年事業でございます学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の地域指定を受け、町内4小中学校と町立図書館の図書等の相互利用の促進を図る体制づくりを進め、図書を利用した事業実践を行ってまいりました。今年度をもってこの指定は終了いたしますが、平成19年度には、これまで取り組んできた図書を活用した授業の充実に加え、子供たちが読書に集中できる環境を整えるため、各学校の図書室に空調設備を設置する工事費約1,200万円を計上しております。

次に、小中学校施設などの教育施設への除細動器設置についてであります。学校施設は、学校教育や社会教育の活動の場として、多くの皆様が利用しております。このような施設において、突然人が倒れ、呼吸していない、脈がない、こんな状況が生じたとき、周囲の人たちにもできることは気道確保、人工呼吸、心臓マッサージといった心肺蘇生法を施しながら救急車の到着を待つこととあります。この場合、1分以内に除細動を行うと約9割の方が、そして、3分以内に行うと約7割以上の方は社会復帰できると言われております。このため、各学校のほか、総合体育館と中央公民館に除細動器を設置するための予算約200万円を計上しております。

続きまして、特別支援教育についてであります。平成18年6月15日の衆議院本会議において、学校教育法等の一部を改正する法律案が可決成立し、本年4月より、特別支援教育が開始されます。今までの障害者教育は、障害のある子に対し、単にどう教えるか、どう学ばせるかという視点で、養護学校、養護学級に在籍する子供を対象としてとらえておりましたが、今回の改正はさらに踏み込んで、障害を一つの個性としてとらえ、支援を必要としている子が、年齢とともにどう成長、発達していくか、そのすべてにわたり、本人の主体性を尊重しつつ、普通学級に在籍する子供を含め、一人ひとりに対応した教育の一層の充実を図ろうとするものであります。

また、従来の学校教育法の規定においては、障害児の定義は狭く、言語障害児や情緒障害児はもとより、学習障害や注意欠陥多動性障害の子供たちは含まれておりませんでした。今回の改正ではそういう子供たちに加え、不登校、不適応、身体虚弱者までを含めて、発達の支援をしていこうとするもので、発達支



援には学習のほかにも生活面での支援、進学及び就職支援なども含めて、個々のニーズに応じた配慮と支援をしていくことになりました。町におきましても、近年、児童生徒の障害の重複化や多様化に伴い、支援を必要としている子供一人ひとりへのきめ細かな対応や、学校と福祉や医療機関等との連携の強化が求められている状況に鑑み、専門的知識を持つ就学指導員の設置を予定しております。また、子供やその保護者が気軽に相談できるように、各小学校に配置しております子どもと親の相談員を中学校にも配置し、相談体制の充実を図ることを計画しております。

次に、確かな学力育成事業についてであります。内閣府設置の経済財政諮問会議が出しました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、基礎・基本の十分な定着、習熟度別少人数指導、地域の実情や子供の個性に応じた多様な教育・指導方法の工夫を進め、学習意欲の向上等、児童生徒の「確かな学力」の向上が求められているところであります。我が国の子供たちの学力は、国際的に見て成績は上位にあるものの、勉強が好きだと思う子供が少ないなど、学習意欲が必ずしも高くはないこと、また、学校の授業以外の勉強時間が少ないなど、学習習慣を十分身につけていないことなどが問題とされております。このため「確かな学力」を身につけるための方策として、家庭教育の充実が効果的であると考え、平成18年度から吉田町内の小中学校に勤務する教職員で組織する吉田町教育会の主催で、子供たちの家庭学習の充実、家庭における親子の積極的な関わり、さらには教員の能力向上につなげることを目的として、小学校の2年生から4年生の子供たちが、算数でつまずきやすいポイントをわかりやすく保護者の皆さんに解説した「親のための算数おもしろ講座」を実施してまいりました。平成19年度には、この企画の対象をさらに中学生の保護者にも広げることを予定しております。

続きまして、図書館についてであります。図書館は開館後8年目を迎えようとしております。当初の資料整備計画における目標蔵書数は10万冊であり、平成19年度1月末現在の蔵書数が11万2,440冊となりましたので、目標を達成することができました。しかし、図書館資料の平均的な寿命は、おおむね5年と言われておりますので、町の資料収集方針や除籍基準に合わせて、文化、教養、研究、趣味、娯楽に役立つ資料を幅広く収集し、適宜更新を行いながら一層充実した学習環境を整えてまいります。さらに、平成19年度には子供の読書活動の推進に関する法律に基づき、2010年までに達成したい読書環境、読書活動の努力目標などを定める「吉田町の子供読書活動推進計画」を策定することとしております。幼稚園、保育園、小中高等学校、健康づくり課、図書館協議会などから委員を募り、多様な見地からの意見を反映した、よりよい読書環境づくりを目指したいと考えております。

続きまして、町の都市基盤整備関連事業について申し上げます。

まず、道路網の整備についてであります。都市計画道路榛南幹線につきましては、現在、住吉地内において住吉幹線から町道中臨港線までの1,100メートル区間について、暫定2車線で供用開始しております。そして、ただいま整備に着手しております新住吉幹線から海岸幹線までの980メートル区間につきましては、その620メートルを県の事業区間、360メートルを町の事業区間と分けし、同時に整備を進めております。平成19年度におきましては、どちらの事業区間でも、平成18年度と同様に用地取得を行う計画となっております。当町では国庫補助事業として5,000万円の事業費を計上いたしました。

なお、県では、平成19年度に海岸幹線から牧之原市にかけての区域の調査を行う計画を国に上げていると伺っております。また、県で施行しております町道中臨港線から二級河川湯日川右岸堤までの250メートル区間につきましては、平成19年度末までに工事が完成する予定であり、平成20年度から湯日川にかかる橋梁整備に着手すると伺っております。そして、川尻地内の問屋川から大幡川幹線までの区間におきましても、平成19年度末で工事完成と伺っており、県ではさまざまな手法を使って、榛南幹線の早期完成を目指しているということが実感として伝わってまいります。

次に、都市計画道路東名川尻幹線の整備についてであります。東名吉田インターチェンジから都市計画道路富士見幹線までの1,300メートルの区間につきましては、主要地方道島田吉田線バイパスと位置づけながら県が事業主体となって整備を進めているところであり、平成19年度末までの完成を目指して工事を進めていると伺っております。一方、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となって整備を進めておりますが、平成19年度当初予算には約6,700万円の事業費を計上し、水路の付け替えなどの工事を行

う予定にしております。

続きまして、都市計画道路大幡川幹線であります。目下、川尻地内において整備を進めておりまして、平成19年度には、約1億円の事業費を計上し、引き続き用地取得と一部の工事を計画しております。

平成19年度におきましては、これら幹線道路の整備を図るため、平成18年度と比べ約3,000万円増額し、合計で約2億2,800万円の事業費を計上いたしました。

一方、生活道路の整備につきましては、平成18年度において用地取得に取り組んできました町道西の坪大浜4号線であります。地権者の皆様方の御理解と御協力を賜り、計画区間のすべてにおいて用地取得が完了しましたので、平成19年度に工事を実施し完成させる計画となっております。また、平成19年度の新規事業といたしましては、町道日の出向原線、町道中瀬高畑線の2路線の整備を計画しております。

次に、河川整備についてであります。下流から国道150号まで改修を進めてまいりました大窪川につきましては、平成19年度当初予算に約1,600万円の事業費を計上して、改修事業を再開することといたしました。工事延長は約50メートルであります。今後、上流に向かって毎年工事を進めてまいりたいと考えております。また、県施行となっております二級河川湯日川にかかるお夏橋の橋梁整備工事につきましては、完成の時期が平成19年10月ごろになると伺っております。工事期間中、地域の皆様方には大変御迷惑をかけておりますが、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

次に、浜田土地区画整理事業についてであります。浜田土地区画整理組合の平成19年度の事業計画は、幹線道路沿いを主体とした事業展開を行っていただけると伺っております。事業の内容といたしましては、平成18年度に発注した都市計画道路榛南幹線の本体工事である支線成因寺川にかかる橋梁の下部工事を繰越工事として施工し、引き続きこの橋梁の上部工事を発注する計画であると伺っております。また、事業の進捗に合わせ、仮換地指定の作業も進める予定であるとも伺っております。町でも、これまでと同様、浜田土地区画整理組合に対する金銭的な助成や技術的援助を行い、事業推進に向けての支援を行ってまいります。

次に、広域営農団地農道整備事業についてであります。この事業は、榛南地域における広域営農の振興や流通機能の改善、農業基盤の整備を図るため、志太榛原農林事務所が事業主体となって実施しておりますので、当町内での事業展開に限って申し上げます。

農林事務所では、既に東名高速道路にかかる前玉橋付近から、町道向原3号線までの間の用地買収を進めております。平成17年12月の地元説明会において、青柳公園南側付近の線形変更の御要望がございまして、今年度、用地測量及び設計の修正業務委託を発注いたしました。現在作業が終了し、この区間につきましても平成19年度から用地買収に入る予定であると伺っております。町では、県が施行する本体部分の買収に合わせ、平成18年度と平成19年度の2カ年で、青柳公園東側の町道向原線から県道住吉金谷線までの歩道部分の用地について買収を進めてまいります。この歩道部分の工事は、車道部とあわせ、農林事務所が一体施工することで経費の節減を図り、平成21年度の完成を目指しております。

続きまして、公共下水道事業であります。地域再生法に基づく汚水処理施設整備交付金事業を活用し、平成17年度から平成19年度までの3カ年計画で下水道事業と浄化槽事業の整備を進めているところであります。3カ年計画の最終年度となる平成19年度は、事業費に約6億1,100万円を計上し、面積で約19ヘクタール、管渠延長で約4.1キロメートルの整備を予定しており、住吉東村地区及び住吉上組地区と川尻東中及び西中地区を整備する予定であります。住吉地区につきましては、面積で約12.1ヘクタール、管渠延長で約1.7キロメートル、川尻地区につきましては、面積で約6.9ヘクタール、管渠延長で約2.4キロメートルの整備を計画しております。これにより、下水道事業と浄化槽事業を合わせた汚水処理人口普及率を41%から51%に向上させるという地域再生計画に掲げた目標は達成できる見込みとなりました。

次に、上水道事業であります。平成19年度では、第6期拡張事業計画に基づく事業といたしまして、第2浄水場建てかえに伴う配水池の築造工事と除鉄除マンガン施設築造工事を予定しており、資金的収支の建設改良費が約8億8,400万円と、平成18年度と比較して45%ほど増加しております。そして、老朽管の布設替えにつきましては、町道日之出町片岡辻線の国道150号交差点部から総合体育館までの492メートルの鋳鉄管の布設替えをはじめ、石綿管につきましても、全体で584メートルの布設替えを計画しております。

石綿管につきましては、平成19年度末の予定残延長は3,681メートルとわずかになります。一日も早く布設がえを完了するよう努力してまいります。町民の皆様方の健康の源となる水道水の水質を良好に保つことは、大変重要なことでもあります。皆様方に安心していただける供給基盤を築くよう積極的な取り組みを行ってまいります。

次に、吉田漁港の整備についてであります。漁港の西側泊地岸壁は、築造後40年余りが経過しており、岸壁本体部の腐食による耐力低下が懸念されておりますので、平成18年度に施設全体の健全度評価を行い、補修等の必要性を検証するための測量調査を実施いたしました。目下、この調査結果をもとに、最適な対策を講じるための工法を検討しているところであります。平成19年度につきましては、約8,000万円の事業予算を計上し、西側泊地2号岸壁の防食工事や、漁港内の航路及び泊地の浚渫工事、東側泊地の岸壁への安全施設設置工事、第9陸閘から東防波堤までの区間の道路補修工事などを実施する予定であります。

続きまして、町の土地利用の基本概念を定義づける「国土利用計画・吉田町計画」の見直しであります。ご承知のとおり、町では平成18年度と平成19年度の2カ年を費やして、平成4年6月に策定した「国土利用計画・吉田町計画」の見直しを進めております。平成18年度には基礎調査、土地利用の分析、目標値の設定などを行い、計画素案作成までを実施いたしました。

なお、この計画素案を作成するに当たりましては、吉田町土地利用に関する住民意識調査を実施し、住民の土地利用に関する意向を考慮しながら、県の国土利用計画を基本として、民間の開発動向、土地が有する自然的、社会的条件などさまざまな角度から分析し、検討を加えました。平成19年度につきましては、この調査結果等を踏まえて作成した計画素案を、より地域の実情に即した質の高い内容になるよう修正し、県との調整を経て議会にお諮りしたいと考えております。

また、町では、健全な土地利用を促進するためのもう一つの計画として、平成17年度から19年度にかけて、「吉田町都市計画マスタープランの策定」を目指しております。平成17年度には、住民アンケート調査と都市概況のまとめを行い、平成18年度には、公募による一般住民の皆様や各種団体の代表者に参画していただき、住吉、川尻、片岡、北区の4地域において、それぞれの地域ごとに地域別会議を開催させていただきました。地域別会議は、それぞれの地域のまちづくり提案をまとめていただくことを目的に計16回開催し、現況や課題を確認しながら意見の交換などを行い、目下、それぞれの提案を取りまとめる作業を進めております。平成19年度におきましては、平成17年度と平成18年度の活動を踏まえながら、4地区の地域別構想を策定し、さらに町全体の将来像や地域づくりの方向性を定めていくことになっております。今後のプランづくりには、平成18年度に参画いただいた都市計画マスタープラン地域別会議の代表者や他の有識者の方にも参画いただくように考えており、提案内容やプランの素案などにつきましては、広報やホームページで情報発信させていただきたいと考えております。

次に、安全・安心なまちづくりを進める施策について申し上げます。

まず、吉田漁港津波防災ステーションの整備についてであります。吉田漁港津波防災ステーションにつきましては、予想される東海地震での津波や台風での高潮による災害から吉田漁港後背地となる地域住民の生命と財産を守るため、陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作や制御が可能となる防災上重要な施設を整備することとし、平成17年度から国と県の補助を受け、津波・高潮危機管理対策緊急事業として着手いたしました。平成18年度には、第1、第2、第4、第6陸閘の電動化工事の実施、現場機器の管理を行うステーションとなる被制御所内の受電設備機器の製作や被制御所から陸閘や水門までの配線工事の実施、東側泊地の出入り口となる第6陸閘付近への被制御所の建築工事の実施、地震計や遠隔制御子局の製作と据えつけなどの電気設備工事を実施しております。平成18年度の工事がすべて完了いたしますと、震度5以上の地震動を感知した場合、第1、第2、第4、第6陸閘が自動的に閉鎖するため、突発地震による津波災害にも即座に対応できるようになっております。これまで、地元町内会の皆様方に命がけのボランティアを期待するという大変過酷な前提から無人化への転換を図ることができ、地元の皆様方に安堵していただけるのではないかと考えております。平成19年度の整備につきましては、当システムの親局となる津波防災ステーションの遠隔システム詳細設計業務委託、被制御所からステーション親局となる役場までの光ケーブル敷設工事、大幡川水門の遠隔操作を行うための改良工事、現場設備工事などを実施する予定で

あります。

次に、同報無線子局設置についてであります。非常時の場合には、地震発生などの情報が正確かつ瞬時に町民の皆様方に伝達されることが大切でありますので、平成19年度当初予算には約600万円の工事費を計上して、湯日川親水公園付近と北区日の出公民館付近の2カ所に新たな同報無線子局を設置して、情報伝達機能を高めてまいります。国民保護法の施行などにより、町に集約される情報は、質量とも格段に豊富になり、到達速度も速まっておりますので、その情報を町民の皆様方に適切に還元できる環境を整えるように努力してまいりたいと考えております。

続きまして、吉田町防犯まちづくり条例についてであります。町では、すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今定例会に条例案を上程させていただきました。この条例案では、行政の責務はもとより、町民の皆様方や事業者の方々、土地や建物の所有者や管理者、建物の建築主などさまざまな立場の方に、それぞれ立場に応じた責務を担っていただき、みんなが協力して、犯罪のない安全で安心して暮らせる町にしたいと願って定めるものであります。この条例の主役は、町内に居住し、または町内で働き、学ぶすべての皆様方ですが、具体的な施策を進めるために、吉田町防犯まちづくり推進協議会を設置することとしておりますので、平成19年度におきましては、協議会の設置を行うとともに、実際に活動を実践してくださる方々を組織化する防犯まちづくりネットワークの構築を目指したいと考えております。

次に、地方分権時代を担う職員の育成についてであります。私は、町長に就任してから、常に職員に対し、「既に、我が国は地方分権の歩みの中にあり、地方は自ら考え、自ら事業を実施し、公の目で検証される時代にある。それに耐え得る地方自治体にならなければならない。そのためには職員のスキルアップが欠かせない」と言い続けてまいりました。財政的な自立も極めて大事ですが、質の高い行政運営能力も兼ね備えていなければ、地方分権時代に町民の皆様方の負託にお応えすることは叶わないと思っております。このため、平成16年度以降、毎年職員研修予算を増やしてまいりましたが、平成19年度当初には、1,000万円の予算を計上いたしました。平成18年度でも、第三者機関を利用した研修や研修機関に自発的に出向いて必要な知識や技術を習得する研修などが活発に行われておりますが、平成19年度には、質の高い組織的な研修が実施できるように、また、職員の研修意欲に十分に答えることができるように予算を増額いたしました。

さて、昨年来、当町では、かつて身近に感じたことがないような内容のさまざまな事件や出来事が発生し、これまで培われた価値観が一挙に揺らいだという印象を持たれた方も多いのではないかと感じております。私も、このグローバルな社会の中であって、地域の価値観だけで事の善し悪しを判断できる世の中ではなくなっていることを、痛切に感じた次第であります。すべての手続や判断基準が、公衆の感覚に適合するものでなければなりません。役場の事務につきましても、すべてのプロセスが合理的に説明できるものでなければならず、こうした感覚をすべての職員が共有する職場にしていくことが急務であると感じております。

また、行政運営は、町民の皆様方にとってよりよいものでなければなりません。町民の皆様方がそれを判断するためには、施策を決定し、実施し、その結果を検証するまでのプロセスを容易に見ることができなければなりません。高い透明性が求められる次第であります。これまでの当町の行政運営は、決して透明度が高いと言える状態ではないと感じておりますので、実際の事務処理に当たっては、そうした意識をすべての職員に定着させるとともに、保有する行政情報につきましても、公開できるものは積極的に開示し、行政運営の透明度を高めたいと考えております。

続きまして、平成19年度における役場機構などの一部変更についてであります。まず、助役と収入役につきましても、地方自治法の一部が改正されまして、助役と収入役が廃止され、平成19年4月1日から、これまでの助役については副町長となります。また、収入役の廃止に伴いまして、一般職の職員の中に会計管理者の職務が新たに設けられることになりましたので、会計課長をもって充てたいと考えております。

一方、事務処理を担う組織機構の変更点であります。自治体の契約事務につきましても、国や県にとどまらず、市町村でも官製談合で摘発される例が頻発しております。こうした状況にかんがみ、全国知事会

では、都道府県と政令市については、1,000万円以上の入札は原則として一般競争入札によることや、市町村でも当面1年以内に取り組み方針を定め、速やかに実施するように求める決議をしております。また、総合評価方式の導入についても、国や県から強力に要請を受けているところでもあります。当町では、平成15年度から、抽選型指名競争入札を導入し、談合防止に努めるとともに、制限つき一般競争入札も実施しておりますので、同じような規模の他の自治体と比較すると極めて透明性が高いわけではありますが、今後とも、談合防止を大前提とする姿勢は堅持しつつ、国や県の要請にもこたえる制度の構築を目指さなければならぬと考えております。また、町には、中山三星建材株式会社跡地や住吉新田多目的広場用地のように、これまで、町民共有の資産であるとの意識を持って適正に管理されていない公有地があることは、厳に反省しなければなりません。町の資産について、普通財産はもちろんのこと、行政財産についても強い管理権限を持つ管理部門を設置する必要があると痛感いたしました。このため、平成19年度には、新たに契約管理課を新設し、おおむね2年間でこれらの事務を整理する特命を与えることを予定しております。また、その他の事務処理体制の中でも小幅な修正は行いたいと考えております。

役場の組織機構につきましては、時代の要請に応じて臨機に変わるべきものであり、この激動の中にあつて、また、行政運営が町民の皆様方の将来の満足度に大きな影響を与えようとしているときでありますので、絶えず、必要な修正を行って、より機動性を高めなければならないと考えております。

地方自治体は、税源移譲と権限委譲が進み、これから先、さらに格差が広がってまいります。さらに合併を行った地方自治体が検証される時期も到来します。幸いにも当町は、町税が収入全体の72.7%を占める財政基盤のしっかりした町であります。一方、平成18年度の実質公債費比率が21.6%という県下で最も高い数値となった地方自治体でもあります。この実質公債費比率は、普通会計の公債費以外に、企業会計や一部事務組合の会計に対して繰出金や負担金として支出した公債費分も含めて算定されるものであります。当町の場合、自主財源が豊富であるがゆえに、都市基盤整備などに積極的に投資した結果であり、その成果は、公共財という公の資産として残されております。また、石綿管の布設がえや学校の耐震化などもほとんど終わっておりますが、他の多くの地方自治体では、これから多額の経費を支出しなければならない事業が残っているのであります。借金が多いと決めて悲観する状態ではございません。しかし、できる限り早く、実質公債費比率を18%未満に引き下げることが目標としなければなりませんので、平成19年度当初予算では、起債を抑えるとともに、平成18年度に引き続き5,000万円の繰上償還を予定いたしました。そして、財政運営の弾力化を図るため、他の多くの地方自治体が財政調整基金を取り崩して一般財源に充てている中、平成18年度において、財政調整基金に約3億7,800万円の積み立てを予定し、財政調整基金残高を約9億1,000万円にするように努力しております。さらに、平成19年度中には、中山三星建材株式会社跡地の売却を実現させ、一挙に財政の健全化を促進させたいと考えております。また、既に数件の実績を上げております企業誘致にも一層力を注ぎ、さらに財政力を高め、財政的な自立を確固たるものにするよう積極的な施策展開を行ってまいりたいと考えております。

以上が、平成19年度を迎えるに当たりまして計画しております事業概要や行政運営の基本的な姿勢であります。議員各位におかれましても、高邁な見識のもと、真に町民の皆様方が幸福を実感できるまちづくりに向けて格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、結びといたします。

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまでした。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（吉永満榮君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告をお願いいたします。

最初に、総務文教常任委員会委員長からお願いいたします。

11番、良知義弘君。

〔総務文教常任委員会委員長 良知義弘君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（良知義弘君） それでは、総務文教常任委員会より議会閉会中の調査活動に

ついて御報告申し上げます。

1月31日水曜日午前9時より、役場第2会議室におきまして委員会を開催いたしました。委員7名全員の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。開会当初の当局からの出席は、教育長、総務課長、学校教育課長、社会課長の4名でした。本日は、さきに配付した資料をもとに意見交換をする旨を告げ、早速委員会を開会いたしました。

#### 1、教育振興に関する調査について。

まず、学校教育課長より、この2年間の教育振興に関する事業の説明をいただいた後、1月25日の新聞に掲載された学校給食費の未納に関する件について、我が町の現状を報告していただきました。

学校教育課長。当町につきましては、4校が給食を実施しており、平成17年度に未納があったのは3校でした。児童数は20名、金額は42万9,760円となっています。20人の保護者のうち、15人の方は道徳規範の意識がない。残りの5名の方は経済的に困難なお宅だと学校から報告を受けております。

その後、質疑応答に入りました。

委員。親のための算数おもしろ講座のねらいは、

学校教育課長。この算数おもしろ講座につきましては、ねらいが親子の会話と教員の資質の向上が主な内容ではなかったかと思えます。

教育長。教師にとっても大変よい勉強になるので、先生方が外の社会に踏み出すという意味でも続けていきたいと思えますし、もし可能ならば来年度は中学校にも広げていったらどうだろうかと考えています。

委員。ネットランチャーはどこに設置されるのか。それから、もう一点、不登校対策事業は、その後どのような形で推移をしてきたか、その取り組みについて、また効果の方はどうか。

学校教育課長。場所につきましては事務室に、あと各出入口に近いところに設置しています。侵入されそうな場所の廊下のところに設置しています。

それから、不登校の対策ですが、小学校には親と子の相談員という形で、平成17年度は中央小学校に1名を配置していましたが、平成18年度からは不登校対策、いじめ問題等がありまして全小学校に配置しています。また、小学校の方には、教員補助招致支援という形で各学校に配置していますが、中学校につきましても、生徒指導という面で町費の教員補助の設置をしております。当然、不登校の問題につきましては、学級の担任の先生が一番頑張っていただいています。町としましても、教員相談員に動いていただいています。また、県の方からもスクールカウンセラーが、平成17年度につきましては吉田中学校だけでしたが、平成18年度からは中央小学校と吉田中学校にスクールカウンセラーが毎週金曜日に配置され、そのときに専門的な方に、不登校に対しましては、先生、生徒を含めまして、親もそうですが、ケアをしていただいています。

委員。不登校の現在の人数は、

学校教育課長。大体中学校で十七、八名くらいと思えます。小学校につきましては四、五名と思えます。これにつきましては、あくまでも7日以上休んだ形で報告をします。

教育長。先生方も家庭訪問等でいろいろ努力しているわけですが、なかなか効果が上がってこない。少し方法を変えてみようということで、3学期から、初代の島野先生が相談員として学校と連絡をとって、もし家庭が受け入れてくれるならば、家庭訪問をしてみようと今、準備を進めています。学校としては、地道な努力を続けておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員。国際理解教育について、大変に意義があると思えますが、二、三カ月に1回というのはちょっと回数が足りないのではないかと思います。

学校教育課長。できる範囲の中で増やす手がございましたら、財政的な要望はさせていただくつもりでおります。

委員。「教育吉田21」策定委員会が設置されたが、来年度以降実施するに当たっては、予算措置を必要とするものが多々あると思うが、いかがか。

教育長。今最終のまとめに入っております。それが2月半ば頃には出来てきます。あの中を見ましても、特に授業ではすぐに実行に移せるものもありますし、近い将来は実現したいというものもあります。また、

夢のまた夢というのもありました。難しいんですが、整理をしながら教育委員会としては、こういうことを予算でお願いしていこうとか、あれをもとにやっつけていこうと思っております。

委員。学校でのパソコン教育について、すべてが教育関係だけではなく有害なものがあり、パソコンへの取り組みに対する指導も必要であると考えますが、いかがか。

学校教育課長。県主催の情報教育に関する研修会議に、各学校1名ぐらいですが出席しています。それを踏まえまして、来年度吉田町教育委員会として研修会を開催する予定でいます。子供たちはいろいろな情報をパソコンで検索して調べ学習を行っています。パソコンの使い方は小学校できめ細やかに指導しています。

委員。携帯電話の所持については、

学校教育課長。中学校では学校に持ち込まないようにしていると思いますが、小学校の低学年では携帯の所在を確認できる機能を利用して、安全対策のために子供に持たせる場合が、この頃ではちらほらあると聞いています。各学校も保護者とも連絡をとりまして、携帯につきましても使い方についての教育をしっかりしていきたいと思っています。

委員。平成19年度新たな事業があるのか教えていただきたい。もう一点、昨年清水町に行って「夢講座」という授業を拝見してきたが、吉田町の授業としての取り組みはどのように考えておられるか。

学校教育課長。予算の関係では、今、財政当局に当たっていますが、国の方から特別支援教育というのが4月から始まります。軽度の発達障害の方の保護者につきましては、支援をしていくというものであります。4月に向けて法律の改正に伴う事業につきましては、着実に実行できる形で予算請求をしていくつもりであります。もう一点の「夢講座」ですが、吉田中学校につきましては、キャリア教育の一環として職業体験があります。中学校、小学校につきましても夢講座的なものを実施しております。

委員。吉田中学校の体験学習の結果について、皆さんの反響はどうか。

学校教育課長。静岡新聞のコラムに、吉田公園の管理者の方が「本当によかった。」というコメントが掲載されておりました。いろいろところで経験することは子供たちに刺激があるという方もありました。

委員。小中学校では体力低下が最近取り上げられているが、吉田中学校においてはどのような部活の運営状況であるのか。

教育長。教員の中にも運動については得手不得手もありますし、特に柔道等危険が伴うものにつきましても素人にやらせるわけにはいかないものですから、そういう意味で大変苦勞をしているわけです。中には、それでは町民の方に指導をお願いしたらどうかという意見も聞きますが、学校の部活動はあくまでも教育の一環でありますので、そういうことを承知されている方でありましたら、あるいは時間的な余裕のある方でしたらお願いしたいと思うんですが、やはり基本は学校の教員の中で顧問を選ぶことになっていきます。

委員。教育支援策として、学校の先生を経験された方々、学校の中に入って状況を見守りながら、もし先生が大変ならばお手伝いできる、そういうことができるかどうか。

学校教育課長。「夢講座」のような地域の方々が総合的な学習の中でやっていく。学校では授業開校日を設けて地域の皆さんに見てもらおう。それも休日とか休みに見ってもらおう。そういう日に積極的に参加していただきたいと思います。

委員。子供が勉強をしていく体調を整えるのも、やはり「早寝、早起き、朝ごはん」が非常に大切だと思います。学校としても各家庭にしっかりと協力していただくという強い意思表示を示していくと、御父兄の方々も取り組んでいけるのかと思うが、いかがか。

社会教育課長。「早寝、早起き、朝ごはん」の関係ですが、3月の新年度の予算に通れば、「あいさつ運動」というステッカーと、「朝食をとりましょう。一日の活力になります」という標語のステッカーを、2枚ワンセットで各戸配布を計画しています。

委員。子供と親の相談員の配置といじめ対策委員会の設置がありますが、先ほど、教育長からなかなか不登校が減らないという現実、確かに前回の委員会の中でも不登校の原因というものが様々あるという形の中で、いじめだけではないということは重々わかっています。しかし、吉田町の各学校はいじめがな

いと大きくクローズアップしていけるような学校にしていきたいと思っています。いじめ対策委員会の設置に関して、具体的な説明をしていただきたいと思います。

学校教育課長。いじめ対策委員会につきましては、いじめの定義を、1、自分より弱い者に対して一方的にやる。2、身体的、心理的攻撃を継続的に加えていく。3、相手が深刻な苦痛を感じている。このうち1つでも該当すれば、それはいじめであるという定義を各学校と共通した認識を持った中で、いじめの予防、いじめを受けたときの対応、継続的な危機対応、事後の危機対応、教育委員会の対応等をいじめ対策委員会で決めています。

ここで教育長、学校教育課長、社会教育課長は退席されました。

休憩を挟んで、ここからは総務課長、社会福祉課長、健康づくり課長、高齢者支援課長に出席をいただきました。

少子高齢化対策について。

まず、各課長より資料の説明をいただいた後、質疑応答に入りました。

委員。長泉町では、子供が生まれてから中学校を卒業するまでを一環として、1つの課が把握していく子供育成課を設置していた。我が町では課が分かれています、非常に町民にとってはわかりづらいので、今後検討をお願いしたい。また、保育に関して、さくら保育園に視察に行き思ったことは、本来の支援センターの活用が、発達が気になる子供の相談支援という形に変わっているということである。一時保育の受け入れの強化はどのようにしていくのか。

社会福祉課長。一時保育の関係ですが、今、出産後の一時とか、そういった部分はお受けをしています。牧之原市の方に、ママハートという無認可保育所がありますが、一時保育をやっている保育所に対して補助を出すという形で現在は対応しています。どこかの保育園で全体をカバーできるような、病後保育、一時保育ができるかどうか、子供を育てる費用のことを言うなどよく言われますけれども、そういったことも少しは勘案しないといけない時代ですので、その辺も含めて課題としてはとらえております。また、計画を練っていききたいと思っております。

委員。児童放課後クラブの自彊小が43名になるということで、民家の2階を活用されるということを知った。この民家の2階の階段というものがすごく急な階段であり、43名の子供が右往左往する中で使った安全なのか。

社会福祉課長。自彊小学校の民家ですが、一応家主の了解のもとに使用するというので、階段及び2階部分の部屋割りなど等をチェックして、最終的に40人程度になるという予想がありますので、基本的に上の部分は高学年、下は低学年に割り振ります。当然手すり等安全策とクリーニングをして使っていきます。今の計画では、2階部分に指導員を1名加配する予定です。今は2名でやっていますが1名指導員をふやしていきたいという予算の絡みの中でのそういった計画で進んでおります。

委員。育児関係の問題で、児童虐待を踏まえて、今吉田町でもやっておられるのか。育児の指導をするような相談員、母子保健推進員というような方がいらっしゃるのか。

健康づくり課長。育児関係につきましては、カレンダーをごらんいただくとわかると思うんですが、健康づくりの吉田町母と子の暦ということで、健康相談が主な形ではありますが、その中で保健師、医師、歯科医師、栄養士の関係も含めまして、それぞれ1歳、2歳、2歳半、3歳、こういった機会をとらえて、さまざまな育児の相談をしております。このほかにも、社会福祉課でやっている子育ての関係の事業等にも参加を呼びかけたり、家庭相談センター主催のお母さん学級といったものに参加していただくように努めております。

委員。各家庭には、保健師さんが巡回するような方策はとられているのか、帰ってきて会議をやったことがあるのか。

健康づくり課長。保健師の巡回もやっております。あとは、助産師さんにもお願いをして指導です。それは当然産後間もない家庭ですけれども、そういったこともやっておりますし、うちの方の保健師が母子関係の担当の者が3名おりますが、それぞれ対応を図っております。あと健康福祉センターの方との情報連絡ですとか、社会福祉課と相談や情報提供もしております。



委員。特別何かその中で変わったことはあるのか、巡ってみて。

健康づくり課長。特別ということではありませんが、重要な点は、要するに発達障害とか虐待ですとか、うちの方が直接いろいろな形で乳幼児に接しているものですから、早い段階から解消しようということで、子育て情報連絡会を開いて、そこから社会福祉課、保育園、学校の方に一過性のものでなく、継続して情報が提供できる形の方策をとっております。

委員。特定高齢者計画作成件数ですが、31件と大変少ないと感じるが。

高齢者支援課長。国で設けられましたチェックリストにも非常に難しいものですから、いわゆる厳し過ぎる。これには当てはまる者はいませんというような声が非常に多くて、19年度から緩和をしたいというような情報が流れております。ただし、まだ中身については受け取っておりません。

以上で、意見交換を終了いたしました。

今回の委員会は、委員だけでこれまでの委員会のまとめとしての意見交換のための委員会を開催したい旨を告げ、委員会を閉会いたしました。散会は11時55分でした。

続きまして、2月6日水曜日午前9時より、役場第2会議室におきまして委員会を開催いたしました。委員7名全員の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。本日は、委員だけによる委員会であり、2年間の活動のまとめのための意見交換を行う旨を告げ、早速開会いたしました。

委員からは、教育振興についてと少子高齢化対策について、ブレインストーミングの手法を用い発言をしていただきました。委員から出された意見を、委員会の報告書の調査の結果として委員長がまとめて次の委員会に備えることにし、委員会を閉会いたしました。散会は11時10分でした。

続きまして、2月22日木曜日午前9時より、役場第2会議室におきまして委員会を開催いたしました。委員7名全員の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。開会当初の当局からの出席者は、総務課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長、健康づくり課長、高齢者支援課長、学校教育課長の7名でした。本日は、3月定例会に上程予定の議案の説明を各課長よりいただいた後、委員会報告書案について意見交換を行う旨を告げ、早速開会いたしました。

議案の報告後、各課長さんには退席をしていただき、休憩を挟んで委員会を再開いたしました。

委員からは、委員長が作成した報告書の案についての意見を求めました。さまざまな意見が出されたものを委員長がまとめ、最終日に報告書を作成し、3月8日の委員会で皆さんに確認していただくことで合意して、委員会を閉会いたしました。散会は11時10分でした。

なお、報告書につきましては、議会最終日に提出いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終了します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長からお願いいたします。

10番、八木 栄君。

〔産業建設常任委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（八木 栄君） 産業建設常任委員会の議会閉会中における調査活動を報告します。

平成18年12月13日水曜日午後4時より、役場4階第2会議室において、委員会委員7名の出席をいただき委員会を開催いたしました。本日の出席委員は定足数に達しておりましたので、委員会が成立した旨を告げ、所管事務調査、都市整備と産業観光振興に関する調査に入りました。委員会行政視察について協議しました。さきに事務局より視察案を説明していただきました。4通りの案の説明をいただき協議し、視察の決定をいたしました。閉会は4時15分でした。

平成19年1月10日水曜日午前10時40分より、役場4階第2会議室において、委員会委員6名の出席をいただき委員会を開催いたしました。本日の出席委員は定足数に達しておりましたので、委員会が成立した旨を告げ、所管事務調査、都市整備と産業観光振興に関する調査に入りました。さきに、事務局より委員会行政視察の日程について説明をいただき、内容について質疑を受けました。委員より3件の質問がありました。

次に、委員会の今後の進め方について、配付いたしましたスケジュール表改訂版を見ながら説明をしました。説明を終え、これについて意見を求めました。

委員より、条例の作成について、モデルとなる町や優良事例などの資料があるようなら取り寄せて配付してほしいとの要望がありましたので、事務局にお願いいたしました。残り3カ月をこのスケジュールに従って進めていくことを委員に図ったところ、全員異議なく決定いたしました。

なお、視察のレポートについては、様式は問わず個人に任せることとし、提出をお願いし、本日の委員会を終了いたしました。閉会は11時5分でした。

平成19年1月14日日曜日、午後1時55分より役場4階第1会議室において、委員会委員5名の出席をいただき、委員会委員協議会を開催いたしました。本日の協議会の内容は、議長である16番委員が事件を起こしたことで、来週に控えました委員会の行政視察について、中止するかどうか委員の皆さんより御意見を伺い、決定したい旨を伝えました。委員長としての個人的な意見は、中止した方がよいと思うとお話しました。続いて、委員の皆さんから順に意見を伺いました。全員が今回の視察は中止しようという意見でありましたので、そのように決定しました。

以上で、委員会委員協議会を終了しました。閉会は午後2時10分でした。

平成19年2月1日木曜日午後4時15分より、役場4階第1会議室において委員会委員5名と、番外の吉永議長の出席をいただき委員会委員協議会を開催しました。本日の協議会の内容は、再度行政視察を実施するかどうか委員の御意見を伺うものです。新任の吉永議長より、事件も落ち着いたようだし、予算もとってあり、議会も新体制となっているので、行政視察を実施したらいかかとの話があったので、いま一度委員の皆さんの御意見を伺う旨を伝え、個々の意見を聞きました。

委員。日程がネックと思う。行けるなら行った方がよい。多数決をとり、多い方に賛同する。

委員。ぜひ行きたい。しっかりとした報告書であればよいと思う。町長に同行していただきたい。

委員。東京への条例の勉強の視察をどうするかだが、事件に関しての火種はまだある。気をつけないといけない。

委員。行くとなると予算消化と受けとめられる。一度決定したことを変えるべきではない。汚職事件については全部終わっているわけではないので、静かにしていた方がよい。

委員からは、以上の意見がありました。

委員長としては、マスコミに対しても中止すると言ってありますし、いまだに刑事さんが事務局に出入りしていることを踏まえ、前回決定したとおりに中止したいと伝えました。皆さんにお諮りしたところ、全員異議なく中止に決定しました。以上で本日の委員会委員協議会を終了しました。閉会は午後4時28分でした。

平成19年2月23日金曜日午前9時より、役場4階第2会議室において、委員会委員5名と当局より総務課長兼防災監、企画課長、産業課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長の出席をいただき、委員会を開催いたしました。番外の吉永議長は、公務のため不参加でした。本日の出席委員は5名で、定足数に達しておりましたので委員会が成立した旨を告げ、協議事項に入りました。

さきに、報告事項がありました。平成19年第1回定例会に上程されます議案の報告で、総務課より6件、企画課より2件、都市建設課より2件、下水道課より2件、水道課より2件ありました。報告終了後、所管事務調査に関係されない課長さんたちの退席を許可しました。

続いて、所管事務調査、都市整備と産業観光振興に関する調査に入りました。本日の協議内容は、調査案件のまとめについてです。条例の作成についてと新たな産業の創出についてまとめをするものです。産業建設常任委員会の行政視察は、祝儀問題の事件やミヤスの事件などがあり、予定されてはいましたが中

止といたしました。このように、調査研究に当たり、不完全燃焼ではありますが現状の中でまとめをすることにいたしました。

さきに、条例の作成について委員よりまとめの意見をいただきました。

委員。委員会としての調査研究が十分にできなかったので、結果を出すのは難しく、まとめにくい。

委員。新たな議論を行うのではなく、今までの中でできる限りまとめたらどうか。

委員。条例について、東京への勉強が中止になり残念であります。まとめ上げるのにはちょっと難しいと思います。

委員。（仮称）景観条例については、町内を一回り視察しているので、その中での改善を必要とする箇所を取り上げ、報告書にまとめたらいかかが。また、県の景観条例についてのシンポジウムに参加したか中で、条例の制定には時間がかかるということや、住民参加で住民との協働で条例をつくっていくことが大事だと触れていたもので、その点についても報告としてまとめたらどうか。私たちが短い時間の中でやってきたことを報告し、次に託すということも考えられるのではないかと。

委員長。条例の作成については、非常に時間を要することがわかりました。景観条例としたのは、とにかく町の中がそこら中、草ぼうぼうで汚いし、交通安全面でも大変危険であるという面から、官民協力して町の景観をよくしなければならぬという必要性からです。議員の提案による条例づくりということが今後大事であると思います。住民のためになる条例を、産業建設常任委員会や総務文教常任委員会ということだけでなく、議会として住民とともに条例づくりを考えていくことが、私たちの一番求めるものではないかと考えます。

以上、条例づくりについてまとめの意見でした。

続いて、新たな産業の創出ということの中で、陸上養殖について委員よりまとめの意見をいただきました。

委員。美保の東海大学海洋学部への視察は有意義であった。漁業組合の方たちとの話し合いもしたかった。

委員。美保の研究施設への視察を軸に、まとめの報告をしたらいかかが。吉田町は、過去において養鰻業が盛んであった。そのウナギにかわるものが欲しい。また、吉田町に適したものの養殖について、今後前向きに課題として申し送る。

委員。美保への視察が主であり、まとめの軸になると思う。ウナギの養殖の復活や鯉の養殖なども養殖の活性化としてまとめ、報告したらどうか。

委員。新たな産業の創出ということで、吉田町での陸上養殖を取り上げ、調査研究に取り組んだ。今、魚の需要が世界的にも見直されており、魚がビジネスになっていくという時代に入っていくと思います。陸上養殖をやる上で必要な地下海水に注目しました。魚種によって水に含まれる塩分も異なるわけで、温度も一定な温度であるべきで、吉田町には陸上養殖に必要な水があるので、陸上養殖を行う可能性があるのではないかとこの1年で確信を持ちました。吉田町で陸上養殖ができるという可能性を次に伝えていくことが大事だと思います。

養鰻業も過去に比べて低迷している今、それにかわる新しい地場産業を考え、提言していけたらと思います。企業を誘致するために、我が町には養殖に適した豊富な水という資源があるということを示さなければならないと思います。そのために、我が町の地下水を調査するための調査費を予算化するよう、委員会より当局へ提言をしていただきたい。

委員長。東海大学への視察が唯一の勉強となりました。自分の目で見、質問をし、回答をいただき、博士の話や会社役員の話聞くことができ、個人的には大変よい養殖の勉強をさせていただきました。陸上養殖は、現状では世の流れに合った必要性のある産業だと感じました。また、我が町の養殖に対する適性ぐあいも調査する必要があると思います。今後、三星跡地などを頭に入れ、大手企業の中で陸上養殖に関心のある企業を探し、用地の提供を考え、我が町の活性化と発展が得られるように当局に対して提言したい。

当委員会の南伊勢への視察が実施に至らなくて、大変残念でした。内容の濃い質問も結局回答をいただ

けなかったので、今回のまとめにもマイナス的な影響は大きかった。もしかしたらよい結果がと思うと本当に残念です。完璧な報告も可能ではなかったかと思います。将来、当町において陸上養殖ができるかどうかということだけでも、結果として出しておきたかった。

昨年末から本年にかけ事件があり、我々の委員会にとって満足な調査研究ができず不完全燃焼であったため、今後も調査研究の必要があると考えます。今回新たなる産業の一つとして陸上養殖を取り上げたが、まだまだいろいろな産業があると思う。今後、静岡空港の開港等を考慮して、また違った産業を発掘してみたいと思います。

以上、まとめに関する意見でした。

以上で委員会を終了しました。閉会は11時15分でした。

なお、都市整備と産業観光振興に関する調査を継続調査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議なく継続調査とすることに決定しました。

以上が、議会閉会中における産業建設常任委員会の調査活動の報告です。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

---

◎議案第1号～議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（吉永満榮君） 日程第5、議案上程を行います。

第1号議案から第30号議案まで一括上程いたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について6件、条例の制定について3件、補正予算について7件、当初予算について7件、規約変更について5件、道路の路線廃止について1件、道路の路線認定について1件の合計30件でございます。

それでは、各議案につきまして、御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制し、職務、職責が勤務実績に応じた適切な給与システムを確保することを目的とした平成18年8月の人事院勧告に基づきまして、管理職員に支給している管理職手当につきまして、職務、職責を端的に反映させるため、現行の定率制から定額制に移行するに当たり、職務における管理職手当の上限を定めるとともに、少子化対策を積極的に推進するため、3人目以降の扶養手当額を引き上げようとする内容の条例改正をお

認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、吉田町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案、平成18年12月22日に教育基本法（平成18年法律第120号）が公布されたことに伴いまして、本条例に規定されている同法律番号を変更する必要が生じたことから、法律番号を訂正しようとする内容の条例を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、昭和60年1月23日付保険発第7条町保険発第1号の厚生省保険局通知による国民健康保険運営協議会における被用者保険と、保険者を代表する委員の参加基準に基づきまして、退職者医療制度の財源を拠出している被用者保険と保険者の意向が反映されるよう、新たに当該運営委員会委員に被用者保険と保険者の代表者を1名追加しようとする内容の条例改正についてお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、公務能率の一層の向上を図りつつ、職員の勤務時間の適正な管理を行うため、平成18年3月の人事院規則の改正に基づきまして、国家公務員と同様に民間企業においてほとんど普及していない有給の休息時間を廃止し、民間企業と同様に休憩時間として一本化を図ろうとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、自己決定、自己責任において地域を創造する地方分権社会にあつて、新たな行政課題や行政需要に迅速かつ的確に対応していく必要から、町が早急に対処すべき事項である入札制度改革案並びに町有地の適正な管理及び庶務等につきまして、2年を目安として機能的かつ集中的に改革を推進するため、現行の総務課の管理部門を独立させ、新たに契約管理課を設置することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町手数料条例の一部改正をする条例の制定についてでございます。

本議案は、平成18年11月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、住民基本台帳の閲覧に関する取り扱いが明確化されたことから、当町におきましては住民基本台帳の閲覧に関し、業務取扱要綱を制定し、適正な運用を図ってきたところでございますが、当該閲覧に関する手続につきましても明確にする必要があることから、別表中に住民基本台帳の閲覧手数料の項を新たに追加することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、助役が副町長に改められるとともに、収入役を廃止し、新たに一般職の会計管理者を置くこととされ、さらに普通地方公共団体における吏員とその他の職員の区分が廃止されたことから、当町の条例中に規定されている「助役」、「収入役」、「吏員」等の文言を整理する必要が生じたため、同文言が規定されております7条例について、一括して条例改正を行う内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町副町長の定数を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地方の自主性、自立性の拡大を図るため、必要な措置を講ずることを目的として、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、同法第161条の規定により、「助役」が「副町長」に改められるとともに、その定数について改めて条例を定める必要が生じたことから、吉田町における副町長の定数を1人とする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町防犯まちづくり条例の制定についてでございます。

本議案は、すべての町民が、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、町、町民、事業者が協

働して防犯意識を高め、犯罪被害を防止するとともに、地域の連帯を高め、お互いが見守り合い、助け合う地域の力を持って犯罪の起きにくいまちづくりを推進するための基本事項を定めた防犯まちづくり条例を制定することについて、お認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、平成18年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成18年度一般会計への歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,527万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億9,846万円とするとともに、国民健康保険事業会計繰出金、後期高齢者事業事務費等に係る合計2,745万7,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を6,430万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成18年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,325万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億588万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,480万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成18年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,276万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,792万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成18年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,678万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億607万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,312万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億4,651万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成18年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成18年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額から306万1,000円を減額し、総額5億4,461万6,000円に、収益的支出の既定額から4,729万3,000円を減額し、総額を4億5,482万4,000円とするとともに、資本的収入の既定額から9,003万2,000円を減額し、総額を2億8,396万8,000円に、資本的支出の既定額から9,496万2,000円を減額し、総額を6億2,518万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成19年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億7,400万円と定めるとともに、合計5つの事業等につきまして、総額3億5,570万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借入最高額を5億円と定め、給与、職員手当及び共済費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成19年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,868万6,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号予算は、平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ23億737万4,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、保険給付費に係る款内流用を規定した予算

をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成19年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ18億1,015万4,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成19年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ12億7,449万4,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億9,700万2,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額3億2,390万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を4億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成19年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成19年度の水道事業会計予算につきまして、収益収入の総額を5億6,792万1,000円とし、収益支出の総額を4億7,888万円とするとともに、資本的収入の総額を6億8,674万9,000円とし、資本的支出の総額を9億9,604万円として資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億929万1,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1億9,038万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,268万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,722万6,000円で補てんするものと定め、限度額6億810万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどを内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、相寿園管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「助役」が「副町長」に改められるとともに、「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこととされ、さらに普通地方公共団体における「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止されましたことから、当該組合規約の所要の変更をするとともに、本年4月1日から当相寿園の管理運営について、指定管理者制度を導入することから、当組合の事務所在地を管理市である牧之原市役所内に移設するとともに、組合議員定数を11人から7人に変更する内容の規約変更を行うことについて、お認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、平成17年11月7日に公布された障害者自立支援法が平成18年10月1日に完全施行されたことに伴い、組合規約第3条に定める共同事務について、関係法令との整合を図るとともに、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「助役」が「副町長」に改められるとともに「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこととされ、さらに普通地方公共団体における「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止されましたことから、本組合規約の所要の変更をすると同時に、平成19年度における御前崎市の経費支弁を変更しようとする内容の規約変更について、お認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「助役」が「副町長」に改められるとともに、「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこととされ、さらに普通地方公共団体における「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止されましたことから、当組合規約の所要の変更を行うとともに、平成19年度及び平成20年度における当組合の構成市町の負担割合について、お認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「収入役」が廃止されましたことから、当組合規約の所要の変更を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこと及び「吏員」の名称が廃止されましたことから、本組合規約の所要の変更を行うとともに、あわせて本組合加入団体である一部事務組合が解散することに伴い、当該組合を組合構成団体から削除することについてお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、中央幹線2号線が供用開始に伴いまして、住吉地内の1路線が重複することから、この1路線を廃止することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い、新設されました道路を生活道路として利用する必要から、神戸地内の2路線につきまして、町道路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします30議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第10号議案の平成18年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について、第13号議案の平成18年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、第24号議案の相寿園管理組合規約の一部を変更する規約についての3議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、開会当日の議決をお願いするものでございます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

総務課長、伊藤 清君。

[総務課長兼防災監 伊藤 清君登壇]

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 総務課でございます。

第1号議案、第4号議案、第5号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第11号議案、第18号議案、第28号議案の計9議案について御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制し、職務、職責や勤務実績に応じた適切な給与システムを確保することを目的といたしまして、平成18年8月8日の人事院勧告に基づきまして、管理職員に支給しております管理職手当を現行の定率制から定額制に移行することに当たっての支給割合の上限を定めるとともに、少子化対策を積極的に推進する観点から、3人目以降の扶養手当の額を引き上げようとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず、管理職手当の支給上限につきましては、第7条の2第2項におきまして、管理職手当は職員の職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならないとしております。

次に、扶養手当の関係でございますが、第8条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削るものでございまして、現行の規定におきまして、2人目まではそれぞれ月額6,000円、3人目以降、その他の扶養親族については月額5,000円としておりましたが、扶養手当の額を一律に月額6,000円とするものでございます。

なお、附則第1項につきましては、この改正規定は平成19年4月1日から施行することとし、附則第2項におきましては、現行の管理職手当が改正後第7条の2第2項に規定する管理職手当額の上限を超えている場合は、平成23年3月31日までの間は、現行の額が保障される経過措置を、附則第3項におきましては、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとし、附則第4項では、今回の改正に伴いまして、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第9項中の文言を整理しようとするものでござ



ざいます。

続きまして、第4号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページ、並びに参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

本議案は、公務能率の一層の向上を図りつつ、職員の勤務時間の適正な管理を行うため、平成18年3月の人事院規則の改正に基づきまして、国家公務員と同様に、民間企業ではほとんど普及していない有給の休憩時間を廃止し、民間企業に準拠した休憩時間として一本化しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず第6条の改正でございますが、第1項では、休憩時間につきまして、現行45分を60分に延長するため、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも60分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとしており、第2項では、休憩時間の例外として、休憩時間を60分とすることにより、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、任命権者は休憩時間を45分以上1時間未満とすることができることとしております。

次に、第7条の改正でございますが、現行午前15分、午後15分の計30分与えられております休憩時間を廃止するため、第7条を削除しようとするものでございます。

なお、附則第1項におきまして、改正規定は平成19年4月1日から施行することとし、附則第2項では、経過措置として公務の運営上の事情により、交代勤務などの特別の勤務形態によって勤務する職員について、町長が必要と認める場合は、当分の間、従来どおりの休憩時間によることができるとしてあります。今回の休憩時間及び休憩時間の改正によりまして、平成19年4月1日から、役場職員の勤務時間は、午前8時15分から午後5時15分となるとともに、平日の役場の開庁時間も従来より15分延長され、職員の勤務時間と同様に午後5時15分までとなるものでございます。

続きまして、第5号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の9ページ、10ページ、並びに参考資料ナンバー5及び5-2をごらんいただきたいと思います。

本議案は、自己決定、自己責任において、地域を創造する地方分権社会にあつて、新たな行政課題や行政需要に迅速かつ的確に対応していく必要から、町が早急に対処すべき事項であります入札制度改革並びに町有地の適正な管理及び処分等につきまして、機動的かつ集中的に改革を推進するため、新たに契約管理課を設置しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、現行の総務課の管理部門を2年を目安として、「契約管理課」として新たに設置するものでございます。この契約管理課の設置目的といたしまして4点ほどございまして、まず1点目として抽選型指名競争入札制度の見直し及び公正で透明な入札制度の構築を図ることとでございます。2点目といたしまして、入札制度のみならず、業務委託や物品購入を含めました契約制度の見直しでございます。3点目といたしましては、町有地の有効活用及び処分を含めた管理体制の強化でございます。4点目といたしまして、各課で所管しております公有財産の総合調整を行うこととでございます。

これら4点を当課の最重点課題といたしまして、平成20年度末を目標に、これらの課題の解決を図ろうとするものでございます。

続きまして、第7号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての内容でございます。

議案書13ページから15ページ、並びに参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「助役」が「副町長」に改められるとともに、「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこととされ、さらに普通地方公共団体における「吏員」と「その他の職員」の区分が廃止されましたことから、条例中に「助役」、「収入役」、「吏員」等の文言が規定されている部分を整理する必要がありますことから、これらの文言が規定されている7条例について、一括して改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条では、吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正をございまして、同条例第4条中、「吉田町収入役」を「吉田町副町長」改めるものでござい

ます。

第2条は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正でございまして、同条例別表に規定されておりました「収入役」の項を、すべて削除するものでございます。

第3条では、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございまして、同条例第13条第2項中「団長については収入役が、その他の団員については」を削り、費用弁償の支給については、すべて一般職の職員とするものでございます。

第4条は、吉田町表彰条例の一部改正でございまして、同条例第3項中「助役」を「副町長」に改めるものでございます。

第5条は、吉田町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございまして、同条例第2条中「助役及び収入役」を「及び副町長」に改めるものでございます。

第6条は、吉田町税条例の一部改正でございまして、同条例第2条第1項中「町吏員」を「町職員」に改めるものでございます。

第7条は、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正でございまして、同条例第4条第1項5号中「助役、収入役」を「副町長」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、附則におきまして平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第8号議案 吉田町副町長の定数を定める条例の制定についての内容につきまして申し上げます。

議案書の16ページ、17ページ、並びに参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思います。

本議案は、平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されましたことに伴い、同法第161条の規定により、「助役」が「副町長」に改められるとともに、その定数につきましては、新たに条例で定める必要が生じたことから、吉田町の副町長の定数を定めようとするものでございます。

制定の内容でございますが、本条例は、改正後の地方自治法第161条第2項において、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるとの規定に基づきまして、現行の助役の定数と同様に1名とするものでございます。現行の助役の定数につきましては、改正前に地方自治法第161条第2項におきまして、市町村に助役を1人を置くことと規定され、当町においても現在鈴木助役が御就任されているわけでございます。

今回の定数に当たりましては、当町の行財政規模、または人口規模などを総合的に勘案しますと、現行の助役と同様の1人が妥当であると判断し、定数を1人としているものでございます。また、この副町長の選任に当たりましては、地方自治法第162条におきまして、従来の助役の選任と同様に、議会の御同意が必要となるものでございますが、改正法の附則第2条におきまして、この法律が施行される際、現に助役であるものは、改正後も地方自治法第162条の規定により、副町長に選任されたものとみなされ、その任期については現行の助役の残任期間と規定されておりますので、平成19年4月1日から鈴木助役がそのまま鈴木副町長となるものでございます。

続きまして、第9号議案の吉田町防犯まちづくり条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の19ページから21ページ、並びに参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思います。

近年、本県における犯罪件数は、平成10年から増加傾向を示し、平成14年には過去最高の6万3,008件を記録いたしました。その後、平成15年から3カ年連続で減少に転じ、平成17年には5万5,513件となりましたが、依然として多発している状況にあります。こうした犯罪を減らすために、警察活動に頼るだけでなく、町、町民及び事業者が協同し、防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連携を高め、お互いが見守り合い、助け合い、地域の力を持って犯罪の起きにくいまちづくりに積極的にかかわることが大切であります。

こうしたことから、町民の生命、身体、または財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、町、町民及び事業者のそれぞれの責務及び活動方針を明らかにすることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本となる事項を条例により定めるものでございます。

第1条は、町内における犯罪の発生防止に関し、それぞれの責務と活動方針を明らかにし、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すという本条例の目的を規定したものでございます。

第2条は、一般的に用いられている意味とは違う意味として、条例において用いられている用語の定義を規定したものでございます。

第3条は、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たっての町の責務を規定したものであります。代表的な施策として広報及び啓発、人材の育成、犯罪防止に向けての環境整備を掲げたものでございます。広報及び啓発は、広く町民の目に触れる町のホームページや、広報よしだ等を通じ、犯罪情報や防犯のノウハウを提供することにより、町民の防犯意識の高揚と具体的防犯行動を促し、町民等が参加する場所での防犯講座の解説や、防犯キャンペーン等を行うものであります。

人材の育成は、防犯まちづくりリーダー養成講座の開催や、各種情報提供等について県と協力しながら実施するものでございます。

犯罪防止に向けての環境整備や防犯灯の設置、公共施設における防犯対策事業などが上げられます。また、施策をより効果的に実施するために、関係する機関または団体と連携を緊密に図ることを規定したものでございます。

第4条は、町民一人ひとりが犯罪の防止に関する問題を人任せにすることなく、自分自身や地域のこととして認識した上で、自主的な防犯活動を推進するように努めること、及び町の施策に協力することを町民の責務として規定したものでございます。

第5条は、事業者がみずからその事業活動において、安全確保に努めるとともに、事業者も地域の一員として、地域の防犯活動に協力し、地域社会に貢献することに努めること、また、町の施策に協力することを事業者の責務として規定したものでございます。

第6条は、土地及び建物の所有者、管理者がみずからの所有管理する土地、建物の構造、設備等について、防犯性を向上させるように努めることを規定したものでございます。

第7条は、建物を設計し、また建築しようとする者が、県の定める指針に基づき、当該建物の構造設備の防犯性を向上させるように努めることを規定したものでございます。

第8条は、犯罪被害者となりやすい者の安全の確保に努めることを規定したものでございます。

第9条は、安全で安心して暮らせる環境を確保するために、町が実施すべき活動内容を具体的に規定したものでございます。

第10条は、学校、児童施設の設置者や教育委員会、学校長、施設長などが必要に応じて児童等の保護者の参加を求め、学校等における安全の確保を図るとともに、通学路等における児童等の安全を確保するため、通学路等の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民が連携して努めることを規定したものでございます。

第11条は、協議会の設置、本条例を効果的に施行する方策を協議し、町全体で安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する核として機能を果たすため、防犯まちづくり推進協議会を設置することを規定したものでございます。

第12条は、条例の施行についての細かな点を別に規則等で定めることとするを規定したものでございます。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第11号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についての内容につきまして、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出の総額にそれぞれ4,204万6,000円を追加いたしまして、総額2億4,325万9,000円にさせていただきますという予算案でございます。

今回の補正は、土地取得会計の土地を一般会計で買い戻しをしていただき、その財源を土地開発基金へ繰り戻すといった増額補正と、土地開発基金から繰入金を減額し、歳出の財産取得費を減額するといった内容となっております。

それでは、歳入から御説明いたしますが、3ページをごらんください。

1 款の財産収入につきましては、土地取得会計で土地財産として所有しておりますみどり団地での2区画の用地と開発行為での道路後退線用地を一般会計に売り払いますので、その財産売却収入として4,926万3,000円を増額するものでございます。

2 款繰入金は、土地開発基金からの繰入金を721万7,000円減額するものでございます。

以上収入合計4,204万6,000円の増額補正となります。

4ページをごらんください。

歳出の1 款総務費の総務管理費では、財産取得費を721万7,000円を減額し、278万3,000円とし、繰出金では土地開発基金への繰出金として4,926万3,000円を増額し、4,931万1,000円の繰出金とするものでございます。支出合計が4,204万6,000円の増額補正となります。

続きまして、第18号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の40ページから42ページをごらんください。また、お手元の平成19年度吉田町一般質問及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算のつづりの次に、土地取得事業特別会計の事項別明細書がございますので、あわせてごらんください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,868万6,000円とさせていただきたいという予算でございます。

歳入から御説明いたします。

1 款財産収入では、土地開発基金の利子収入として財産運用収入の1,000円と、財産売り払いの収入1万円の計上でございます。

2 款繰入金1億9,867万3,000円は、土地開発基金からの繰入金1,000万円と能満寺門前整備と総合運動公園整備の起債償還分として、一般会計繰入金から1億8,867万3,000円を合わせました金額となります。

3 款繰越金で1,000円、4 款諸収入で預金利子の1,000円でございます。

収入総額1億9,868万6,000円の計上でございます。

次に、歳出でございますが、1 款総務費の総務管理費1億9,868万6,000円でございますが、主なるものは、用地を取得するための財産取得の1,000万円と、用地先行取得債での公債費償還1億8,867万3,000円でございます。

続きまして、第28号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の70ページ、71ページ及び参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、「収入役」を廃止し、新たに一般職の「会計管理者」を置くこと、及び「吏員」の名称が廃止されましたことから、本組合規約の所要の変更を行うとともに、あわせて本組合加入団体である一部事務組合が解散することに伴い、当該解散する組合を組合構成団体から削除しようとするものでございます。

変更の内容でございますが、第10条第6項では、従来収入役について規定されておりましたが、収入役が廃止されましたことから、新たに会計管理者を置くこととし、その会計管理者は組合事務局の職員から組合長が任命することとしております。

第11条では、組合の職員について規定されておりますので、「吏員」の名称が廃止されましたことから、「職員」に改めるとともに、その職員については組合長が任命することとしております。

別表第1及び別表第2では、組合の構成団体について規定されておまして、このうち組合構成団体である伊豆つくし学園が平成19年3月31日をもって、当組合が解散するため、同表から削除しようとするものでございます。

以上が総務課からの9議案につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまでした。

次は、企画課長、久保田晴己君。

〔企画課長 久保田晴己君登壇〕

○企画課長（久保田晴己君） 企画課でございます。

本議会定例会に上程をします第10号議案、第17号議案、第27号議案の3議案について御説明申し上げます。初めに、第10号議案 平成18年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

第1条で、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,527万8,000円を追加し、総額92億9,846万円とさせていただきたいという予算案でございます。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。これは国民健康保険事業会計繰出金、介護保険事業会計繰出金、後期高齢者事業事務費、町単カネマン大井線道路改良事業費、土地区画整理事業費の5事業につきまして、19年度へ繰り越して執行いたしたく明許金額をお認めいただくとするものであります。

次に、6ページをお開きください。

地方債の補正でございます。

地方債の補正は、地方特定大幡川幹線と小学校屋内運動場改築事業の2事業について、起債限度額の減額補正をお認めいただくとするものであります。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款町税でございますが、1億6,464万9,000円の増額であります。これは法人町民税の現年課税分1億3,919万9,000円の増額が主なもので、その他の各税目で滞納繰越分を実績によりそれぞれ増額するものであります。

次に、11ページ、4款配当割交付金520万円、株式等譲渡所得割交付金700万円の増額でございます。

12ページの8款地方特例交付金では、交付額の決定により586万円の増額でございます。

11款分担金及び負担金は、民生費の老人施設入所者負担金53万2,000円と、保育所保護者負担金330万円の減額でございます。

次に、13ページの12款使用料及び手数料は136万6,000円減額でございますが、これは住宅使用料の減額が主なものです。

13款国庫支出金は、1,987万1,000円の減額でございます。主なものは児童手当費に伴う国庫負担金の減額など1,726万1,000円、また平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に伴うシステム改修など準備に対する補助金の増額、農林水産業費国庫補助金では、津波高潮危機管理対策緊急事業費の変更に伴い、1,000万円を減額するものでございます。

16ページからの14款県支出金は、1,983万4,000円の減額でございます。国庫負担金と同様に、児童手当に伴う県負担金の減額やお夏橋橋梁整備事業負担金が確定したことによる空港関連治水対策補助金600万円、また、農林水産業費では津波高潮危機管理対策緊急事業費の変更に伴う800万円の減額と19ページの都市計画費委託金で用地事務費として359万5,000円の増額などでございます。

15款財産収入ですが、160万円の増額であります。これは不動産売払収入として、用途廃止に伴う用地の売却によるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

19款諸収入は1,017万2,000円の増額でございます。主なものは町税の延滞金として1,420万円の増額、総務費雑入での静岡県市町村振興協会市町村交付金の増額や民生費雑入での新予防ケアプラン作成料473万9,000円の減額などでございます。

次に、21ページでございます。

20款町債は6,430万円の減額でございます。これは土木費の地方特定事業大幡川幹線や教育債の小学校屋内運動場改築事業の実績による減額でございます。

以上、歳入合計としまして、8,527万8,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

22ページをお開きください。

1款議会費は128万2,000円の減額でございます。これは議員の報酬と議員共済費の減額でございます。

次に、23ページから28ページまでの2款総務費は3,178万3,000円の増額でございます。増額の主なものは、23ページの一般管理費での退職手当組合負担金の4,022万1,000円や、吉田町牧之原市広域施設組合負担金618万9,000円、企画費の生活交通確保対策費補助金69万2,000円などでございます。また、減額は臨時職員対策費588万円など、実績や決算見込みによるものであります。

次に、29ページをお開きください。

29ページから34ページまでは、3款民生費でございます。4,122万8,000円の増額であります。29ページの国民健康保険事業会計繰出金858万7,000円、これは保険基盤安定繰出金の減額はありますが、財政安定化支援事業繰出金などにより増額となっております。また、その他一般会計繰出金については、平成20年度から創設される後期高齢者医療制度に伴う前期高齢者システム改修に係る補正であり、繰越明許費として次年度へ繰り越しをお願いするものであります。

30ページの老人保健事業会計繰出金7,671万9,000円は、医療給付費の増額によるものです。

32ページの介護保険事業会計繰出金のうち事務費繰出金90万4,000円につきましては、国民健康保険繰出金と同様に、後期高齢者医療制度に伴う介護システム改修に係る補正であり、繰越明許費として翌年度へ繰り越しをお願いするものであります。

33ページの児童手当費では、給付見込みにより2,597万円の減額であります。

34ページの保育園管理費では、榛原地域土地開発公社からさくら保育園の用地の買い戻し分として、2,519万円が計上されております。これにより榛原地域土地開発公社からの買い戻しはすべて終了することになります。

次に、35ページをお開きください。

35ページから39ページまでの4款衛生費は2,445万5,000円の減額であります。主なものは、36ページの保健衛生総務費の榛原病院負担金873万9,000円や伝染病予防費560万5,000円、37ページの吉田町牧之原市広域施設組合負担金279万8,000円などの減額。増額としましては、39ページの後期高齢者事業事務費1,100万円は、後期高齢者医療制度の創設に伴う電算処理委託料であり、繰越明許費として次年度へ繰り越しをお願いするものであります。

次に、41ページをお開きください。

41ページから43ページまでの6款農林水産業費は、2,040万8,000円の減額であります。主なものは職員人件費の増額と43ページの漁港管理費の津波高潮危機管理対策緊急事業費2,000万円の減額でございます。

44ページをお開きください。

商工費は401万4,000円の減額であります。これは中小企業融資事業費や展望台小山城周辺維持管理費など各項目とも実績による減額でございます。

次に、46ページをお開きください。

46ページから51ページまでの8款土木費は1億7,426万2,000円の減額であります。土木総務費では県単事業負担金や各種負担金の減額、47ページの県営橋梁整備事業負担金は、お夏橋整備事業費の事業費が確定したことにより、町負担金が2,300万円の減額となりました。また、地方特定道路整備事業大幡川幹線5,969万2,000円などの減額がございます。

50ページの都市計画費では、土地区画整理事業の浜田土地区画整理組合補助金などで4,909万円の減額、51ページの公共下水道の繰出金3,027万2,000円の減額などが主なものでございます。

次に、52ページをお開きください。

9款消防費655万1,000円の減額は、吉田町牧之原市広域施設組合負担金255万1,000円と国民保護対策費400万円を減額するものでございます。

次に、53ページからの10款教育費は1,366万4,000円の減額であります。増額の主なものは職員人件費と54ページの小中学校活動補助金79万円、56ページの小学校費の小学校児童の就学援助費、中学校費の生徒就

学援助費の増額などがございます。また、55ページの自彊小学校体育館建設事業費403万3,000円や、学校管理費、図書館管理費などそれぞれ支出額の確定や見込みによる減額計上でございます。

次に、64ページをお開きください。

12款公債費では3,974万6,000円の増額であります。これは元金で静岡県振興資金4,211万6,000円の繰上償還元金であります。利子237万円の減額は、平成17年度借入れ分の利率が当初見込みより若干低い利率であったための減額でございます。

次に、65ページ、13款諸支出金につきましては、普通財産購入費といたしまして土地取得事業特別会計からみどり団地2区画を買い戻すために、4,649万1,000円を計上いたしました。基金費では、財政調整基金に1億3,069万9,000円、減債基金に1,000万円、吉田町小中学校建設基金3,000万円の積み立てをさせていただきたいというものであります。

以上、歳出補正予算の合計は8,527万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第17号議案、平成19年度吉田町一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

提出議案つづりの31ページをお開きください。

まず、第1条におきまして、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ81億7,400万円とさせていただきたいという予算案でございます。

予算規模は、前年度比7%、金額で6億1,300万円の減額になっております。予算規模につきましては、平成18年度と比較しますと自彊小学校体育館の建設事業やお夏橋の橋梁整備事業の負担金、そして片岡会館に伴う補助金などの大きな事業が終了したことにより減額され、吉田町の身の丈に合った予算規模となりました。

第2条の債務負担行為につきましては、当該年度以降における債務の負担となる事項、期間及び限度額を定めたものでございます。

少し飛びますが、38ページをお開きください。

第2表 債務負担行為は、平成19年度以降各課で各種の賃貸借契約の締結により、その支出が義務づけられますので、その期間と限度額の金額を定めたものであります。

1段目は事務機器等の賃貸借契約、2段目は自動車等賃貸借契約でございます。

続きまして、第3条の地方債につきましては、平成19年度に借入れを予定している地方債における起債の目的、限度額、利率等を定めたものでございます。

39ページをお開きください。

臨時財政対策債など平成19年度の借入れ予定の地方債でございます。第4条の一時借入金でございますが、借入れの最高額は5億円と定めたものでございます。

第5条につきましては、地方自治法第220条の第2項のただし書きの規定により、各項間における歳出予算の流用についての定めでございます。

それでは、31ページからの歳入から御説明いたします。

お手元の平成19年度の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の1ページより、一般会計の事項別明細書がありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

1款町税でございますが59億3,945万4,000円、前年度対比で7.4%の増、金額で4億678万円の増額となっております。これは個人町民税は税源移譲と定率減税の廃止の影響などにより、前年度比で24.5%、金額で2億7,351万7,000円の増額を見込みまして、1項町民税は前年度比18.1%の増、22億2,523万9,000円といたしました。

2項固定資産税では、償却資産は減額となりましたが、土地家屋で増額となり、総額では前年度比1.6%、金額で5,046万7,000円の増額の32億2,089万1,000円といたしました。

3項軽自動車税は5,339万5,000円、4項町たばこ税は1億8,200万円、5項都市計画税は2億5,792万9,000円でございます。

2款地方譲与税につきましては、1億2,200万円の計上でございます。これは平成16年度より三位一体の改革により、税源移譲の暫定措置として、国からの譲与税として創設されました所得譲与税が、平成19年

度より税源移譲されたことにより廃止されました。これにより前年度比65%、2億2,700万円の減額となりました。

続きまして、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成18年度の決算見込みを参考にいたしまして、それぞれ1,000万円を見込みました。

32ページであります。6款地方消費税交付金は前年度比7.1%、2,000万円の増額の3億円を計上いたしました。

7款自動車取得税交付金、平成18年度と同額の8,500万円でございます。

8款地方特例交付金は、児童手当の改正に伴い、平成18年度から交付されました児童手当特例交付金と恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が、平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた特別交付金になりましたので、前年度比60.7%、金額では8,500万円減額の5,500万円でございます。

9款地方交付税につきましては、国の予算の減額により前年度比20%、金額では2,000万円減額の8,000万円を見込みました。

10款の交通安全対策特別交付金、平成18年度と同額の600万円でございます。

11款分担金及び負担金につきましては、前年度比1.4%、金額では190万3,000円の減額で1億3,890万円でございます。

1項分担金は吉田漁港の浚渫事業や水産基盤整備事業、小規模局部改良事業に対する漁業協同組合からの分担金などにより1,066万2,000円でございます。

2項負担金は、老人施設入居費や保育所保護費からの負担金として1億2,823万8,000円を計上しております。

12款の使用料及び手数料につきましては、前年度比1.1%、72万9,000円増額の6,597万3,000円でございます。

1項使用料は、体育館などの各施設の使用料や住宅使用料などで4,831万9,000円、2項手数料は、戸籍窓口手数料などで1,765万4,000円の計上でございます。

13款国庫支出金は、前年度比16.5%、6,705万5,000円増額の3億3,951万4,000円でございます。

1項国庫負担金は、1億6,675万7,000円でございます。これは児童手当が小学校終了前まで拡大になったため、民生費国庫負担金が増額になっていますが、自彊小学校屋内運動場建設に伴う国庫負担金の減額により、総額としては882万3,000円の減額となっております。

2項国庫補助金は、5,735万7,000円減の1億6,374万8,000円でございます。これは民生費国庫補助金でのわかば保育園建設に伴う次世代育成支援事業補助金や土木費国庫補助金での小藤路公園事業費補助金などの減額によるものでございます。継続事業として、津波高潮危機管理対策緊急事業補助金1億円や、地方道路整備臨時交付金2,750万円などが計上されております。

3項国庫委託金は、民生費国庫委託金の国民年金事務費委託金などで900万9,000円でございます。

14款県支出金では、前年度比24.8%、1億4,873万7,000円の減の4億5,184万7,000円でございます。

1項県負担金は1億3,822万8,000円で、1,886万4,000円の増額であります。これは民生費県負担金で児童手当費の拡大によるものが主なものであります。

2項県補助金は2億5,070万1,000円で、1億8,902万7,000円の減額であります。これは片岡会館建設事業に伴う空港隣接地域振興事業費の補助金やお夏橋の橋梁整備負担金への空港関連治水対策事業費補助金などの減額によるもので、平成19年度の主なものは農林水産業費補助金での水産振興事業補助金8,000万円や、水産基盤整備事業補助金4,984万円、土木費県補助金の東名川尻幹線事業補助金1,600万円、大規模地震対策等総合支援事業補助金1,012万1,000円などでございます。

3項県委託金は6,291万8,000円で、2,142万6,000円の増額であります。主なものは、総務費の県委託金の県議会議員選挙費489万4,000円や参議院議員選挙費1,025万円、徴税費4,200万円や権限移譲事務交付金203万6,000円などでございます。

15款財産収入は、342万9,000円でございます。



1 項財産運用収入は、財産貸付収入や利子及び配当金の収入241万9,000円、2 項財産売払収入は町有地や法定外財産の売払収入で101万円であります。

16款寄附金につきましては、前年同額の1万円の計上であります。

17款繰入金は、特別会計繰入金で10万7,000円であります。

18款繰越金は、1億5,000万円といたしました。

19款諸収入は46%、4,356万9,000円減の5,106万6,000円でございます。これは平成18年度に交付された静岡県市町村振興協会基金交付金がなくなったためであります。平成19年度の主なものは、静岡県市町村振興協会市町村交付金550万円や、コミュニティー助成事業130万円などがございます。

20款町債につきましては、財政健全化を進めるための抑制を図り、対前年度比39.9%、2億3,630万円減額の3億5,570万円といたしました。

以上、歳入合計といたしまして81億7,400万円でございます。

続きまして、35ページの歳出につきまして、御説明申し上げます。

1 款議会費は、前年度比1.5%、144万9,000円増額の9,576万8,000円でございます。

2 款総務費は、前年度比18.7%、2億4,295万2,000円減額の10億5,648万8,000円であります。これは1 項総務管理費での人件費の減額と、地域交流費の地区集会所建設補助金や片岡会館建設に伴うコミュニティー施設建設補助金、空港活用推進費での隣接地域振興事業費補助金などがなくなったことによるものです。主なものでは、吉田町牧之原市広域施設組合負担金2,635万2,000円や、土地取得会計繰出金1億8,867万3,000円などで、8億1,903万4,000円でございます。

2 項徴税费では、固定資産課税基準策定業務などの委託料の増額により、1億4,795万円を計上いたしました。

3 項戸籍住民基本台帳費では、平成18年度並みの5,318万5,000円を計上いたしました。

4 項選挙費では、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙、そして参議院議員選挙の経費などで3,366万2,000円でございます。

5 項統計調査費では、商業統計、工業統計、就業構造統計調査など平成19年度に実施する調査の経費が計上されております。

3 款民生費は、前年度比8.5%、1億5,629万5,000円減額の16億8,771万8,000円あります。これはわかば保育園の建設事業費の減額によるものです。

1 項社会福祉費は、国民健康保険事業会計繰出金7,974万円、老人保健事業会計繰出金1億1,359万3,000円、介護保険事業会計繰出金1億9,778万4,000円などにより、9億1,714万3,000円でございます。

2 項児童福祉費は、17.8%、1億6,678万円の減額、7億7,024万6,000円あります。平成18年度に児童手当が小学校3 学年終了前から、小学校終了前まで拡大されたため2億2,500万円を計上、新規事業ではさゆり保育園建設に向けて、設計委託料997万5,000円や自彊小学校区放課後児童クラブの建設費として、施設整備に2,496万2,000円などが計上されております。

4 款衛生費は、2.1%、3,057万3,000円増額の14億8,496万7,000円あります。主なものは1 項保健衛生費で榛原病院負担金が3億3,480万9,000円や、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場費、ごみ処理費、し尿処理費の総額7億4,216万9,000円、合併浄化槽設置補助金として4,360万円、また乳幼児医療費の無料化を小学校入学前から小学校6年生の児童まで対象を拡大するため、乳幼児・児童医療費として1億219万4,000円、予防接種委託料2,015万4,000円の中には、高齢者の肺炎球菌予防接種助成事業に500万円、そして、平成20年度から創設される後期高齢者医療費制度事務費として938万7,000円などが計上されております。

5 款労働費は、前年度比0.7%、1万9,000円の減の287万4,000円あります。

36ページでは、6 款農林水産業費は、前年度比6.2%、2,554万円の増額の4億3,532万8,000円あります。

1 項農業費は、広域農道整備事業への負担金3,150万円や、農道整備用地費765万円など1億663万8,000円でございます。

2 項林業費は、松くい虫防除事業や保安林等の整備事業などで703万5,000円でございます。

3 項水産業費は、津波高潮危機管理対策緊急事業費2億円や、水産基盤整備事業費7,000万円が計上され

ており、3億2,165万5,000円でございます。

7款商工費は、前年度比6.3%、448万8,000円の増額の7,521万1,000円でございます。

1項商工費は、商工振興補助金1,200万円や商店活性化事業補助金150万円などが計上されております。

8款土木費は、前年度比10%、1億5,293万円減額の13億7,347万1,000円でございます。主なものといたしましては、1項土木管理費で焼津榛原線、島田吉田線の県単道路整備事業負担金3,510万円など7,814万6,000円でございます。

2項道路橋梁費は、お夏橋整備事業負担金が減額となりましたが、道整備交付金事業大幡川幹線整備事業3,000万円や、地方特定大幡川幹線整備事業5,700万円、西の坪大浜4号線やカネマン大井線、谷川東塩谷2号線などの生活関連道路整備事業などが計上されており、3億1,875万9,000円でございます。

3項河川費は3,291万9,000円で、大窪川改修工事1,593万円が計上されております。

4項都市計画費9億2,656万2,000円で、主なものは榛南幹線整備事業、街路事業5,000万円、東名川尻幹線6,400万円、土地区画整理事業費3,952万3,000円、公共下水道事業繰出金5億9,727万6,000円でございます。

5項住宅費は、施設補修費などにより1,708万5,000円でございます。

9款消防費は、前年度比9.4%、2,700万円増額の3億1,485万9,000円でございます。主なものは吉田町牧之原市広域施設組合負担金、消防費2億4,180万7,000円、消防団運営費として1,996万8,000円や同報無線子局設置工事598万5,000円でございます。

10款教育費は、前年度比24.6%、2億2,657万9,000円減額の6億9,566万4,000円でございます。これは自彊小学校体育館建設事業が終了したことによるものです。

1項教育総務費では、各小中学校の図書室空調整備1,155万円、(仮称)小さな理科館事業費として調査費など300万円が計上されております。

2項小学校費、3項中学校費では各小中学校と中央公民館、総合体育館にAED、除細動器を設置するための予算を備品費に計上いたしました。また、中央小学校校地の拡張事業としましては、学校用地を3,381万8,000円計上いたしました。

4項社会教育費は1億8,272万6,000円で、各施設の運営費を初め健康づくり事業としてオリジナルダンスの作成委託料に960万円、5項保健体育費は1億9,088万6,000円で、各体育館の管理費、給食施設費として共同調理場費1億2,031万4,000円が計上されております。

11款災害復旧費は、前年度同額の10万円でございます。

12款公債費は、元金に繰上償還5,000万円を見込みまして6.5%、5,665万6,000円増額の9億2,132万3,000円といたしました。

13款諸支出金につきましては、1項普通財産取得費2万円と、2項基金費の20万9,000円で22万9,000円でございます。

14款予備費は、平成18年度より2,000万円増額の3,000万円といたしました。

以上、歳出合計81億7,400万円でございます。

以上、平成19年度吉田町一般会計予算案の説明とさせていただきます。

最後に、第27号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約の改正についてでございます。

提出議案つづりの68ページと、参考資料ナンバー16をごらんいただきたいと思います。

本議案は、旧一部事務組合にかわって平成17年4月1日から、島田市、川根本町、川根町と当町の1市3町で構成され設置された協議会における規約の一部改正であります。今回の規約の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う「収入役」の役職名称の廃止により、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約中における「出納員」の名称を変更する必要が生じたため、地方自治法第252条6の規定に基づき、議案を上程するものであります。

規約変更の内容でございますが、規約中の第21条の協議会の出納員についての定めでございます。本条では、「協議会に出納員を置き、会長の属する市町の収入役をもって充てる。」となっておりますので、今回の地方自治法の一部改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

附則では、施行期日について、平成19年4月1日から施行し、経過措置につきましては地方自治法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により、経過措置を設けています。

以上、企画から3議案の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時22分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

町民課長、絹村尚巳君から詳細説明をお願いします。

〔町民課長 絹村尚巳君登壇〕

○町民課長（絹村尚巳君） 町民課でございます。町民課につきましては、第3号議案、第6号議案、第12号議案、第13号議案、第19号議案、第20号議案の6議案につきまして、御説明申し上げます。

最初に、第3号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料3をごらんください。

国民健康保険施行令第3条第2項により、国民健康保険運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えてできることとしています。基準として、目安でおおむね退職被保険者及びその被扶養者の数が1,500人以上で、かつその被保険者全体の数に占める割合が3%以上であると市町村が示されており、当町では、平成17年8月末には、退職被保険者及びその被用者の数が1,558人、被保険者全体の数の占める割合が15.76%とこの取り扱いの基準を超えております。

そこで、次回の改選時期に合わせ、平成19年6月1日から吉田町国民健康保険運営協議会委員に被用者保険者を代表する委員を1人加えるとするものであります。

次に、第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の11、12ページ及び別紙参考資料6をごらんください。

平成18年度11月、閲覧制度に係る住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、同法11条の2第1項の規定に基づく閲覧に対し、吉田町手数料条例別表2、手数料を徴収する事項と手数料の金額を明記することとしたものでございます。

なお、従来は手数料につきましては、手数料条例別表に規定されています公文書、図面閲覧、または照合1件につき300円に基づいて徴収していたところで。

次に、第12号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億588万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億3,480万7,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

2款2目督促手数料は、19万4,000円の増額でございます。これは本年度の実績に基づき補正したものでございます。

3款1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金は、5,762万円の減額でございます。これは主に医療費が減額となったためでございます。高額医療費共同事業負担金が217万6,000円の減額ですが、これは拠出金額の確定に伴うものでございます。

7ページをごらんください。

2項1目財政調整交付金は1,122万5,000円の減額でございます。これは主に財政調整交付金の実績の算定によるものであります。

次の4款療養給付費等交付金は、2,681万3,000円の減額でございます。これは主に診療報酬支払基金で推計値を見直した変更額に合わせ調整したものでございます。

次に、8ページ、5款1項1目高額医療費共同事業負担金は217万6,000円の減額ですが、国庫負担金と同じ理由でございます。

5款2項1目財政調整交付金は、1,405万円の減額でございます。これも国の交付金と同じ理由でございます。

9ページをごらんください。

6款1目高額医療費共同事業交付金は、635万円の減額でございます。実績に伴う補正でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、381万8,000円の減額です。これも実績によるものでございます。

10ページ、8款2目一般会計繰入金は、858万7,000円の増額でございます。内訳は1節と2節の保険基盤安定繰入金は、現時点での課税所得で積算し、軽減分と支援分を合わせ409万3,000円減額となります。課税本算定に基づくものなどでございます。また、4節の出産育児一時金180万円の増額は、実績により推計させていただいたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金578万円の増額は、当初見込みで計上してありましたが、総務省の今回の決定により調整したものでございます。そのほか一般会計繰入金510万円の増額は、前期高齢者システム開発委託料分でございます。

なお、この事業は平成19年度分国庫補助金の前倒しで、平成18年度分補助金収入のため繰越明許とさせていただき、次年度事業の実施となります。

次に、11ページをごらんください。

10款1項の延滞金でございますが、一般と退職と合わせ98万円の増額になっております。これは本年度分の実績に基づいたものでございます。

3項雑入は858万3,000円の増額でございます。主に一般及び退職に係る第三者行為納付金の実績でございます。

以上が歳入でございます。

次に、13ページをごらんください。

歳出について御説明申し上げます。

1款1目一般管理費510万円は、前期高齢者電算システムの開発費委託料でございます。

次に、14ページ、2款1目一般被保険者療養給付費は5,207万2,000円の減額でございます。これは主に一般から退職者への繰りかえの増加によるものでございます。2目の退職分は685万5,000円の増額でございます。これは退職被保険者の医療費が増額したためでございます。

15ページをごらんください。

3項出産育児一時金は、270万円の増額でございます。本年度実績に基づき推計しまして増額させていただいたものでございます。

17ページをごらんください。

5款共同事業拠出金は、1,589万9,000円の減額でございます。これも実績に合わせ確定したものでございます。

次に、19ページ、7款1目診療報酬支払準備基金積立金につきましては、5,256万8,000円の減額となっております。実績に合わせ確定させていただいたものでございます。

以上が、国保会計の補正予算の主な点でございます。

続きまして、第13号議案 平成18年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億7,276万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億

2,792万円とするものでございます。

内容について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

1 款の支払基金交付金は、4,430万3,000円の増額でございます。これは主に支払基金で実績に基づき変更された金額に調整するものでございます。

2 款国庫負担金は2,873万8,000円、また、4ページにあります3 款県支出金1,439万2,000円の増額につきましても、同様の理由でございます。

4 款繰入金は、7,671万9,000円の増額でございます。これは主に歳出の医療給付費から歳入の支払基金交付金及び国・県の負担金を差し引いた必要額を計上させていただきました。

5 ページ、6 款諸収入は、861万4,000円の増額でございます。これは交通事故等による第三者行為納付金が主なものでございます。

次に、6ページをごらんください。

歳出の1 款1 目医療給付費は、1 億7,262万5,000円の増額でございます。これは本年度実績に合わせ補正をお願いするものでございます。

3 目審査支払手数料は、14万1,000円の増額でございます。これも実績により不足が生じたものを補正でお願いするものでございます。

以上が老人保健特別会計補正予算でございます。

続きまして、第19号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提出議案書の43ページから48ページ、及び別冊の予算説明書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ23億737万4,000円とするものでございます。前年度に比べますと1 億8,470万6,000円、率で8.7%の増額でございます。

内容につきましては、予算説明書で御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

歳入の1 款国民健康保険税は、9 億5,943万4,000円でございます。前年度と比べますと1,547万円、率で1.7%の増額でございます。

1 目の一般分と2 目の退職分を比べますと、一般分は1.7%の減額、逆に退職分は19.2%の増額となっております。

なお、この国民健康保険税の当初予算計上額は歳出の全体額から歳入の国・県等の負担金、交付金及び補助金を差し引いた残額を必要額として計上させていただいております。

4ページをごらんください。

2 款1 目督促手数料は、前年同額を計上させていただきました。

5ページをごらんください。

3 款1 目国庫負担金は、4 億8,916万8,000円でございます。前年対比3,771万5,000円、率で7.2%の減額でございます。これは主に歳出の医療費の推計に伴い算定させていただいたものであります。

2 項国庫補助金は3,149万2,000円、16.5%の減額でございます。

6ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は、4 億5,271万8,000円でございます。前年対比5,512万4,000円、13.9%の増額でございます。これは主に退職に係る医療費が増額となったためでございます。

7ページです。

5 款1 項1 目高額医療費共同事業負担金は755万8,000円で、前年対比200万8,000円の減額でございます。連合会の算定額をもとに計上させていただきました。

5 款2 項1 目財政調整交付金は、8,498万9,000円でございます。前年対比630万円、6.9%の減額でございます。これは主に歳出の医療費により算定したものでございます。

8 ページ、6 款共同事業交付金は1 億9,151万4,000円で、昨年より1 億6,472万8,000円の増額でございます。

す。保険財政共同安定化事業が昨年10月から加わったことが主な理由であります。

次に、9ページをごらんください。

8款2目一般会計繰入金は、7,974万円でございます。前年対比160万8,000円、2.1%の増額でございます。1節及び2節の保険基盤安定繰入金はともに減額となっておりますが、その他繰入金が増額となっております。4節出産育児一時金は、過去3カ年平均で47件を見込んでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、13ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、前年対比55万円の減額でございます。そのほか2項、3項につきましては、前年並みとなっております。

16ページをごらんください。

2款保険給付費は14億8,498万9,000円で、7,008万1,000円の増額となっております。

1目一般被保険者分は8億4,601万8,000円で、ほぼ昨年並みとなっております。

2目退職分の給付費は5億1,561万5,000円で、18.2%の伸びとなっております。これは退職被保険者の増によるものであります。

なお、この医療費の推計に当たりましては、過年度の実績値に基づき係数等を乗じまして算出してございます。

17ページをごらんください。

2項1目一般高額療養費は5,595万6,000円、前年対比857万7,000円の減額となっております。制度改正による影響が主なものでございます。

18ページ、退職分は2,362万5,000円で、前年対比358万5,000円の減額でございます。一般、退職いずれも減額となっておりますが、これは主に制度改正及び実績の減少によるものであります。

次の出産育児一時金は47件分で、前年度より1件減少しております。

次の葬祭諸費は152件分で、昨年より5件増加しております。

次に、20ページをごらんください。

老人保健拠出金は、3億8,721万6,000円でございます。前年対比8,678万2,000円、18.3%の減額でございます。これは主に連合会の推計値に合わせ、老人医療費拠出金が減少しておるためでございます。

21ページをごらんください。

4款介護納付金は、1億4,928万1,000円でございます。前年対比1,125万1,000円、7.0%の減額でございます。これも連合会の数値に合わせたものであります。

22ページ、5款共同事業拠出金は2億2,175万3,000円で、前年度と比べ1億8,348万4,000円の増額でございます。制度改正により、新規事業として保険財政共同化安定事業が施行されたことによりです。

24ページをごらんください。

保健事業費は1,826万5,000円で、昨年より983万円の増額となっております。国保ヘルスアップ事業が新しく加わっております。そのほかの事業の内容につきましては、昨年度と同じ内容でございますが、より一層の医療費の抑制につながるよう、効率的に実施してまいりたいと思っております。

28ページにございます予備費は、3,000万円でございます。昨年より2,000万円増額となっておりますが、医療費の伸び、また突発的な医療費の必要性が発生した場合等を考慮させていただいたものであります。

以上が国保特別会計予算でございます。

続きまして、第20号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提出議案書の49から52ページ、及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ18億1,015万4,000円とするものでございます。前年度と比べますと2,828万9,000円、率で1.6%の増額でございます。

内容につきましては、予算説明書で御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の1款支払基金交付金は、10億42万4,000円でございます。前年度対比280万1,000円、0.3%の減額でございます。

次に、3ページ、2款国庫負担金5億8,244万2,000円で、6,335万1,000円の増額となっております。医療費の増加による負担率の上昇によるものであります。

3款県負担金1億1,359万4,000円につきましては、昨年と比べますと1,618万円の減額となっております。

4ページをごらんください。

繰入金につきましても、県負担金と同様でございます。

次に、6ページ、歳出でございます。

1款1項1目医療給付費は、17億6,794万円でございます。前年対比2,679万3,000円、1.5%の増額でございます。

2目医療費支給費はほぼ前年度並みとなっております。

なお、給付費及び支給費につきましては、過年度実績に基づきまして推計をしておるところでございます。

以上が6議案の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 次に、社会福祉課長、八木大作君、お願いします。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 第25号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

提出議案の64ページから65ページと参考資料のナンバー14の新旧対照表をごらんください。

今回の規約の一部変更ですが、平成17年11月7日に公布されました障害者自立支援法が平成18年10月に全面施行されたことを受けて、駿遠学園管理組合規約第3条に定める組合が共同で処理する事務について、駿遠学園が行う事業の規定を関係法令の規定に合わせて整理追加するとともに、組合規約第9条に定める執行機関の組織と、これに定めている第10条執行機関の選任の規定について、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行される地方自治法の一部を改正する法律の改正規定との整合を図り、また、組合規約第11条に規定する経費の支弁方法における分担金の分担割合を、今回の組合規約第3条の事業規定の整理追加された変更内容に合わせ、同時に平成19年度における御前崎市の人口割の人口の取り扱いについて定めるものであります。

初めに、組合規約第3条、組合の共同処理する事務においては、第1号から第5号までに共同処理する事務を定めておりますが、第2号において駿遠学園が行う事業として定めている障害者自立支援法第5条に規定する障害者福祉サービスについては、従来の短期入所事業のうち日帰りショート事業が、地域生活支援事業のその他事業の日中一時支援事業として別に定められたことから、短期入所事業とは別事業として整理し、また、同法第5条第17項に規定する相談支援事業を、駿遠学園が行う新たな事業として追加するものです。

次に、平成19年4月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律の規定に基づき、組合規約第9条、執行機関の組織の規定中の「助役」を「副管理者」に「収入役」を「会計管理者」に改め、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、監査委員の定数表現を「人」に改めるものです。

また、組合規約第10条、執行機関の選任の規定中においても同様に、「助役及び収入役は、島田市の助役及び収入役」を「副管理者及び会計管理者は、島田市の副市長及び会計管理者」に改めることとし、ただし、収入役については改正法の附則第3条第1項の経過規定により、法施行の際、現に島田市の収入役が在職する場合、任期中に限り、なお従前の例により在職することとなることから、組合においても従前の例により収入役として在職することを変更規約の附則第2項において、経過措置として定めております。

次に、組合規約第11条、経費の支弁方法の第2項第1号から第3号までに定めている組合規約第3条、各号の事務に係る分担金の分担割合について、現行の第2項第1号に人口割70%、均等割30%として定めている組合規約第3条第1号及び第2号の事務から第2号の事務を削除し、組合規約第3条第5号の事務

の分担割合を利用者割として定めている同項第3号を削除し、組合規約第3条第3号の事務の分担割合を、入寮者割として定める同項第2号を1号繰り下げて同項第3号とし、新たに同項第2号として、組合規約第3条2号及び第5号の事務の分担割合を利用者割として定めるものであります。

また、組合規約の附則第2項における御前崎市の人口割における人口の取り扱いについては、平成19年度においては平成18年9月末日現在における旧御前崎町区域の住民基本台帳登録人口によることとするのと同時に、組合規約の附則第3項の平成18年度分担金に関する関係市町長の業務の規定は削除するものとします。

なお、施行期日につきましては、静岡県知事の許可の日からとしますが、平成19年4月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律に係る第9条の執行機関の組織の第1項及び第2項及び第10条、執行機関の選任の第2項の変更規定及び分担金に係る組合規約附則第2項の平成19年度における御前崎市の人口割の人口取り扱いの変更規定と、附則第3項を削除する変更規定は、平成19年4月1日から施行することとしております。

以上、第25号議案の説明でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 次に、健康づくり課長、杉村勝巳君、説明をお願いします。

〔健康づくり課長 杉村勝巳君登壇〕

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第26号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の66ページ、67ページ、及び参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、助役、収入役制度の見直しが行なわれ、このことに伴い組合の管理市であります牧之原市においても、副市長、会計管理者が置かれることとなったため、組合規約を変更する必要が生じたものであります。また、経費の支弁方法につきまして、病院事業では組合規約第14条第2項の規定により、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すことになっております。

現行の負担割合は、平成15年度に見直しを行い、これに基づき平成16年度から平成18年度まで3年間適用し、平成18年度が最終年度となりますので、別表の利用率割算定基準の年度を改め、経過規定を附則で定めるものであります。

変更の内容でございますが、設置及び選任について規定しております第9条第1項中「及び助役」を「副管理者及び会計管理者」に改め、同条第3項中「助役」を「副管理者」に、「牧之原市助役」を「牧之原市副市長」にそれぞれ改め、同条に1項を新たに加え、第4項「会計管理者は、牧之原市の会計管理者をもって充てる」とするものです。

職務権限について規定しております第10条第2項中「助役」を「副管理者」に改めるとともに、第9条第2項及び第3項中、さらに第11条第2項中の平仮名の「あてる」を漢字の「充てる」にそれぞれ改めるものであります。

経費の支弁方法について規定しております第14条関係の別表中、利用率割の「平成12年度から平成14年度まで」を「平成15年度から平成17年度まで」に改め、前3年の平均利用率により算定された関係市町の負担割合を年度ごとの負担調整を行うため、平成19年度、平成20年度の牧之原市、吉田町の負担割合を附則で定めるものであります。

なお、この規約は平成19年4月1日から施行するものであります。

以上が第26号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 次は、高齢者支援課長、田村睦子君、お願いします。

〔高齢者支援課長 田村睦子君登壇〕

○高齢者支援課長（田村睦子君） 高齢者支援課でございます。

本議会に上程をいたしました第14号議案 第21号議案、第24号議案の3議案について御説明を申し上げます。



す。

それでは、議案ごとに申し上げます。

第14号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

提出議案の26ページと別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,678万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億607万8,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに介護サービス費の実績値にかんがみ補正をするものでございます。殊に給付における減額につきましては、居宅支援サービス給付費及びサービス計画給付費の見込額が、法改正により要介護認定者が要支援者へと移行する国の参酌標準に沿っての計画が実績と大きく隔たり、見込み率60%が38%となつての減額でございます。また、地域支援事業につきましては、特定高齢者の把握数が国の基準計画の5%から、全国では0.21%と新聞報道等でもございました。当町では、0.6%を見込み減額をするものです。

5ページよりごらんください。

歳入から申し上げます。

3款国庫支出金の283万6,000円の減額は、給付費や地域支援事業費の減により、施設、居宅、介護予防、包括的任意事業へ財源比率に合わせての減額でございます。

2項1目の調整交付金は、交付率が4.82%から4.72%への変更による減額でございます。

また、6ページ4目事務費交付金につきましては、平成20年度から医療保険制度改正が施行され、後期高齢者——75歳以上の方でございますが——における医療保険料が年金から特別徴収されることになり、この制度改正に伴い介護保険事務システムを改修する必要が生じました。国庫補助金として、所要額の2分の1の88万1,000円が交付されます。

4款支払基金交付金68万3,000円の減額は、介護給付費は増となりますが、地域支援事業支援交付金が減になるものでございます。

5款県支出金46万7,000円については、4款と同様に給付費分は増となりますが、地域支援事業補助金は減となります。

次に、7款繰入金1,372万8,000円の減額は、一般会計と準備基金よりですが4款、5款と同様に給付費は増となりますが、地域支援事業繰入金は減になるものでございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、1款総務費178万5,000円は、先ほど申し上げました医療保険制度改正による電算処理委託料です。

2款保険給付費の974万5,000円の減額につきましては、法改正による要介護から要支援への見込み率によるものです。しかし、施設介護サービス給付費や居宅介護給付費は増加しております。

12ページ、4款地域支援事業費の882万2,000円の減額におきましては、これも先ほど申し上げました国の基準計画から下回つての減額でございます。

14ページ、6款諸支出金2,000円は、16年度分調整交付金の過大交付による返還金でございます。

15ページ、繰越明許費であります178万5,000円は、国においてもシステム改修に必要な経費を繰越明許として国会へ提出するため、市町村においては補正予算に計上した後、繰り越すものでございます。

次に、第21号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

提出議案53ページから56ページ、及び別冊の介護保険事業特別会計予算書の1ページ以降をごらんください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,449万4,000円とするものでございます。前年度対比6.59%増でございます。

3ページよりごらんください。

歳入、1款保険料は、1号被保険者保険料で2億2,204万円でございます。受給年金より差し引かれる特別徴収として1億8,985万6,000円と、普通徴収としての3,169万9,000円等でございます。

2款使用料及び手数料2万6,000円は、督促手数料等でございます。

3款国庫支出金2億8,597万9,000円は、介護給付費国庫負担金として町の標準給付費に対しての施設等給付費15%と、居宅給付費20%の2億1,724万円、財政調整交付金の交付率4.98%の5,990万7,000円、地域支援事業の介護予防事業として25%の372万円、同じく包括任意事業は40.5%の511万2,000円でございます。

4款支払基金交付金3億7,752万5,000円は、標準介護給付費及び地域支援事業介護予防への交付金で31%でございます。

5款県支出金1億7,813万2,000円の介護給付費県負担金は、施設等給付費17.5%、居宅給付費12.5%として1億7,371万6,000円、また、地域支援事業補助金は、介護予防事業へ12.5%の186万円、包括・任意事業として20.25%の255万6,000円です。

6款財産収入は基金利子です。

7款繰入金2億976万9,000円は、一般会計よりの介護給付費12.5%の1億5,036万8,000円、地域支援事業介護予防として12.5%の186万円、包括・任意事業の20.25%の255万6,000円、その他一般会計繰入金として4,300万円は、地域包括支援センター職員給与費と事務費へ、また、事業計画に基づいて介護給付費準備基金よりのものがございます。

8款繰越金は、前年度繰越金です。

10ページ、9款諸収入8,000円は、第三者納付金や返納金、預金利子等でございます。

次に、歳出を申し上げます。

12ページよりごらんください。

1款総務費3,397万1,000円は、一般管理費で制度運営事業費241万9,000円、介護支援サービス推進事業費9万5,000円、一般諸経費11万4,000円、介護保険料賦課徴収事業費153万円、介護認定審査会事業費2,948万4,000円、趣旨普及事業費12万9,000円、計画策定委員会事業費20万円でございます。

15ページ、2款保険給付費12億294万円は、要介護状態にある介護保険認定者が在宅や施設でサービスを受けることへの給付でございます。生活環境を整える福祉用具や住宅改修、自宅で利用する訪問介護、日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や機能訓練などを受ける通所介護や施設に入居しての日常生活の介助などを受けるためのものです。また、利用者負担額が上限を超えたときの高額介護サービスや、施設との契約による居住費や食費の負担限度額を超えた場合のものです。サービス等諸費11億3,641万8,000円、高額介護サービス事業費1,453万円、審査支払手数料210万2,000円、特定入所者介護サービス等費4,989万円でございます。

18ページ、3款基金積立金1万5,000円は、基金として積み立てる剰余金です。

4款地域支援事業費3,652万9,000円は、特定高齢者として虚弱者に対しての介護予防事業と、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な対応を行い、福祉の増進を包括的に支援するものであります。

また、一般高齢者として元気な高齢者を中心に、要支援への予備者や要支援者の人を広く対象とする一般向けの介護予防事業を行い、介護が必要な状態になることを予防し、今は介護が必要でも、できるだけ身体の機能を改善し、元気で自立した生活を保つために取り組んでもらうことが、この事業のねらいです。

介護予防特定高齢者施策事業費1,130万8,000円、介護予防一般高齢者施策事業費357万円、包括的支援事業費1,943万4,000円、任意事業費221万7,000円です。

5款公債費は、一時借入金利子です。

6款諸支出金3万8,000円は、保険料還付金、償還金等です。

7款は予備費でございます。

以上、歳入歳出合計それぞれ12億7,449万4,000円とするものがございます。

次に、第24号議案 相寿園管理組合規約の一部を変更する規約について申し上げます。

提出議案の62及び63ページ、参考資料13をごらんください。

平成19年4月1日から、養護老人ホーム相寿園の管理と運営を指定管理者制度に移行することとしたため、事務所の位置を管理者所在の事務所に移し、あわせて議会の議員定数を牧之原市は3人、御前崎市と吉田町は2人とし、全体では11人から7人に変更するものです。また、地方自治法の一部を改正する法律、

平成18年法律第53号の施行に伴い、「助役」を「副管理者」に「収入役」を「会計管理者」に「その他の職員」を「職員」に改めるものです。

以上3議案の御説明を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 続いて、都市建設課長、柳原 豊君、お願いします。

〔都市建設課長 柳原 豊君登壇〕

○都市建設課長（柳原 豊君） 都市建設課より、本定例会に提出いたしました第29号議案 町道の路線廃止についてと第30号議案 町道の路線認定についての2議案について御説明申し上げます。

まず、第29号議案 町道の路線廃止についてでございますが、提出議案の72、73ページと参考資料18をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、東山1号線延長226.0メートル、幅員2.1メートルから16メートルは、平成18年6月中央幹線2号線が供用開始したことにより重複したことにより、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止させていただきたくお願いするものでございます。

次に、第30号議案 町道路線認定についてでございますが、提出議案の74、75ページと参考資料19をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、吉田町神戸字日の出土地先の開発行為6,943.2平方メートル、22区画の宅地造成が平成18年8月18日に県公告により完成したことにより、都市計画法第39条、開発行為等により設置された公共施設の管理に基づき、公共施設の管理の適正を確保するためには、管理主体を確保することが必要であるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、日の出上2号線延長125.9メートル、幅員6.0メートルから13.0メートル、日の出上3号線延長166.7メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルの2路線を町道の路線認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、第29号議案 町道の路線廃止についてと、第30号議案 町道の路線認定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続き下水道課長、山梨清一君。

〔下水道課長 山梨清一君登壇〕

○下水道課長（山梨清一君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第15号議案、第22号議案の2議案について御説明申し上げます。

最初に第15号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第3号）をごらんいただきたいと思っております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,312万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4,651万3,000円とする内容のものでございます。

この補正につきましては、収入状況を見まして、受益者負担金、使用料などの増額と歳出における管渠建設費、浄化センター建設費などの決算見込みによる減額、及びそれに伴います国庫補助金、町債、一般会計繰入金の減額でございます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金を314万2,000円増額。

2款使用料及び手数料は、下水道使用料を主に895万5,000円増額。

3款国庫支出金は、浄化センター建設費の減額により230万円減額。

4款繰入金は歳入に減はありますが、歳出の減によりまして3,027万2,000円減額するものでございます。

7款町債は管渠建設費、浄化センター建設費の起債対象額の減により4,320万円減額しようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、1款公共下水道事業費の6,312万5,000円の減額は、1目管渠建設費において町単管渠建設費の委託料補償費を主に5,559万9,000円減額するものと、2款管渠維持管理費の委託料の減額、及び4目浄化センター建設費で委託料を主に634万5,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ11億4,651万3,000円とさせていただきたいというものでございます。  
続きまして、第22号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。  
提出議案の57ページから60ページ、並びに平成19年度一般会計及び特別会計予算に関する説明書、参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと思っております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,700万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は受益者負担金でございますが、予算額2,872万2,000円、前年比75.7%、1,237万8,000円の増額でございます。

2款使用料及び手数料は、下水道使用料が主なものでございますが、予算額5,178万5,000円、前年比21.6%、額にして919万6,000円の増額でございます。

3款国庫支出金の予算額9,000万円は、前年度と同額でございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰り入れで予算額5億9,727万6,000円は、前年比1.2%、734万円の減額となっております。

5款繰越金は、前年比400%、400万円を増額しまして予算額を500万円としております。

諸収入の予算額31万9,000円は、雑入が主なものでございます。

7款の町債は、予算額3億2,390万円で、前年比26.9%、1億1,940万円の減額でございます。

以上、歳入合計10億9,700万2,000円で、前年比8.4%、1億108万4,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、1款公共下水道事業費は予算額6億1,130万2,000円で、前年比15.8%、1億1,459万1,000円の減額となっております。これは町単管渠建設費を1億2,152万8,000円減額する管渠建設費の減額が主なものでございます。

2款公債費は、年次償還表に基づきまして予算額4億8,470万円で、前年比2.9%、1,350万7,000円の増額でございます。

3款予備費につきましては、前年同様100万円としております。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,700万2,000円とさせていただき平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計予算をお願いするものでございます。

第2条の第2表による地方債でございますが、公共下水道事業を目的とする起債の限度額を3億2,390万円、利率を6%以内とするものでございます。

3条の一時借入金の最高額でございますが、若干の余裕を持たせていただきまして4億円と定めさせていただきものでございます。

以上、第15号議案、第22号議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 水道課長、中村久義君、お願いします。

〔水道課長 中村久義君登壇〕

○水道課長（中村久義君） 水道課でございます。

水道課から第16号議案、第23号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第16号議案 平成18年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。  
別冊の平成18年度吉田町水道事業会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

なお、本紙は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画については、消費税込みの金額で計上していますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、御説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額から306万1,000円減額し、5億4,461万6,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業収益は、299万6,000円減額し5億4,123万8,000円にするもので、その内容は給水収益の有収水量が当初予算の見込みより少し減っているものの、件数の増加により108万3,000円増額、受託工事収益の給水工事収益がなかったことにより409万1,000円減額、その他営業収益の消火栓維持管理料と1万2,000円

の増額によるものでございます。

第2号の営業外収益は、雑収益等増えたものの、消費税の還付が見込まれないことにより6万5,000円減額の337万8,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費は、既決予定額から4,729万3,000円減額し4億5,482万4,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業費用は、資産減耗費が配水管布設がえに伴う482万円の増額になりましたものの、全体で5,563万9,000円減額し3億7,375万2,000円にしようとするもので、その内容は、原水浄水及び配水給水費の人事異動による人件費の減少、量水器取りかえに伴う修繕費の減少、国道、県道等の漏水減少に伴う路面復旧費の減少、委託料、道路復旧費の減少により2,652万5,000円の減額、受託工事費の工事請負等がなかったことにより300万円の減額、業務費の人事異動による人件費等の減少により128万5,000円の減額、総係費の人件費等の減少、手数料の減少により173万1,000円の減額、減価償却費の耐用年数の改正により2,786万円の減額、資産減耗費の布設替えに伴う482万円の増額によるものでございます。

第2項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費の増額、消費税の支払い見込みに伴い834万6,000円増額し、7,907万2,000円とするものでございます。この結果、本予算による予定純利益は7,654万4,000円と見込まれます。

次に、2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額から9,003万2,000円減額し2億8,396万8,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、8万円減額し、2億3,700万円とするものでございます。

第2項の他会計出資金は、当初2基分の新設消火栓を設置を計上しましたが、1基分の要望しかなかったため61万円の減額。

第3項その他資本的収入は、加入分担金がアパート建築等の増加により554万円増加したものの、工事負担金が下水道工事の減少、土木事務所関連の工事の遅れにより9,488万2,000円の減少になり、その他資本的収入全体では8,934万2,000円減額し、4,627万8,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から9,496万2,000円減額し、6億2,518万9,000円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費の主なものは、入札差金等に伴う委託料が772万9,000円減額、工事請負費が工事負担金でも述べましたように下水道課、土木事務所等の工事の減少により7,986万5,000円の減額となり、9,496万2,000円減額し、5億1,484万4,000円とするものでございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,122万1,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,917万7,000円、過年度分損益勘定留保資金9,454万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,749万7,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに平成18年度吉田町水道事業会計予算執行計画を計上してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第23号議案 平成19年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成19年度吉田町水道事業会計予算書をごらんいただきたいと思います。

なお、補正予算でも申し上げましたように、損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画につきましては、消費税込みの金額で計上していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページ、第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして、御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の予定額は5億6,792万1,000円、前年対比にいたしますと103.7%と2,024万4,000円の増額でございます。

第1項の営業収益は5億4,535万4,000円、前年度対比にしますと約100.2%、112万円の増額となり、その主な内容を見ますと、給水収益については件数の増加、有収水量も少しは増加が見込まれることにより、111万1,000円の増額の5億3,859万2,000円の予定額とさせていただきます。

受託工事収益については、前年と同じ453万6,000円とさせていただきます、その他営業収益につきましては、

消火栓維持管理料が9,000円増加となり、222万6,000円とさせていただきます。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金が前年と同じ5万9,000円、雑収益が前年より24万3,000円増額で319万4,000円、消費税還付金が前年より1,888万1,000円多い1,931万4,000円見込まれますので、前年より1,912万4,000円増加の2,256万7,000円の予定額とさせていただきます。

次に、収益的収入及び支出の支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額は4億7,888万円、前年対比にいたしますと95.4%と2,323万7,000円の減額でございます。

第1項の営業費用は3億9,977万7,000円、前年対比にいたしますと93.1%、2,961万4,000円の減額となり、その主な内容は、原水浄水及び配水給水費では、工務部門の職員が1人減員になり、人件費等の減少により、556万4,000円減額の1億5,471万8,000円とさせていただきます。受託工事費では他会計より緊急な給水工事のための工事請負費、委託料、材料費、修繕費を設けておりますが、これにつきましては前年同様とさせていただきます。業務費は、5年リースの終了により、再契約による電算機借上料、人事異動による人件費等の減少で188万2,000円減額の3,659万4,000円、総係費は人事異動により人件費の減少、手数料のなくなったことにより216万7,000円の減額の2,311万2,000円、減価償却については補正でも申し上げましたように法改正によるもので、耐用年数の変更により2,254万3,000円減額の1億7,422万8,000円、資産減耗費は261万円増額し、579万7,000円、その他営業費用は公用車購入に伴う取得税等がなくなったことにより、6万8,000円減額の6万7,000円とさせていただきます。

第2項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が452万5,000円増額の6,821万5,000円、繰延勘定償却費が169万6,000円増額の495万6,000円、雑支出が15万6,000円増額の393万2,000円とさせていただきます、全体で637万7,000円増額の7,710万3,000円、前年対比にいたしますと109.0%とさせていただきます。

予備費につきましては、前年同様200万円とさせていただきます。

この結果、本予算における予定純利益は5,234万5,000円と見込まれます。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は6億8,674万9,000円、前年対比にしますと183.6%と3億1,274万9,000円の増額でございます。その内容は、第1項企業債は、第2浄水場配水池築造工事、除鉄除マンガン施設築造工事等借入れが増加になり、3億7,102万円増額し、前年対比256.5%、6億810万円、第2項他会計出資金は消火栓設置のみの計上となり、前年同様130万円、第3項その他資本的収入につきましては、都市建設課に伴う工事分が増えたものの、下水道関係の布設替え工事等の減少により工事負担金が減少になり7,734万9,000円、前年対比で57.0%、5,827万1,000円の減額とさせていただきます。

次に、資本的収支につきまして、御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は9億9,604万円、前年対比にいたしますと138.3%、2億7,588万9,000円の増額でございます。

第1項の建設改良費は8億8,440万7,000円、前年対比にしますと145.0%、2億7,460万1,000円の増額になり、その内容は工事請負費が下水道工事に伴う布設替え工事が減少したものの、第2浄水場配水池築造工事、県の道路工事に伴う主要島田吉田線配水管布設工事等の増加により、3億5,462万円増加の7億9,588万円、委託料が県等の工事に伴う部分は増えたものの、水道課単独分が減少になり、1,405万6,000円減少の8,546万4,000円、固定資産購入費が土地車輛購入費がなくなったことにより、量水器購入のみで6,596万3,000円減少の108万3,000円によるものでございます。

第2項の企業債償還金は1億1,163万3,000円、前年対比にいたしますと101.2%、128万8,000円の増額とさせていただきます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億929万1,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,938万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,268万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,722万6,000円で補てんさせていただきます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに、平成19年度水道事業会計予算執行計画が計上してございます。

以上が水道課からの2議案についての説明とさせていただきます。

御審議をよろしく願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 最後になりますが、学校教育課長、芝原弘幸君。

〔学校教育課長 芝原弘幸君登壇〕

○学校教育課長（芝原弘幸君） 教育委員会学校教育課でございます。

第2号議案 吉田町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の3ページ、4ページ、参考資料のナンバー2をあわせてごらんください。

本議案は、さきの第165回臨時国会において新たな教育基本法が成立し、平成18年12月22日に平成18年法律第120号として公布、施行されました。このため吉田町立学校設置条例の第1条に規定されている教育基本法の表示を、新たな教育基本法とする改正の必要が生じたので、本条例の一部改正をお認めいただくとするものでございます。

一部改正の内容としましては、第1条中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改めるものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、第2号議案につきましての説明とさせていただきます。

御審議をよろしく願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第2号議案、第3号議案、第6号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案について質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第2号議案、第3号議案、第6号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案についての14件については、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、第2号議案、第3号議案、第6号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案についての14件については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、第15号議案、第16号議案、第22号議案、第23号議案、第29号議案、第30号議案の6件について質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第15号議案、第16号議案、第22号議案、第23号議案、第29号議案、第30号議案の6件については、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、第15号議案、第16号議案、第22号議案、第23号議案、第29号議案、第30号議案の6件は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。2時50分までとします。

なお、休憩中に全員協議会を開催したいと思いますので、第2会議室にお集まりください。全員協議会の開催時間は2時50分からといたします。よろしく願います。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時50分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員は12名です。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第6、第10号議案 平成18年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑を行います。

5番、松永君。

○5番（松永知明君） 一般会計の補正予算ですが、65ページで財政調整基金積立金で1億3,069万9,000円となっていて、繰り越しが多いと積み立てなさいということだと思いますが、町長に伺いますが、一体この基金の積み立てというのは幾らぐらいあれば町長として妥当だと思っておられるのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、欲を言えば、あればあるほどこれはいいわけでございますけれども、正確なところということよりも、15億円から20億円くらい欲しいなというのが私の気持ちでございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、松永君。

○5番（松永知明君） 今、15億円から20億円と言いましたが、大分まだ足りないようですが、15億円か20億円あればいいというその根拠というのは、どういうところに町長求めているのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 正確な根拠というのは、当然のことながら、仮に東海地震が起きた場合に、この町がどの程度の被害を受けるとかそういうようなことから、当然のことながら出てくるんでしょうけれども、私が今申し上げたのはそういうことではなくて、気持ちの上から大体15億円から20億円くらい欲しいなという私の、根拠のないという非常に語弊がございますけれども、15億円から20億円くらいあれば非常時でも様々なことができるのではないかと私の気持ちでございます。御了承賜りたいと思います。

○5番（松永知明君） 了解しました。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

15番、原科君。

○15番（原科昌道君） 15番、原科です。

先ほど建設課長にお伺いいたしました特定道路整備事業大幡川幹線についてでございます。これも昨年繰越明許になっているわけで、先ほどのお話の中で18年度にこの事業そのものが繰り越しになったというようにお伺いしたわけですが、ことしの見通しについてどのようにお考えになっているのか、道路の用地の買収そのものと、それからここに道路整備関連の補償費、事業者が2形態おるかと思いますが、その点についてちょっと詳しい御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。

○都市建設課長（柳原 豊君） 地方特定の関係の大幡川幹線につきましては、用地を減額させてもらいたいということございまして、この部分につきまして繰り越しはしておりません。あと用地の関係につきましては、今、それこそ話をしておりますが、まだ詰めの段階に来ておりません。当初からずっと話をしておりますが、候補地が二転三転しておりまして、ほぼ現在のところということで今話を進めております。そういう中で、ほんとどが借地でございますので、その分の関係もございまして、その辺の話も詰



めていかなければならないということで、18年度に確定するという見通しがあと1カ月でございますのでできませんので、全額の申しわけありませんが、18年度の方は地方特定の大幡川幹線につきましては減額させていただいて、新年度に改めて話を、現在も進めておりますが、それを継続して何とか調印までごぎつきたいという気持ちでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） 1点だけお聞きいたします。

みどり団地の2区画の買い戻し分ですけれども、4区画残っている中の2区画分を買い戻し、このみどり団地が要はこの2区画も売れるということを前提としての買い戻しなのか、まず1点お聞きしたいと思います。

それに、この2区画分の平米、坪数、また坪単価を教えてください、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 売れるということを前提にしたものではありません。先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、構造改革の推進の方針として、保有する町有地の売却に向けて、こればかりではありませんけれども検討をしていくという方針の中で、とりあえずみどり団地4区画ありますが、2区画の関係について売却に向けての方針を図るという形で、今回買い戻しをしたということでもあります。残りの2区画についても、今後早い時点において財政的な措置を考えていきたいという形であります。

単価的な関係であります、面積が76.84坪と76.85坪、それぞれ金額が2,268万4,879円と2,380万5,422円という形になりますので、ちょっと単価的な積算は出してはおりませんが、その金額を一般会計で買い戻したという形であります。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） このみどり団地のこの4区画、今もう既に入居されている方たちは、要は土地、今の吉田町内においても坪単価が結構高いということを知っております。まだ売却する予定もなく、また売れる可能性がないのではないかと懸念がいたしますけれども、もし売れない場合は、町有地としてこの4区画、町の土地として生かしていかなければいけないというふうに思いますけれども、この土地自体が高い買い物になってしまうのではないかと懸念しております。その点もう一度、もし売れなかった場合のことを考えまして、どのようにお考えになっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 課長は、議員の御質問に対して、いわば官僚的な答え、基本的には行政をやっていく上で問題のない答えをしたわけでございますけれども、みどり団地の問題は、行財政構造改革の推進もあるのですけれども、基本的にはあの場所はやはり宅建業界なんかの方の話もあるんですけれども、売りたいと、売れるというふうなことで聞いております。私ども個人的に「あの土地について売却するのかな」とかいろいろ話もありますが、基本的にあの土地は売れるというふうなことで私は考えておまして、それが行財政構造改革の方針の考え方とマッチしていると思っております。売れないとは考えておりません。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） では、確認ですけれども、この買った金額よりも下げた金額で売るということはないということを一応確認だけさせていただきます。

町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 基本的に土地の値段というものはマーケットが決めるものでございますので、簿価で売れるかといえば、基本的に非常に難しいと。議員ももしかしたら記憶にあるのかもしれませんが、都市整備団体が抱えておりましたマンションについて、基本的にはその簿価よりも安い値段で売りました。それについてさまざまな反対とか出ましたけれども、裁判所の判決では基本的に違法ではないというふうな結果が出ております。

○議長（吉永満榮君） よろしいですね。

次に、何か質疑ございますか。

[発言する人なし]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。  
討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第7、第13号議案 平成18年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。  
質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第8、第24号議案 相寿園管理組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします  
質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。  
討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり可決されました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（吉永満榮君） 日程第9、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員から4名を選出することになっておりますが、候補者が5名となったため今回選挙が行われるものです。

候補者の氏名は、お手元に配付のとおりであります。

この選挙では、広域連合規約第8条の規定により、すべての町議会の選挙における得票総数により当選者が決定されることとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番、本橋和野君、3番、柳原一四君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉永満榮君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 配付漏れなしと認めます。

候補者の記入はされましたか。

次に、投票箱の点検を行います。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉永満榮君） 異状なしと認めます。

それでは、投票を行います。

2番議員から順番に投票をお願いいたします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 投票漏れなしと認めます。

〔投票〕

○議長（吉永満榮君） 投票を終わります。

それでは、開票を行います。

開票の立ち会いをお願いします。2番、3番お願いします。

〔開票〕

○議長（吉永満榮君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票、有効投票のうち安部庄太郎候補0票、藤井武彦候補0票、小泉吉巳候補1票、石川文彦候補9票、大石信生候補1票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉永満榮君） ただいま実施いたしました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙結果

につきましては、選挙長あてに本日報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

次回は3月8日木曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願いいたします。  
本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時11分

開議 午前 9時00分

- 議長（吉永満榮君） 改めましておはようございます。  
本日は定例会第11日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 柳 原 一 四 君

- 議長（吉永満榮君） 3番、柳原一四君。  
〔3番 柳原一四君登壇〕  
○3番（柳原一四君） 3番、柳原です。

改めまして、私は、議員番号3番、柳原一四であります。

平成19年度、第1回吉田町定例議会に臨むに当たり、1期4年の節目として、既に通告してありましたとおり、1点目のタイトルは、「議会での答弁のその後の対応について」、2点目として「公約の実践と未来像について」、以上2点につきまして質問をいたしてまいりたいと、かように思います。

まず、第1点目の「議会での答弁のその後の対応について」であります。既に定例会等において質問した事項でもあります。したがって、質問による答弁の結びに、「前向きに検討します」、または「検討していきます」、さらに「支援したいと考えます」等々につきまして、その後の当局の対応はどうなっているのかをお尋ねするものであります。

例えば、よした議会だより第33号、平成16年度5月発行の一般質問で、「阪神淡路大震災から学んだ教訓を生かせ」の問い、安全で不安のない町づくりを目標に、木造住宅耐震補強助成資金と転倒防止の家具取り付けの支援についての問いでございます。当局の答弁は、木造住宅の耐震補強事業については、耐震評点0.7未満の木造住宅を対象に、一律30万円を補助する事業を進めてきたが、阪神淡路大震災において死亡者が余りにも高かったため、したがって災害弱者についても、助成要綱の改正を前向きに検討しますと明確に御答弁をされております。

また、家庭内の家具固定についても、地震による被害を軽減するため、高齢者世帯等を対象とする家具固定器具設置事業の検討をしていきますとの御答弁でございました。

以上の2項につきまして、その後の進捗状況をお伺いするものであります。

次でございますけれども、敬老式典のあり方についてということで質問をしてまいりたいと思います。

これもよした議会だより第38号、平成17年8月発行の一般質問でございます。「敬老式典のあり方について」とのことについてですが、心のこもった敬愛精神を根本に、本当に長生きしてよかったなどお互いに尊敬し合えるような内容にかえたらどうかとの質問に対して、当局の答弁は、町では9月の福祉週間に総合体育館において、町内会の75歳以上の対象者の御参加をいただき、敬老会を開催し、式典、アトラクションを実施していました。式典内容についても、お互いの近況、昔話、長寿へのねぎらい等の場となり、参加することが意味深く楽しいものになるよう検討していきたいと思っておりますとの御答弁でございました。

実際はいかかなものか。本当に検討されたのかお尋ねをするものであります。

2点目としてでございます。2点目につきましては、「公約の実践と未来像について」でございます。田村町長は本町の首長として、町民の負託に応え、この吉田町をどのような町に発展し、繁栄させていくのか、その指針を示し実行していくことが責務であることは、今さら論ずるまでもありません。

町民の要望に応える施策となる骨幹をお尋ねするものであります。

以上が質問の要旨でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議会での答弁のその後の対応についてお答えします。

1点目の平成16年3月、吉田町議会定例会における議員の御質問に対し、木造住宅の耐震補強事業につきましては、阪神淡路大震災において災害弱者の死亡率が余りにも高かったことから、災害弱者についても助成要綱の改正を前向きに検討しますとの答弁に対するその後の対応についてお答え申し上げます。

木造住宅耐震補強事業につきましては、県の補助事業の一環として制度化され、平成14年度から実施されておりますが、この事業は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、専門家による耐震診断の評点、いわゆる耐震評点が0.7未満の木造住宅を1.0以上にする改修工事に対して、一律30万円を補助する事業であります。当町においても補助金交付要綱を制定し、事業を進めてまいりました。

本事業を進める中で、県は平成15年において耐震性に疑問がある、昭和56年6月以降に増築された住宅を補助対象とする制度改正を行い、さらに平成16年度からは、東海地震の余震の大きさ等を考えた場合、耐震性に不安が残ることを重視し、耐震評点が0.7以上、1.0未満の木造住宅につきましても補助対象とする制度改正を行いました。

また、県は65歳以上の高齢者世帯、または障害者等で構成されている世帯に対して、その事業に同調した市、町と共同で、県が10万円、市、町が10万円ずつ負担し、20万円を上乗せする制度改正を行いました。

これを置きまして、当町においても県の制度改正に即した要綱改正を行うとともに、耐震評点が1.0未満の住宅につきましてはすべて補助対象とし、さらに平成16年度から適応する助成要綱の改正を行いました。これにより、阪神淡路大震災において死亡率の高かったいわゆる災害弱者である高齢者または障害者につきましては、県補助金と合わせ最高50万円が助成されることになりました。

次に、家庭内の家具固定についても、地震による被害を軽減するため、高齢者世帯を対象とする家具固定器具設置事業の検討をしていきますとの答弁に対するその後の対応につきましても応対いたします。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、犠牲者の約9割が地震発生後15分以内に亡くなっております。その多くは、建物の倒壊や家具調度品の直撃を受けたことによるものでございました。

以来、国を初め県、市町村はマスコミ等を通じ、広く多くの方々に家具の転倒防止の啓発や、家具固定器具設置の普及に努めてまいりました。大地震への対応は、みずからの命はみずから守ることが基本であり、平成8年3月に施行された静岡県地震対策推進条例におきましても、家具の固定の自主的な実施は、すべての県民の責務として規定され、一層の推進を図っているところであります。

このようなことを踏まえ、地震による被害を軽減するため、当町においては、家庭内の家具の固定を推進することを目的に、自分では家具の固定作業が困難な高齢者世帯を対象に、居住している住宅内にあるたんす、食器棚、冷蔵庫などの家具のうち、各世帯5台までの転倒防止器具取付事業を実施する家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業を平成17年度から実施し、取付費用の一部を支援しているところであります。

今後も家具等の転倒防止の措置の重要性につきましては、より一層のPRに努めてまいりたいと思っております。

次に、敬老会式典内容につきましては、お互いの近況、昔話、長寿へのねぎらい等の場となり、参加することが意味深く、楽しいものとなるよう検討していきたいと思っております。この答弁に対するその後の対応につきましてお答えいたします。

敬老の日は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日であり、また広く国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ老人がみずからの生活の向上に努める意欲を高める日でもあります。

当町では、敬老の日を中心とする行事の1つとして、毎年9月の老人福祉週間に敬老会を開催しております。本年度も昨年の9月12日に、総合体育館におきまして町内の75歳以上の対象者をお招きして、敬老会を開催いたしました。

以前、議員の敬老式典のあり方についての御質問における御指摘を参考に、敬老会への参加者一同が長寿とともに喜び合うことができる敬老会とするために、参加者の負担にならない式典時間の設定や、参加者の身近な人たちによる歌や踊り等のアトラクションについて、参加者の意見等を参考に対応を検討してまいりました。

本年度も75歳以上の対象者2,709名のうち、本人の都合等により参加できない方もおられましたが、300余名の方々が出席してくださいました。満102歳の最高齢者、100歳該当者1名、米寿該当者72名に記念品を、また、川尻在住の高橋輝秀画伯お手製の肖像画も3名の方々に贈呈され、長寿をお祝いいたしました。

毎年行われているアトラクションとして、例年趣向をかえ、交通安全への啓蒙を含めた寸劇や郷土の昔話の朗読、デイサービス参加者の劇等を行いました。本年度におきましても、昨年度参加者より大変好評を受けました老人福祉センターの各種の趣味クラブのうち、詩吟クラブによる詩吟及び剣舞、それから歌唱クラブの日本民謡、大正琴クラブによる銭太鼓や琴演奏が披露され、参加者の皆様方は、和やかなひとときを過ごされたことと拝察しております。

さらに敬老会は、子供とお年寄りが交流できる絶好の機会ですので、この機会をとらえ、例年お年寄りへの感謝の気持ちが込められた吉田中学校生の手紙を渡しておりましたが、今年度は中学生代表2名が会場に出向き、お年寄りの前で手紙を朗読いたしました。

参加者の身近で、直に呼びかけたことがとても好評を得たところでございます。敬老会に参加することにより、老若男女世代を超えての交流の場となることも意義深く、楽しいものと思っております。

また、平成19年度の一般高齢者実態調査として、町内在住の65歳以上の方々を対象にアンケート調査を計画しておりますので、その節は御協力をお願い申し上げますとともに、設問の中に、敬老会に対する御意見をお寄せいただくことを予定しておりますので、このアンケート調査の結果を踏まえながら、今後の敬老会のあり方、内容を検討し、より充実した敬老会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の公約の実践と未来像についてお答え申し上げます。

私は、町長就任以来、当時の公約に基づき、入札制度改革と日曜開庁を実現し、あわせて行政運営能力の向上、財政の健全化、健康づくり施策の強化、子育て支援施策の拡充、教育環境の整備などに取り組み、いずれも着実に成果を上げてきたと自負しております。

私は、我が国の国家形成形態が中央集権から地方分権に向かって急速な歩みを進めている中で、町長に就任させていただきました。町長就任当時は、平成の大合併を奨励する国の施策のもと、全国の市町村の多くが合併の実現に積極的な行動を示し、競い合おうという社会情勢でもありました。

しかし、当時進められていた個々の合併構想や、実現された市町村合併におきまして、地方分権時代を生き抜くための明確なビジョンを設定した自治体は、どれほどあったでしょうか。中には、合併特例債や合併支援交付金を手に入れるために、合併に踏み切ったのではないかと疑いたくなるような例も多々ございました。また、単に財政が苦しいという理由で、同じように財政が苦しい自治体同士が何の対策も講じないままに合併した例も多々ございます。

このような背景のもとで合併した自治体の行財政運営が改善の方向に進んでいるかは、時の経過とともに

にその評価を待たなければなりません、現在においては甚だ疑問でございます。

平成19年3月9日の読売新聞朝刊に掲載された同社の全国世論調査結果では、実際に合併をした自治体に住む人の回答で、合併に否定的な回答をされた人は49%、合併によってむだが減ったとは思わないと答えた人は52%、住民サービスがよくなったと思わないと答えた人が68%もございました。合併前に提供を受けていた行政サービスの質が高ければ高いほど、合併に対する住民の反応は負の方向を指し示すものと思われま。

市町村合併を考える場合、合併協議会を強制する自治体のすべてが現実を直視して、住民に指示される高邁なビジョンを掲げて真剣に協議するのであれば、ある程度評価をすることはできますが、安易な結論を求めようことは断じてあってはならないと考えております。

安易な結論は、町民に不幸をもたらす場合が多いことを肝に銘じなければならないと思っております。当町を顧みますと、他の自治体に比し、優良な状態にあります。実質公債費比率を除くあらゆる財政指標や人口推計値などがそのことを端的に物語っております。

実質公債費比率が高いことにつきましては、できる限り早期に改善を図らなければならないわけですが、当町のこの比率は、積極的に社会資本整備を行った結果でありますので、悲観すべきものではないと受けとめております。

当町では、学校施設等の耐震化や石綿管の布設がえなど、町民の安全を確保するためにかかせない基盤整備は着実に進んでおります。さらに、町の付加価値を高めるための公共下水道の整備や、幹線道路網の整備などにつきましても着実に進んでおります。

町民の安全を確保するために必要な事業の実施に消極的だった自治体が、基盤整備のレベルを当町と同じ水準まで引き上げるには、今度、相当多額の投資を行わなければならないのが実情であります。とりわけ学校の耐震化や石綿管の布設がえなどの事業が遅延している自治体では、負の財産を抱えていると同じ状況であると考えなければなりません。

一方、私が町長に就任してからの事業化、もしくは事業化を予定しているサービスを列挙いたしますと、日曜開庁を初め、日曜保育、小学校6年生までの医療費完全無料化、不妊治療費の助成、放課後児童クラブ室の充実、肺炎球菌ワクチン予防接種費助成、各種の健康づくり事業の提供、教育環境の充実など、多様な特化したサービスがあります。これは、自主財源が潤沢で、さらに早急に取り組まなければならない改修事業などの進捗度が高いからこそできるものであります。

施政方針でも申し上げましたが、実質公債費比率が高いからと言って、当町の財政は決して悲観するような状況にはございません。それどころか財政難を訴える自治体が多い中、起債の繰上償還や、財政調整基金の積み立てができる町でもあります。経営感覚を研ぎ澄まして行財政運営に当たっていれば、目下のところ十分に自立した町政運営ができる状況でございます。

しかしながら、今後、地方分権を前提とした国家形成が進む中で、町単独で運営できるかどうかにつきましては、極めて不透明であり、広域的な展開を余儀なくされる事態を迎える可能性もなきにしもあらずでありますので、そうした事態が到来した場合には、町民の皆様方の総意をもって、町のあるべき方向を定めるべきであると考えております。

町民の皆様方は、このような事態に対し、容易に対処できるようになるためにも、今から行政運営に興味を持ち、一緒に考え、ともに運営していただくことが大事ですので、今後はさらに行政運営の透明性を高めるように努力したいものと考えております。町政をあずかるものは、すべての町民の皆様方の幸福を実現するため、最善の道を選択しなければならない使命が課されております。

仮にも、特定の人だけを対象として、過剰なサービスを提供するような町政運営は、決して行ってはならないと肝に銘じております。そうした観点に立ち、そして当町の実力を素直に評価しながら、引き続き行政運営コストの低廉化を図るとともに、町民の皆様方に喜ばれるきめ細かな行政サービスを提供し、将来につなげてまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原一四君。

○3番（柳原一四君） ただいまは、るる細かく御説明をいただきまして本当にありがとうございました。



それでは、早速再質問を含まして御質問をしまいたいと、かように思います。

なお、担当課長等に直接質問を求めることもありますので、その点ひとつ御承願えればなど、かように思います。

まず、最初でございますけれども、1点目の議会での答弁のその後の対応についてでございます。町長からも御説明がございましたけれども、私のねらいといいましようか、考えと若干ずれたところもありますけれども、それはそれとしまして、本当にこの災害がいつ来るかわからないという状況を踏まえたときに、またなおかつ我々も平成16年7月20日、21日と現場を実際に視察をした経緯がございます。それら等をダブリながら、またあわせて二重になるかもしれないけれども、質問をしまいたいと、かように思います。

要は、平成7年1月17日午前5時46分、いわゆる戦後最大の大地震、大災害が発生したわけでございます。これは、今、町長からも御答弁がございましたように、阪神淡路大震災、いわゆる死亡者が6,432人という、誠に、これは本当に、当時のテレビに映る映像を思い出すんですけども、もう戦争でも始まったのかな、爆撃を食らって、それでビルが燃えているのかなと、そんなイメージすら今、この脳裏の片隅から離れないわけですね。

要は、私が言わんとしていることは、そのときの全壊、半壊を含めて、45万7,965世帯がいわゆる壊滅的な被害をこうむったわけですね。それももう既に30年前ごろから東海地震がいつ来るかわからないというように叫ばれて、自然と中で忘れたわけじゃないでしょうけれども、だんだん薄れているというのが正直な認識ではないのかなと、かように思います。

私は、くどく、強く申し上げますけれども、これを絶対忘れてはならないんだということを申しているわけなんです。その辺は、言うまでもなく、注意と喚起をよくしたことであって、重複しますけれども、いつ、どこで、どのような過程で発生するかかわからない東海地震の備えのために、ぜひ肝に銘じなくてはならない、かように思うのであります。そういうことで細かく町長からの御説明がありましたので、これ以上の質問には言及することを避けます。

そういうことで、1つここでこのレポートを、当時、先ほど申し上げましたように、平成16年7月20日、21日に広報を見ますと視察しているわけですね、正直なところ。そのときに、当時、今もそうでしょうけれども、議会広報の委員長である大塚邦子委員長からレポートの寄稿を求められて、そのときのこれは別に私が出したからとか何とか、自慢というんじゃないで、そういう調べていたらこういうものがあつたなというような、改めて思い出されるんですけども、そのときのレポートが半面にびっしりと、びっしりというよりも、委員長からの求めに応じて提出したという経緯がございます。

その中で、特に私が印象に残ることは、血の通った防災体制ということが、その他いろいろ重要なことばかりですけども、こればかり話していると時間がとられますので、簡単に今申し上げますと、北淡町の場合は、被害状況がいわゆる行方不明者を含めて皆無であったと、ゼロであったと。これは、日ごろから近隣地域におけるコミュニケーションがよりよくとれていたからだということを役場の担当の方から説明を受けたわけです。いわゆる血の通った防災体制をつくらなければだめだよという教えでございます、一言でまとめますとね。これは、我が町にとっても、ぜひともこれはいい教訓というか教えの言葉になるなというように、今でも強く念ずるわけでございます。

そういうことで、今、阪神大震災に学んだこの教訓の、またかつ町長の御答弁の中において、今、この2つの質問に対してしっかりやっているということを私は信じまして、この問題を終わります。

なお、2点目でございますけれども、2点目というか、それに絡んででございますが……

○議長（吉永満榮君） 3番議員、明確に質問をしてください。よろしくお願ひします。

○3番（柳原一四君） はい、わかりました。

それでは、早速質問に入りますけれども、敬老式典のあり方でございますけれども、担当課長で結構でございます。要は、私が言わんとしていたことは、例年毎年、今、先ほど町長からも御説明がありましたように、9月のいわゆる福祉の日に、この敬老会をやっているんだと、もちろん私自身も4回そこに出席をさせていただきまして、特に感ずることは、はっきり言って、マンネリ化というか何というの

かワンパターンで同じやり方なんです。この中の内容を見ますと、私から見ますと近況の昔話、長寿へのねぎらい等の場となり、参加することが意味深く楽しいものになるよう検討しては、検討は結構ですけれども、その後の発展が何もない。

それで、担当課長にお尋ねします。先ほどもちょっとお尋ねの中に申しあげましたように、実際これを検討されたか、いかがなもんですか。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課。

〔高齢者支援課長 田村睦子君登壇〕

○高齢者支援課長（田村睦子君） 高齢者支援課でございます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、検討に検討を重ねて年々アトラクションにおいても趣向をかえまして実施をしております。式典につきましても、これはいわゆる式典でございますので、割愛をするものはし、さらに敬老式典にふさわしい式典内容ということで実施をしております。

実際、式典で長い時間をかけるということも非常に労力を要することでございますので、端的に中身をかつ趣が伝わるように内容を吟味し、さらに先ほども申しあげましたように、アトラクションもそれぞれの年度において趣向を凝らして、一番興味がある、興味を引きやすいものにとということで検討をしております。以上です。

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原一四議員。

○3番（柳原一四君） 関連しまして、再度同じようなことになるかもしれませんが、私は、正直なところ今、何度か、三度も四度も課長の方からお話が出ましたけれども、私はそのアトラクションという意味が、いくら思い出してもアトラクションがないんです。アトラクションという意味は何なのかなと、その辺をちょっと確認いたします。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田村睦子君） アトラクションの意味といいますと、例えば式典の後、和やかな雰囲気では先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、それぞれに近況を語り合い、あるいは親睦を高める、そういう意味合いも含めて、また身近な方たちの活動を通して、自分も励み、今後もそれにつなげて頑張ろうという意味合いも含めてのものだと思っています。

残念ながら、式典が終わりました後にアトラクションを行うわけですが、それに御参加をいただける来賓の方々の数が、非常に少ないということも残念なことと思っております。

○議長（吉永満榮君） 柳原一四君。

○3番（柳原一四君） 3回目でございますね、この敬老式典のあり方には、もう一回最後に含めてお話をいただきたいなと。

私は、今、1つお断りじゃなくしておわびというか、式典の終わった後、アトラクションをやっているというのを、今、初めて確認した、確認というか課長のお話でわかったわけです。本当にその点は申しわけないなと、おわびを申し上げます。

それで、私が言わんとしたのは、毎年のようにあの式場に大きな体育館において、いすもたくさん並ぶ、それで当日はたくさんの方が出席しますですね。いす出します、出しますけれども、早い人は座るか座らないうちにUターンして回れ右して帰られると。それが、せっかく会場まで来て、何とかあれを食いとめる方法はないのかなと。私は、常に4回そんな感じを今でもそう思っているんです。

それには、1つの方法としては、今お話が出ましたけれども、アトラクションの方法を、式典の前にやるというわけにはいきませんが、何か1つ工夫をして、せっかく御来場された方が、町長の、トップの方の御祝辞を聞いて、本当にこの日に来てよかったなと心から思えるような、そういう雰囲気を編み出してもらいたいというのが切なる要望というか希望なんですよね。

その辺の御検討はどうか、課長、いかがですか。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田村睦子君） 御指摘のとおり、今後に向けては十分に検討してまいる所存でございます。

しかしながら、先ほど来の答弁の中にもありましたように、どのようにして皆さんにたくさん御参加をいただけるかは、毎年私どもも非常に深く受けとめて検討をしております。

その中で、くどくなりますけれども、本年度も一般高齢者実態調査ということを実施を予定をしております。その方たちのアンケートの中にも、そういうことを文面を含めて、設問を細かくしながら状況の提示をしていただいて、そしてそれをもとにまた検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 柳原一四君。

○3番（柳原一四君） ありがとうございます。ぜひひとつ、まだ、要望というか、言わんとしていることはたくさんあるんですけれども、そういうことで、私の考えている意図を御理解して……

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原君。

○3番（柳原一四君） はい。

○議長（吉永満榮君） 時間はまだ十分ありますので、3問でなくても、5問でも6問でも結構でございますが、よろしいですか。

○3番（柳原一四君） はい、わかりました。

議長の今お話しじゃありませんが、許可とかお許しを得まして、せっかくのことでございますので、引き続いてそれでは質問いたしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 簡潔にお願いしますね。

○3番（柳原一四君） はい。

それこそ、今お話が出ましたように、私は、質問の中に言わんとしたのは、るるあるんですけれども、もちろん会場を盛り上げるということが大きなテーマの、足をとめる1つの方法じゃないのかなと。私からこの答えを出そうという意味じゃありませんけれども、そんな感じがします。

福祉の方の課長さんも含め、中央当局が、私は決してさぼっているとかそんなことを言っているんじゃないんですね。中身のある濃いものひとつ、さらに実現していくんだと、くどいようですけれども、お互いがやはりバイタリティーというのか、参加した方が内容がよければ自然に伝わるんですね。それじゃ私もそれに参加しましょう、ちょっと体の具合が悪くてもという、足を運びましょうというそういうムードと雰囲気を生み出すためには、やはりちょっとした工夫が大事じゃないのかなと。それと、なお私は、お金を使えとかそんなことを言ってるんじゃないんですね。

もう一つは、厳しい質問のお話になりますけれども、ある町というか、この近くだとは言いませんけれども、寂しい話になりますけれども、敬老式典に対するいわゆる運営資金、財政が厳しいということで、中止をしているような、そういうような町も実際あるわけですよ。我々個人としては、今、何度も申し上げますように、長年培って御努力されて、日本の国の発展、繁栄に寄与された方に、この敬愛の精神を、敬意を表するという意味において、これを廃止されてしまっただけでは、とんでもないことになってしまうんですけれども、今、言わんとしたのは、たくさんお金を使って云々という、そういうことではないことをひとつ御理解していただきたいなと、かように思っています。

そういうことで、当初私も、その後のアトラクションをやっているというのは、くどいようですけれども、きょう初めてわかったことなもので、質疑は、私は、この結論としては、マンネリ化の打破をどう考えているんだという、この質問の最終に、頭に置いておったんですけれども、私の見当違いもありましたので、それら等については質問の余地もありませんので、まず議長にも申し上げますと、この敬老の式典のあり方については、これで話を閉じます。

本当にありがとうございました。

それでは、最後というか、2点目でございますけれども、公約の実践と未来像についてということについて質問に入りたいと思います。

それこそ非常に細かく町長からお話がありました、あったわけでございますけれども、それらの私として、今まで4年間培ってきた感想というか、これは最後になりますけれども、等も含めて、私の率直な意見も述べてみたいと思います。

その前に、肝心な質問事項をしてまいりたいなと、かように思います。

今からそれこそ4年前になりますけれども、平成15年でございますか、これは言うまでもなく、選挙のときのいわゆる公約をひっ提げて、さっそうと登場したのは田村町政であったわけですが、それらの街頭演説等を今、身近に思い出しますけれども、それら等を含めるといふか、そこから話をしたいなと、かように思います。

私は、直接町長にお伺いするのは、公約という意味、近隣市町村でもいろいろと、村はありませんけれども、市と町になりましたけれども、公約は決して私はそれがどうのじゃなくて、一番の目的な何でしょうか。ひとつ、それをお話伺いとうございます。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町民に、いわば審判を仰ぐわけでございますよね。その際に、もし私に町政を託していただけるならば、私は4年の間に、このことにつきまして実行することをお約束しますという公約約束です。

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原一四君。

○3番（柳原一四君） ありがとうございます。

私が、なぜそのことを最初に申し上げたということは、このタイトルにもはっきりうたっているように、「公約の実践と未来像について」と。私は、非常にインパクトがあるというのか、この公約のね、そういう意味で、今後いかなる方が首長になろうとも、やはりそういう明確なそういう指針、方針を示して、それでこの吉田町のかじをとっていこうということが、これは町民が一番わかりやすいといふか、信用のおける一番題目なんじゃないかと私はそう判断する。そういう意味で、今、冒頭に、この意味の確認を含めて、誠に幼稚な質問かもしれないけれども、させていただいたわけです。

それで、私が申し上げることは、田村町政が今、私も何度か今までに一般質問をしてまいりました。はっきり言うと、計16回のうち12回質問をしてきたわけですが、その中における公約の実施による成果とか、「我が町の未来像を見据えた町づくりについて」というこのタイトルでもって直接質問をいたしてまいったわけです。その辺が我が町の将来図を見据えた町づくりと、今言う公約の実践と未来像についてというのは、非常にダブって似通ったような質問になりますけれども、何を私はそこでお尋ねしているかという本質になるわけですが、

今、公約の意味が何といっても、町民の脳裏に強く焼きついておることは、やはり日曜開庁じゃないのかなと、一番のこの公約の眼目が。なおかつもちろん入札制度の件も含め、いろいろとございますけれども、私はそこで今、町長に申し上げたかったことは、日曜開庁を現在、当初を見ますと平均130名ぐらいというから、1日の、1日というか、そういう数字を聞いたわけなんですけれども、現在、1つ2つの数字はともかくとして、1回においてどのぐらい日曜開庁で客が利用されているか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私が記憶している限りでございますけれども、ほとんど200名を超えております。

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原一四君。

○3番（柳原一四君） ありがとうございます。

私は、正直なところ、当初、初め、日曜開庁は恐らく30名、多くても50名はどうかというのが率直な私の感想といふか考えだったですね。それで、それから、きょう確認して、我々が議会において、またそういう、下の受付等を借りると、こんだけだということを聞いて、本当に正直なところ半信半疑といふか、疑ったような次第ですね。しかし、あに図らんや、それが同じような数字が何回も何回も続いているということは、やはりそれだけふだんの日に来られない、日曜であって会社を休まず、また早退せずには断ることもなくこの役所の方に来て、いろいろな書類等がとれるということは、本当に私は町民の多くは感謝といふか、本当に喜んでいっているのが実情なんです。

そういう意味で、私も声を大にして言わないけれども、この日曜開庁を含めて、「どこでも訪問しますDAY」でございますけれども、そういうことで、「どこでも訪問しますDAY」については、今どのぐらい、そのトータルは余り聞かないんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（吉永満榮君） どういう質問でございますか、柳原議員。

- 3番(柳原一四君) すいません、よろしくお願ひします。
- 議長(吉永満榮君) どういう質問内容ですか。
- 3番(柳原一四君) 「どこでも訪問しますDAY」というのが、最近だんだん言葉が、タイトルが残っていますけれども、実際その訪問している状況はどのぐらいですかというのが質問でございます。
- 議長(吉永満榮君) 町長、田村典彦君。
- 町長(田村典彦君) つい先週も川尻の在住のお年寄りの女性の方々のサークルにもお招きしていただきました。つい最近、3回か4回ぐらいあるんじゃないかと思っております。
- 議長(吉永満榮君) 3番、柳原一四君。
- 3番(柳原一四君) ありがとうございます。はい、わかりました。
- 議長(吉永満榮君) まだございますか。
- 3番(柳原一四君) はい。すいません、資料があちこち飛んじやって、本当に申しわけありません。  
それでは、わかりました。肝心なところが今ちょっと本当に恥ずかしい話だけれども、資料が飛んじやっております。
- 議長(吉永満榮君) 落ち着いて探してください、質問を。
- 3番(柳原一四君) すいませんね。  
それでは、引き続いて再質問に入りますけれども、今、1期目が町長もこの4月をもって任期満了、終了するわけでございますね。もちろん我々もそうでございますけれども、公約の励行を含めて、私の聞くところによれば、多くの町民は、実直性というか、私もほんのいつぞやか何かのときに申し上げましたけれども、率先垂範というか、みずから立って、いわゆる実行して行動していくという言葉が節々に聞くわけなんです。これは、町民に夢と希望を与えるというか、わかりやすく、それでいいと、決して今までが悪かった云々というわけじゃ、そんなことを言っているんじゃない、そういうことを御無礼な、大先輩にそういうことを言える立場じゃありませんけれども、私は、そういういい面はどんどん發揮して、それで、悲しみの方は別にして、喜びを与える、そういう夢を与える施策をひとつぜひともさらに編み出していただきたいなど、それを強く、切に願うわけでございます。  
そういうことで、先ほどから申し上げますけれども、私は、このエネルギー源に対して、率先垂範のエネルギー源、私の方から質問するというか、我々の方から評価する方がかえっていいのかもしれないけれども、それでは質問になりませんからね。自分としてどういうエネルギーというものに対して、お考えを持っているか、それに対して。
- 議長(吉永満榮君) 町長。
- 町長(田村典彦君) 少々、議員の御質問の内容がよくわからないのでございますけれども、議員のお気持ちを持ちかかって言えば、私がなぜ365日、例えば1年間のうち365日でございますけれども、休み日は10日ぐらいしかないという、なぜそこまでやるんですかというのは、端的な話、私にとって吉田町というものが全部だからです。
- 議長(吉永満榮君) 3番、柳原一四君。
- 3番(柳原一四君) ありがとうございます。  
話の方が大分こうなりましたので、この辺でとめたいと思います。  
それこそ、もう一回簡単にまとめて、まとめるというか私の心を整理する上においても、ちょっと一、二分言わしてもらいたいなど、かように思います。  
とにかく阪神淡路大震災の恐怖については、るるいろいろと御説明がありましたので、私は、この町の同報無線を通じるなり、あらゆる施策において注意と喚起を促す最小限の事故防止、これに被害を食いとめるということに御尽力いただきたいなど、切にそういうお願いをいたします。  
なお、この2つ目の敬老式典のことにつきましては、私の認識不足で本当に申しわけなかったなど、おわびしたいことは、いわゆるアトラクションをその後やっているというのを私として本当に失礼な質問をしたなということで、おわびをいたします。  
しかしながら、まだ私は改善の余地はいろいろあると思うんですね。ぜひその辺は、出席される方の

立場になって、いろいろと考えているでしょうけれども、その辺も私はぜひ検討深く議論をされて、お金を使えじゃなくて、中身の濃いひとつ視点にさらに発展していただきたいなという、これは要望でございましたけれどもお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） いつも私は思うんですがございますけれども、議員の皆様は当局に対して、あれやれこれやれ、もっと工夫しろと言われますけれども、議員の皆様の方からこうこうこういうふうなアイデアがあるんだと、ぜひこういうアイデアがあるから実行してみたらどうか、議員の皆様でも、いわゆる敬老会で壇上に上がって、アトラクションでもされたらいかがですか。

○議長（吉永満榮君） 3番、柳原君。

○3番（柳原一四君） 逆に、町長の方から逆質問を求められましたけれども、決してこれは悪いことじゃないし、大いに議員としても考えなくてはならないし、またそれらの部署を通じて、総務なりいろいろという格好になるか、これは、私はいい御質問をいただいたなということで認めます。ありがとうございました。

それと、最後になりますけれども、申しわけございません。それこそ私の聞くところがちょっとぼけちゃって、本当に中身のなかったことで、自分としても反省をしておりますけれども、町長のいわゆる公約の実践と未来像についてということについては、それこそ過去、将来の未来像を見据えた町づくりの中においても、行政財政構造改革にも着手するというような、この辺の文言がちょっと私、質問からずれちゃったんですけども、これがどのような方向に行っているのかなという、終わりのうちにまた質問を返すというわけにもいきませんが、そういう質問を落としてしまったことがありました。本当に申しわけないかと、かように思っております。

なお、もう一つ最後になりますけれども、抽選型のいわゆる指名競争入札でございますけれども、今、さっき私が言わんとしたのは、そうやった方が町としてもいろいろといいから実行しているんだということでしょうけれども、終わってから言うのも申しわけないけれども、肝心なところの質問が抜けたことに対して反省をいたします。

○議長（吉永満榮君） はい、結構です。

○3番（柳原一四君） ちょっと時間がありますけれども、私の質問はこれをもって終わります。本当にありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） 以上で3番、柳原一四君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 八 木 栄 君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、平成19年第1回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、入札制度についてと建材工場跡地について質問をさせていただきます。

先に入札制度についてお伺いします。現在、実施されております抽選型指名競争入札ですが、この入札制度において4点お尋ねをいたします。

1点目として、抽選型指名競争入札には最低制限価格が設定されていることは皆さん知っているところだと思います。また、この最低制限価格は、町長がある一定の方式で算出していることも当然御存じであると思います。

平成18年末の田村町長退職による町長不在期間中に、抽選型指名競争入札が執行されておりますが、この入札では最低制限価格をだれがどのように算出し、設定したのかをお伺いします。

2点目として、町の中に浸透してきました抽選型指名競争入札ですが、今後、首長が変わった場合、ど

のようになってしまうのでしょうか。

3点目として、私は、何回か入札制度についての一般質問をしてまいりました。そして、その都度、最低制限価格の事後公表をお願いしてきました。この制度では、確かに業者間の談合ができなくなり、効果は絶大であると思いますが、半面、以前にもお話ししたように、官製談合の発生する余地があり、町民に対して真の透明性、公正、公平性を示すためにも、最低制限価格の公表は絶対に必要だと思い、再度最低制限価格の事後公表をお願いするわけですが、公表については、これからも実施することは考えられないのでしょうか。

4点目として、この制度を作成するに当たり検討委員会を立ち上げ、協議したと聞いておりますが、その構成メンバーをお聞きします。

次に、建材工場跡地についてお尋ねします。

昨年12月の同僚議員の一般質問の答弁で、この跡地について企業誘致を進めるとありました。また、本議会の初日における町長の施政方針の中でも、19年度中には、この土地の売却を実現させよう、させたいという言葉がありました。これまでにどのような企業へ打診をしたのでしょうか。また、その結果についてもお知らせ願います。今までの経過を詳しくお聞かせください。

以上が、私の質問の要旨です。明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 入札制度についての1点目、昨年の町長不在中に執行した抽選型指名競争入札の最低制限価格は、だれがどのように算出し、設定したのかについてお答えします。

議員は、当然御承知であると思いますけれども、町長が欠けた場合には、地方自治法第152条第1項の規定によりまして、助役がその職務を代理することとなっておりますので、町長不在時における抽選型指名競争入札の執行につきましては、助役が代理しました。

しかし、町長不在時における抽選型指名競争入札は、平成18年12月12日に執行した5件だけでありましたので、この入札に係る最低制限価格につきましては、事務処理の都合上、辞職前に通常行っているルールに基づきまして、私が設定いたしました。

次に、2点目の今後首長がかわった場合、抽選型指名競争入札はどのようになるのでしょうかについてありますが、この御質問は議会一般質問の中で論じるべきではないように思いますので、答弁は控えさせていただきます。また、この件について非常に興味がございますれば、立候補をされる方にお聞きしていただければわかると思います。

次に、3点目の今後、最低制限価格を公表する考えはないかという御質問についてお答えします。抽選型指名競争入札制度の導入の真意につきましては、これまで幾度となく申し上げおりますので、周知のことであると認識しておりますが、あえて申し上げますと、町民の皆様方が請負業者決定の過程で、談合などの不正行為が行われていないことを実感できる客観的な透明性を確保すること、及び地元業者を擁護することですので、制度の骨格には、談合の防止と地元業者の参加の2つの要因を据えております。

地元という地域限定の入札の中で、客観的透明性を保つという特殊な条件を満足しなければならないわけですので、入札価格の調整を容易にする環境をつくることにつながる最低制限価格の公表は、意識的に行わないようにしております。

本来、競争入札を執行する場合におきましては、最低制限価格を設ける必要はなく、粗悪工事を談合するための調査基準価格が設定されていれば足りると考えておりますが、抽選型指名競争入札におきましては、地元業者による過度の価額競争が行われないように配慮して、例外的に設定しているものでありますので、議員が仮に、一般論からこの件について御質問をされているということであれば、公表という観点ばかりを強調されるのはいかがなものかと思っております。

議員は、抽選型指名競争入札につきましては、これまでに何度か御質問され、大変熱心に調査、研究されておられる御様子でありますので、入札制度に対する造詣は、議員の中でも一番造詣が深いものをお持ちであると拝察しております。議員には、ぜひとも当庁で採用すべき理想の入札制度がいかなるものであ

るのかを、具体的に披瀝していただければ幸いに存じます。

現在、世の中が行政に求めている入札方式は、一般競争入札であります。福島県、和歌山県、宮崎県の官製談合が摘発されて以来、指名競争入札は廃止すべきであるとの議論が大きくなっておりまして、一般競争入札の対象工事の規模も大幅に引き下げられようとしております。

また、昨年12月に、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律が改正され、法律名も入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に改められ、発注機関の職員に対する刑罰規定が創設されました。この改正法の施行日は、平成19年3月14日となっておりますので、昨日から町の職員が談合をそそのかすなどの不正行為を行った場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金が課されることになりました。昨日からでございます。さらに、入札談合等関与行為に係る職員の損害賠償及び懲戒事由に関する調査結果を公表することも義務づけられました。

また、一部改正の独占禁止法が平成18年1月4日に施行され、刑事告発のための犯罪調査権限が導入されるなど、談合等の不正行為を摘発しやすい環境が整えられております。

他方では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の遵守に向けての取り組みが重視されるようになっていくとともに、地方自治法施行例に基づく総合評価方式の移行につきましても、国・県の強力な要請があることから、町で執行する入札に関しましても、学識経験者や専門家の意見を聞くシステムを取り入れなければならない状況を迎えております。

このように時代の要請というものは、狭い地域に限定して入札参加者を募るような環境を改め、広い範囲から入札参加者を募り、確かな品質を納入することができる業者を選定することができる土壌をつくることであると感じております。

しかしながら、社会の要請を全面的に受け入れた入札制度を構築いたしますと、地元業者の擁護という観点を固持することは至難のこととなりますので、町独自で社会的要請と地元業者の擁護との両面をある程度満足させる入札制度を考案しなければならないものと思っております。

現在、行政の工事発注事務は、こうした難しい局面を迎えておりますので、この4月からは、新たに契約管理課を設け、迅速かつ柔軟な対応を図りたいと考えております。

次に4点目、抽選型指名競争入札制度に当たって立ち上げた検討委員会のメンバーを聞きたいとの御質問でございますけれども、検討委員会は、平成15年7月に、職員で構成する委員会として立ち上げましたが、個々のメンバーにつきましては、申し上げる必要は感じておりませんので、答弁を省略いたします。

続きまして、中山三星建材株式会社工場跡地についてお答えします。

この用地につきましては、議員も十分御承知のとおり、当庁の実質公債費比率をおよそ2%押し上げる要因の1つにもなっているものであり、また、町財政の硬直化につながるものであると私は考えております。

こうした状況を早期に改善し、逆に町の財政基盤の強化を図るために活用することが最も町民のためになると考え、企業への売却を決断し、町民の皆様方に表明させていただきました。

目下この決断を実現するための条件整備を行っているところでありますが、その間にも町に対して数社から情報等の問い合わせがあります。そして意欲的に、町に対して土地利用計画案を提出された企業もありますので、販売に向けては、これから本格的な販売促進を実施するところであり、この場で詳細を申し上げる段階にはありませんので、御理解いただきたいと思います。

ただし、三星の土地を購入した際の一件書類につきましては、2件の契約書類しかございませんけれども、この三星の土地を販売するさまざまな当局の間のミーティングに関しましては、すべて一件書類が整っておりますので、議員、もしこの土地が売却された後を聞きたければ、この一件書類についていずれ開示するものと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。再質問をしたいと思っております。

まず、入札制度ですが、この抽選型指名競争入札には予定価格がございます。予定価格の設定は、だれがどのような方式で算出しているのかを、以前にもお答えがあったかもしれませんが、今一度お伺いしま



す。とりあえず先にそれをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 答弁をお願いします。

町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員はわかっている質問されているんでしょうけれども、予定価格はだれがどのように決めるかということは、申し上げられることではないです。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

予定価格は公に公表されているわけで、別にその金額というものは出ているものですから、だれが決めるということも……

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） だれがどのように設定しているかということについては、お答えいたしかねるということだったんです。

○議長（吉永満榮君） はい。

○10番（八木 栄君） じゃ、お答えができないということでよろしいですか。

○議長（吉永満榮君） はい、町長。

○町長（田村典彦君） 重ねて申し上げますけれども、抽選型指名競争入札の場合には、予定価格はあらかじめ公表されております。しかしながら、その予定価格をだれがどのように設定したのかということにつきましては、入札の関係上、お答えはいたしかねるということです。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解。10番です。

それでは、建材跡地の方ですか、最後の言葉がちょっと聞き取りが難しかったものですから、言葉がはっきりわからなくて、今一度、最後の、今後売却に当たって、一件、というような話がありました、その辺をもう少し詳しく、聞きやすいようにお願いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 通常、お役所の言葉でございますけれども、例えば三星の土地購入、議員等は賛成があったわけでございますけれども、その購入に関して、初めから終わりまでのすべての書類を整えたものを一件書類と申します。したがって、今後この土地を売却するに当たって、さまざまなミーティングであるとか、それから会合というものが役場の中で行われております。それにつきましては、すべて初めから終わりまで、ことごとく書類が残っておりますので、三星の土地が売却された場合には、議員等から質問等があった場合には、書類でもってお答えいたします。そういうことです。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今の話はわかりました。

それでは、今後、売却方法というんですか、一応、売却方法としてどのような方法が考えられるのかということをお伺いします。売却の方法です。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 現在までの時点で、あそこの土地につきましては、まず数社から売買の情報がございまして、また、もうはっきりと企画書を添付して買い入れの申し込みをした業者もございまして。

しかしながら、私が議員に答弁の中でお話し申し上げましたように、条件整備を整えた上で、広く一般にこの三星の土地売却について、情報を開示した上でやっていきたいと思っております。一般競争入札ではなくて、この町にとって最良であると判断される企業と随意によって話していくという形になろうかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解。10番、八木です。

この間、産業建設常任委員会の方で、今、魚のことで養殖ということで、この間一応産建としてやった

結果、吉田町には三星の跡地、三星という社名を出していいかわかりませんが、建材工場跡地、その土地があるもんですから、それで海に近いところなもんですから、あそこをちょっと調査して、いい具合の地下海水ですか、そのようなものが見つかったら、結局養殖業者、関係の企業がもしかしたら来ることも可能じゃないかなというようなお話で、まとめの中で一応提言として最終日に配付いたしますが、そういうふうに書かせてもらったんですけども、それについて、そのためには調査する予算もかかります。それについて、吉田町はこういう土地があって、こういう水があるよというのも1つの宣伝にもなると思うんですけども、そういうような考え方についてはどうかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 養殖の陸上の問題について、まだ私は委員会から書類をもらっておりませんので、そんな用途についてはわかりかねますけれども、基本的にあそこは、むしろこの町により多くの働き口と、より多くの税金をもたらす優良な企業を誘致していると思いますので、もし仮にその養殖につきまして、その同等なくらいのいわば雇用と、同等なくらいのいわば税金等を納めていただければ、それはまた1つの企業としてコールすることはやぶさかではございません。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） わかりました。10番、八木です。

それこそ、この跡地がずっとそのままにしてあって、町長が以前話の中で、そのままざぼっておくのも1つの方法だということをお伺いしました。それで、委員会の中でも総務課長に町内の枯れ草とかそういうものがほったらかしにしてあるところは、冬場、火災とかそういうもののおそれがあるからどうしていますかということをお伺いしたとき、消防の方から枯れ草を刈ってもらうとかって、そういうふうにご指導していますよというお話を伺いました。

あそこは役場の土地、町の土地ではありますが、結構草がぼうぼうしていて、それこそ環境的にも悪いんじゃないかなというふうに思いますが、あそこを少しきれいにして、企業が見つかる間、何らかの形で開放するというような、そういう考え方を持っているのかお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問は2点あると思います。

1点は、枯れ草等でございますけれども、常用で草刈り機を買っておりますので、草等につきましては、刈ってございます。

それから、2点目の売却までの間、あそこについて開放する意思はないのかということでございますけれども、買った建物等は耐震基準を明らかに満たしておりませんので、開放して中に入ってけが等をされた場合には、非常に町が責任をしょわなければならない事態もございます。そういうことを考えますと、早期に売却するというので、あそこを一時的にも開放するという考えは、私は持っておりません。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

建物は耐震性、きちんと耐震の診断をしないとわかりませんが、ただ、空き地とかグラウンドというんですかね、あそこに広場があるもんですから、その辺のことで、建物は危険ですから入らないでということもできると思いますもんですから、そういうことで、あいている土地、以前グラウンドになっていたところですけども、そういうようなところは、別に建物じゃ、内部じゃないもんですから、耐震も関係ないと思いますけれども、それについて、今、草を刈っているよということでもありますので、その辺についてもちょっと利用するために開放ということについての考えをお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員御承知のとおり、あそこは土壌検査も一切なく買った土地でございます。PCBも出た場所でございます。そういう意味によって、仮に、もしあそこに入って、有害物質等がいわばそれによって何か事故が起きた場合、どなたが責任をとることになるんでしょうか。

議員は、当然のことながら、土地の売却に当たっては、基本的に土壌検査をやるのは当たり前のことなんです。それも何にもされていない土地をそのまま買った、議員も、今、手も挙げた方でございます。

れども、そのような土地を開放して、もし万が一、何か起きた場合、どなたが責任をとるのでしょうか。そういうことを考えれば、やはりあそこは早期に売却するというのが一番妥当であると、私は思っています。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この間、地面の調査をした結果、地面にはPCBがないということで、別段、特別危険とみなされる物質は出てこなかったという報告書が総務課の方にありまして、それを伺いましたが、それは、じゃ違った報告ですか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は、土地の売却等について知識はございますか。まず、一般的に土地を売却する場合、あのような大きさの土地の売却の場合は、まずステップ1というのがございます。ステップ1は、ピンポイントでいわば土壌検査をやるわけでございます。この前うちがやったのは、ピンポイントのステップ1でございます。

しかしながら、本当に売却するという場合には、10メートルメッシュでのいわば土壌検査をしなければなりません。数千万円のいわば検査費用がかかります。かつて三菱マテリアルが売った土地か買った土地かちょっと忘れちゃったけれども、土中に有害物質があつて、その除去だけで何十億もかかったという例がございますので、いわば今回やったピンポイントの土壌検査だけでは不十分でございます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解です。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（吉永満榮君） ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

なお、傍聴席の皆様方に報告をいたします。本日は御苦勞さまでございます。休憩時間内に、この議場、そして議長室の開放をしてございますので、見学をされたい方は御自由にさせていただきたいと思っております。また、湯茶の方は議員の控え室にもございますので、要望があれば立ち寄っていただければ結構だと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（吉永満榮君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 増 田 宏 胤 君

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

〔12番 増田宏胤君登壇〕

○12番（増田宏胤君） 議席番号12番、増田宏胤であります。

平成19年第1回吉田町議会定例会に当たり、町長の施政方針が示されましたことから、町の実態はどうかという観点から、行財政改革、産業振興について質問をします。

町の将来像である「人と人、心安らぎ、健康で住みやすい町吉田町」の建設に向けて全力を傾注し、取り組む内容であると思っております。

平成19年度に臨み、町財政の健全化と基本計画の着実な実施を念頭に、一層真摯に町政に取り組まれることを確信をしております。

国が進めております改革のもとで、国から地方への税源が移譲されるとともに、国庫補助負担金の廃止、

縮減や地方交付税の改革等が叫ばれ、依存財源は減少の傾向にあります。

また、地方分権が進むことにより、町の行政事務も増大し、守備範囲も拡大することから、限られた財源をより効率、効果的に活用する行財政運営が求められます。このことから、町の将来を考えることができる環境を整備し、町民参加による町づくりを進める必要があります。

そこで、現状の厳しい財政状況下のもとであります。町づくりにおいて、町長の考え方や政策が反映されてまいりますことから、次の項目について質問をいたします。

先に、行財政改革についてであります。行財政改革はどのように推進しますかについては、選挙戦の中では、今後、少子高齢化や防災などの問題は財政的に大きな比重がかかるので、事業を必要に応じて、財政的にめり張りをつけて区分する。そして、事業を見直し、職員の資質の向上を図り、組織と機能を再構成すると述べられております。

厳しい財政状況下にある今日、町長がどのような基本方針を持って行財政を運営されようとしているのか、行政全般にわたる見直しと、各種施策における事務の事業の優先順位の考え方についてお聞きしたいのであります。

行財政改革の最大のねらいは、行政の人員や組織をできるだけ小さくして、小さな自治体にあることにあると思っております。そして、その分だけ住民に対する事業やサービスを伸ばすことでもあります。平成19年度予算においては、財政の健全化に向けた事務事業への行政評価の導入に伴い、一般財源をベースに予算全体を各課に枠配分する方式を採用した結果、身の丈に合った予算編成となったと言われておりますが、具体的にどの点にあらわれているのでしょうか。また、検討がなされてきたかであります。

節約予算を住民サービスに振り向けることによって、行政水準も向上し、密度の高い行政を執行できると考えております。コストの低い方に切りかえることについての基本的な考え方と具体的方策があるのかどうか、お示しを願いたいと思っております。

以上、所信を申し上げ、次の事項について質問いたします。

1、町長の基本方針と行政運営、行政全般にわたる見直し及び各種施策の優先順位の考え方をお願いします。

2、身の丈の予算編成における重点施策と、及び財源確保の見直しはどうか。

3、事務事業の行政経費の節約の対象項目と具体的方策があるのかどうか。

4、新設される契約管理課における機能の発揮と職員配置の考え方はどうか。

5、債務負担行為及び地方債による事業については、今後どのように取り組んでいくか。

6、21.6%と高い実質公債費比率を低減に向けてどのように取り組むのか。

7、積み立てをする場合、中・長期的健全財政を考えるとときの財政調整基金、減債基金について、行財政の判断と目標についての考えはどうか。

次に、産業振興についてであります。

私は、本町経済の活性化と雇用機会の増大を図るには、産業の振興以外にないという考え方をしております。そこで、産業の振興を考えてみますと、1つには地場産業の振興があり、2つには企業の誘致、この2つに尽きると考えております。

先に、産業の振興対策として、静岡空港の開港により地域産業への好影響が期待されておりますが、現状において大きく成長が見込まれる経済活性化の起爆剤となりそうな試みに対しての育成、支援の考えについて伺います。

次に、川尻の建材工場跡地の活用策についてであります。町長は、工場跡地検討委員会の答申を踏まえ、早期に優良企業の誘致を積極的に行い、負債を一括返済し、財政面での負債を取り除き、健全化を目指し、そして企業誘致による税収と就業人口の増大を図り、地域をさらに活性化するとされております。

なお、平成19年度中には、建材工場跡地の売却を実現させ、一挙に財政の健全化を促進させたい考えを示されております。町が所有している工場跡地の利活用について、優良企業の導入に今日まで取り組んできていると思っておりますけれども、経過がよく見えていないので、今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思っております。

最近の情報として、進出可能な企業があるのかどうか、もし実現の可能性が強いとすれば、早期に実現してほしいと思いますので、この点についてのお考えをお示し願いたいと思います。

なお、この件については、先ほど八木 栄議員の方からも聞いておりますので、重複する点については省略していただいて結構であります。

以上、所信を申し上げまして、次の事項について質問をいたします。

- 1、地場産業の振興について、開発のための調査研究に前向きに取り組む考えがあるか。
- 2、産業の振興対策としての育成、支援への取り組みはどのようにされていくか。
- 3、建材工場跡地の利活用について、平成19年度中に実現させるため、優良企業の誘致がどこまで進められているのか。
- 4、誘致促進のための優遇策や条例を制定する意思がないかどうか。

私の通告しております質問事項の要旨は以上であります。

町政運営に当たられる町長の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） まず、1点目の町長の基本方針と行政運営、行政全般にわたる見直し及び各種施策の優先順位のつけ方についてであります。施政方針の中でも申し上げておりますけれども、現在、我が国においては、さまざまな局面において構造的な破綻を目の当たりにしております。

私は、これまで国が進める行財政改革や地方分権に対する影響を予測し、吉田町が地域間競争を生き抜くための備えをし、住民の皆様の幸福に直結する町政運営をやってまいりました。

グローバル社会においては、地域の価値観だけで物事の善悪を判断できる世の中ではなくてきており、すべての手続や判断基準が公衆の感覚に適合するものでなければ、理解されにくくなっており、役場におきましても、すべてのプロセスを合理的に説明できる感覚をすべての職員に身につけさせることが急務であると考えております。

また、行政運営は、町民の皆様方にとってよりよいものでなければなりませんので、それを判断するためには、施策を決定、実施し、その結果を検証するまでのプロセスに高い透明性が求められていることから、公開できるものは積極的に開示し、透明度をより高いものにしてまいりたいと考えております。

これからの地方自治体は、税源移譲と権限移譲が進み、さらなる格差が広がってくることが予想され、市町村合併の検証も次第に行われるものと考えております。

こうしたことから、まず地方分権に耐え得る基礎的な自治体をつくり上げるために、企業誘致を進めて、より一層の財政力を高め、住民の皆様が真に豊かさを実感できるように、積極的な施策を展開してまいりたいと考えております。

2点目の身の丈の予算編成における重点施策及び財源確保の見通しはどうかであります。平成19年度予算の重点施策といたしましては、子育て支援、健康づくり、教育の3点を重視したほか、安全地方分権を担える人材育成などに配慮しました。

具体的に申し上げますと、子育て支援関連では、年々需要の高まる放課後児童クラブにつきまして、自彊小学校区へ新たな施設を建設すること、老朽化の著しいさゆり保育園園舎の改築事業に着手すること。さらに、乳幼児医療費の完全無料化の対象を小学校6年生まで拡大するほか、健康づくり関連では、高齢者が患うケースが多い肺炎にかかる肺炎球菌ワクチン予防接種の経費を一部公費負担とすること。だれもが親しめるオリジナルダンスの創作やヘルスアップ事業を、国民健康保険事業特別会計の事業として実施することに加えて、教育関連では理科離れの進んだ子供に対して、理科の実験や動植物の観察等を通じ、理科に興味を持つ機会を与えるための小さな理科館の建設事業に着手すること。さらに、小中学校図書室への空調設備の設置、及び小中学校と総合体育館、中央公民館に除細動器を配備する等を盛り込んであります。

また、財源の確保につきましては、平成19年度当初予算から採用しました枠配分方式による予算編成方針の各課への通知に先立ち、顕著に伸びを示す町税を初め、すべての一般財源項目に係る平成19年度の件

数を推計し、その総額を枠配分の総額としておりますので、財源は十分に確保できているものと確信しております。

3点目の事務事業の行政経費の節減の対象項目と、具体的方策があるのかどうかであります。行政に課せられた使命は、最少の経費で最大の効果を生むこととあります。行政経費の節減対象項目としては、旅費、需用費、役務費、借り上げ料等の物件費のほか、負担金、補助金等の補助費等が考えられますが、具体的には、平成16年度から行財政構造改革推進本部において実施しております事務事業の見直しや、行政改革大綱集中改革プランに沿って経費の節減を図っているところとあります。

また、平成19年度から取り入れました枠配分方式は、限られた財源を有効に活用し、住民サービスを向上するために、各課の自主性、主体性を生み出すとともに、創意工夫が経費の節減につながるものと確信しております。

4点目の新設される契約管理課における機能の発揮と、職員配置の考え方はどうかであります。最近の新聞紙上でも随分と話題となっております官製談合等の問題を根絶するため、さらに国や県からの要請もあり、町では新たな契約制度の構築及び町有財産の総合的な管理部署として、おおむね2年間ではあります。契約管理課の設置を考えており、職員の配置につきましては、それらを十分考慮して検討している段階でございます。

5点目の債務負担行為及び地方債による事業につきましては、今後どのように取り組んでいくのかでありますけれども、債務負担行為は後年度に経費の支出が予定されるものであり、財政状況が厳しい中では、新たな債務負担行為は後年度負担に拍車をかけることとなりますので、極力抑制する方向で考えております。

さらに、実質公債費比率を算定する際に、5年以上の債務負担行為は算定対象となりますことから、実質公債費比率の引き下げの妨げにもなりますので、十分に配慮する必要があります。また、地方債の借り入れにつきましても、実質公債費比率に影響しますので、当分の間は、普通会計ベースで3億円程度をめどにして予算編成をしていく予定でございます。

6点目の21.6%と高い実質公債費比率を低減に向けてどのように取り組むのかであります。実質公債費比率が一定以上の自治体、具体的には18%以上25%未満の自治体は、公債費負担適性化計画を作成しなければなりませんので、当庁におきましても先ごろ計画書を作成し、県に提出したところでございます。

この計画は期限を10年間とし、税収入がおおむね現状で推移することを前提に、起債は普通会計で、借入額を約3億円、下水道会計や一部事務組合においても借入額をかなり抑制する方向で作成してありますので、平成26年度には18%を下回る計画となっております。

なお、仮に平成19年度中に、中山三星建材株式会社跡地が売却できた場合は、18%をクリアできる年度は平成22年度に前倒しとなり、財政の健全化が図れるものと考えております。

7点目の積立金をした場合、中・長期的健全財政を考えるとときの財政調整基金、減債基金について、行財政の判断と目標についての考えはどうかであります。地方公共団体の財政運営に当たりましては、単年度収支が均衡していればよいというわけではなく、後年度への財政の影響も十分に配慮し、長期的な観点に立った財政運営が求められております。

財政調整基金は、年度間の財政の不均衡を調整するものでありますので、余裕財源が生じた場合は、積極的に積み立てすべきものと考えております。

当町の18年度末の財政調整基金残高は、約9億1,600万円となる見込みで、当面の目標でもある15億円も視野に入っております。

一方、減債基金は、地方債の償還のために設けられたもので、平成18年度末の残高は約5,600万円となる見込みですが、今後、繰上償還も計画しておりますので、財源と相談しながら積み立てをしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、経済情勢の変化により収入不足に陥った場合でも、住民サービスを低下させない行政運営を行っていくためには健全財政を堅持し、できる限りの基金積み立てをしていく所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、格別なる御理解と御支援を賜りたいと存じます。

次に、地場産業の振興について、開発のための調査、研究に前向きに取り組む考えがあるかについてお答えいたします。

産業の振興策につきましては、富士山静岡空港などの新しい社会資本や、地域資源を活用しながら、これまで以上に町と産業4団体が連携を取り合い、前向きな考え方を持って取り組むことで、活性化が図れるものと考えております。

町では、地域産業と産業行政の円滑な運営を図るために、産業委員会を設置し、産業の現状や課題について協議するとともに、情報公開しながらそれぞれの施策に反映させていくところでございます。

その一つとして、昨年度から異業種交流会を開催しておりますが、商工業、農業、水産業などの事業者が交流を深めることにより、お互いの視野を広げ、ビジネスやその他のあらゆる分野における創出活動、共同事業のきっかけとなればと期待しているところでございます。

また、広域的なものとしては、空港を活用した地域の農業の活性化方策を検討し、実現に向けた活動を支援する組織として、志太榛原地域、空港連携農業活性化推進協議会を立ち上げました。今年度振興プログラムを作成し、空港施設での農産物、加工品などの販売、空港施設、渡航先への農産物の供給などの施策を推進していくことといたしました。

平成19年度からは、これらの運営可能性調査や推進体制の確率など、JAを初めとする関係団体と連携し、空港開港にあわせて農業振興に直結する取り組みを推進していくこととしております。

次に、産業の振興対策としての育成支援への取り組みはどのようにされるかについてお答えします。

農政関係であります。国が指定した食料農業農村基本計画では、農業の持続的な発展に関する施策として、担い手の明確化と支援の集中化、重点化を目指しております。幅広い農業者を一律的に対象とする施策体制を見直し、地域の話し合いと合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、これらのものを対象として、農業経営に関する各種施策を集中的、重点的に実施することとし、その具体的な取り組みが始まっております。

このような当町では、昨年、関係機関、関係団体で構成する吉田町担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者の掘り起こし活動、認定農業者が作成した経営改善計画のフォローアップ、農地集積など規模拡大への支援、後継者の育成支援などに取り組んでいるところでございます。この関連施策として、平成19年度から認定農業者制度を魅力ある制度とするために、農地利用集積奨励金候補事業を活用することにより、認定農業者への農地集積を積極的に促進してまいりたいと考えております。

次に、レタスの産地強化策であります。昭和30年代から水田の裏作として、レタスの作付が始まり、現在ではレタスプラス水稻の組み合わせによる作型が定着し、野菜指定産地として京浜地方の市場に安定供給しているところでありますが、生産者の高齢化が進み、近い将来、産地の脆弱化が予測されていることから、経営の安定化を図り、担い手を確保することが急務となっております。このため、JAハイナレタス委員会を中心に、関係機関、関係団体との連携により、効率的な大規模経営を育成し、意欲ある形態の集積を行うことで、産地の核となる農業者の育成を進めることとしております。

水産業関係でございますけれども、漁業関係者の安全な職場環境の確保や、漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成13年度から地域水産物供給基盤整備事業として、漁港施設の整備を進めるとともに、予想される東海地震での津波や台風での高潮による災害から漁港背後地となる住吉地域住民の安全を確保するために、平成17年度から津波、高潮危機管理対策緊急事業として、吉田漁港津波防災ステーションの整備を進めているところであります。

また、栽培漁業の定着と規模の拡大及び長期的な水産資源の確保を図るため、地域栽培推進事業を展開し、ヒラメや真鯛の稚魚を放流するなど、とる漁業からつくり育てる漁業への支援や、鮑、サザエなどの主要漁業対象物の増殖に必要なサガラメ、カジメなどの藻場を確保するための榛南地域磯焼け対策、榛南地区地先型増殖事業への支援を行っております。

さらに、水産振興費補助事業や、内水面振興対策事業への補助、経営環境の改善支援として、漁業近代化資金の利子補給を行っているところであります。

商工業関係であります。まず商工会とのかかわりとして、商工会が行う地域経済の活性化事業と町の

商工会、商工行政との密接な連携をとりながら、町内における商工業の総合的な発展を図るため、幅広い事業を展開しているところであります。

商工会法施行45周年の節目の昨年度と本年度には、産業振興対策の一環として、プレミアムつき商品券を発行し、町内での消費拡大を通して地元産業の振興を図ったところであります。平成19年度につきましても、この企画が経営革新につながり、にぎわいのある町づくりの一助となればとの思いで、この事業を支援してまいります。

次に、中小企業融資事業であります。町では小口資金商工貯蓄共済融資、国民生活金融公庫経営改善資金の利子補給や、短期経営改善資金小口資金の助成を行っております。これらの融資制度を大いに活用していただき、今後も町内中小企業者等の経営鑑定を促進し、健全な発展に資するためにも支援してまいります。

次に、建材工場跡地の利活用について平成19年度中に実現させるため、優良企業の誘致がどこまで進められているのかについてお答えします。

中山三星建材株式会社の跡地につきましては、現在までの状況ですが、県を通じ県の東京事務所や大阪事務所に工場適地として紹介した経緯があります。

また、不動産業者などからの問い合わせがありましたが、売却条件等設定が明確になっていないことから、誘致までには至っておりません。当該地は都市計画区域内の工業地域でありますので、用途に見合った地元雇用が図れ、公害のない優良企業を誘致方向で考えております。

町民共有の大切な財産であることから、慎重に対応し、平成19年度早期に売却条件やその手法を定め、売り払いたいと考えております。具体的な方針が決定次第、皆様にもお示しできるものと思いますので、今後も議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、誘致促進のための優遇策や条例を制定する意思がないかどうかについてお答えします。

雇用増を伴う工場等を新增設する企業に対し、助成する優遇制度を設けている県内の自治体は14市3町でございます。これらの助成内容は、固定資産税、都市計画税の減免、県の制度と連携した用地取得経費の一部や新規雇用があった場合の補助金の交付、利子補給などで企業誘致の推進施策の1つとして実施されております。

これらの自治体のほとんどは公的な工業団地を造成し、分譲を開始しましたが、分譲が予想外に進展せず、分譲開始後の年数も相当期間経過したことから、分譲促進を図るためにこれらの優遇措置を講じているものと思われます。

企業の進出要件は、取引先などへの近接性、雇用の確保、用地取得費の軽減などであり、多様な支援、大型補助金があることで企業が立地を決定するわけではなく、あくまでも立地条件が第一であると認識しております。当町では、これらの要件に優位性を有していると考えられることから、現在のところ優遇制度の創設は考えておりません。

なお、企業誘致は地場産業、中小企業など地域産業の高度化、活性化を図るためには重要な政策であることから、今後につきましても、都市計画の用途地域など土地利用面を考慮しながら、地域特性を積極的に発信し、誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 再質問をいたします。

先に、行財政改革に関することでありますけれども、町の行政運営の指針は、第4次の吉田町総合計画にあると思っております。この計画の中で、基本構想、基本計画を柱として、社会経済情勢の変化する中で、実施計画において行政全般にわたる見直しをされ、そのために限られた財源をいかに有効、適切に使うかということで、平成19年度予算編成がされたと思っております。

そこで、優先順位について御答弁がありましたけれども、本年は各課に予算枠を配分し、事業担当課において、事業の優先順位を決定する方法に改めたということでもありますので、このことについて再度お聞きするわけではありますが、地域に帰り、町内会あるいは自治会においては、各所に要望の御意見がありますし、話も聞いてきております。そのような中で事業課では、判断基準についてどのように優先順位を決



めているのか、本年度実施された経過を踏まえてお聞きしたいと思います。

このことについては、事業課である身近な都市建設課長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。

〔都市建設課長 柳原 豊君登壇〕

○都市建設課長（柳原 豊君） この枠配分の中でも、課内の中で検討をしてみました。その中でも当然要望のある箇所もたくさんございますので、維持修繕につきましても前年並みの予算を確保するような形で、第一に考えました。

それから、地元の要望でございますので、前年からの引き続きの継続事業、用地買収等に係る関連した事業につきましては、優先的に事業を実施するような形で予算配分をさせていただくような形をとりました。

また、その後につきましても、いろいろる要望もありますので、その辺につきましても次年度に向かっての準備という形の中で予算配分をしたつもりでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○12番（増田宏胤君） 次に、町長に伺いたいと思います。町長には、自分のお考えとあわせて、特別枠があったのではないかなという思いがしておりますので、お聞きするわけですが、このすべての事業において、優先順位はすべて各課に任せていると。町長の方針による見直しする事業もあると思いますので、町長がやろうとした事業について、どのように処理されたのか、予算上、町長としての特別枠もあったのではないかなという思いもしますので、この点はお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、特別枠を最初から設けると言ったことではなくて、その枠配分の中で、どの程度私が自分の事業として、また町民に訴えてきたことについて、どの程度の金額があるのかねというふうなことでまずお聞きしました。

それを聞いた上で、私が今年のクリスマス選挙で有権者の方々に申しあげました子育て支援、それから健康づくり、それから教育の環境の整備というふうなことで重点的に予算配分を入れ、配慮させていただきました。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 12番。

次に、企画課長にお聞きしたいと思います。

実施計画等でヒアリングも実施してきているわけでありまして、この中で、予算の優先順位の中で、切る、残すということだけでなく、育てていく事業もなければならぬと思っています。この中で、その担当課としての対応の仕方で、将来に影響が出ると思うものもあると思いますので、その点を含めて検討されているかどうかと、あるいは新規事業についてどんな考えをしているかなということ、企画課長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田晴己君。

〔企画課長 久保田晴己君登壇〕

○企画課長（久保田晴己君） ただいまの御質問であります、総合的な考え方としては、議員さんも質問の中で言われております総合計画が中心になってきております。その中で、3年間における実施計画、それと今現在、財政問題が重要視されておりますので、財政関係の計画、それらを総合的に判断いたしました、新規事業については対応すべき点に対応するというような考え方で検討しております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 12番。

次に、節約の関係ですけれども、電気とか旅費とか需用費は当然節約するという基本的な姿勢でもって臨んでいると思います。平成19年度の予算の中で、特にここへは力を注いだという節約する面での何か経過があればお聞きしたいと思います。

企画課長をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田晴己君。

○企画課長（久保田晴己君） 経常的経費の関係を言われているかと思しますので、その点について御答弁させていただきますが、旅費の関係については、条例改正等で日当の廃止等々の議論されているわけであり、その他の点については、いわゆる電気関係とか消耗品、それらは需用費の中に入りますし、役務費の関係、使用料及び賃借料、そのもろもろの経常的経費があるわけであり、過去3カ年の実績を踏まえまして、その勘案し、平均的には5%から7%の削減をし、枠配分の中へ盛り込んで各課に指示しております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 指定管理者制度の導入がされてきているわけであり、この各種施設の管理委託が当然進んでおるわけであり、経費が削減されたとするならば、さらにこの拡大をして検討もしていただきたいと、このように思うわけですが、その中で、直営から民間委託、パートに切りかえるといったことや、あるいはコストの安い方に転換する考える1つの策として例示しますと、保育園についても町立ではなくて私立にすることによって、同じ幼児教育にしてもコストがダウンすると思います。このような検討も必要であると思いますが、現状において国の動向もあると思っておりますけれども、町において何かこのような面で御検討がされていることがあれば、お示しをいただきたいと、このように思います。

企画課長をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田晴己君。

○企画課長（久保田晴己君） 全体的な面で、私の方から答えさせていただきますが、個々の施設の関係については、個々担当課で検討しておりますので、その辺は御容赦いただきたいと思っております。

御承知のように、指定管理者制度という目的の大きなものは、住民サービスの向上が主たるものでありまして、経費の節減は、プラスそれに付随したものと、そういうもので私たちは考えております。今後もサービスと経費を勘案しながら、各担当課で委託者との折衝を進めていくと、そういうような判断でおります。

1つの例を言われましたが、保育園関係、そのいろいろな問題もありますが、その関係は行政大綱にも載せてありますし、今後検討する課題として取り上げておりますので、また御意見等をいただければと、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 次に、新設をされます契約管理課のことについて、町長にお尋ねをします。

管理部門として新設をされるわけであり、なおおむね2年間と定めたということの事務を整理する特命を与える、2年間でできる、その2年間のまずお考えをお聞きしたいと思います。2年間に限られているということの理由で結構であります。

それから、課の所掌事務として、契約制度あるいは工事検査があります。設計を積算する、検査をする、評価をするということがありますので、これについては多くの技術なり経験が要求をされてまいります。業者側に至っては、業者はプロでありますので、職員が対応できるかなという心配も持ちますし、機能が十分に発揮されるかどうかという心配がありますので、その辺の職員の配置体制について、先ほどは職員の配置については検討してみますというお話でありましたけれども、職員の配置体制はどんなふうを考えているかなということで、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 契約管理課の新設でございますけれども、2点がまず大きな主眼となっております。

1点目は、当然のことながら、これまでは会計というものは現金主義でございました。そういうことが非常に問題が生じていることから、やはりさまざまな意味において今後バランスシートをつくらなければならないといった場合が考えられますけれども、このバランスシートをつくるための土地の財産台帳とかこの町にはございません。私も入って唖然したわけでございますけれども、そういうものが一昨年からようやく事業を始めまして、ある程度の段階まで来ております。

そして、それをさらに強固なものとして、将来のバランスシートの作成に使いたいと。それともう一点

は、契約、これから入札制度でございますけれども、これについて国・県等の要請がございますので、その辺のことを考えながら、やはり全面的な見直しをやっていくためには、おおむね先ほどの主眼のことも踏まえて、やはり2年ぐらいいかかるだろうというふうなことでおおむね2年という設定をさせていただきました。

それから、職員の配置の問題でございますけれども、確かに業者はプロでございます。したがって、当然のことながら、こちらの方もプロを備えなければならないという考えはあろうかと思っておりますけれども、限られた人数の中でプロ集団をそこにに入れるということはなかなか難しい点がございます。そういうことを考えますと、今度は、こちらの方で発注業務であるとか、極端なことを申し上げますと、それから検査業務であるとか、そういうふうなことにつきまして、うちの公のいわばプロ集団にお願いするというふうな案も1つの選択肢であると考えております。

したがって、議員が当初からプロ集団としての契約管理課のスタッフということを考えておられるとすれば、それは当初は無理でございます、基本的に今後とも無理であると思っております。したがって、今、申し上げましたように、やはりそのようなプロ集団に対しましては、やはり公のプロ集団もでございますので、そちらの方に託すというのも1つの大きな選択肢ではないかと考えております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 次に、債務負担行為あるいは地方債あるいは実質公債費比率ということでお尋ねをしたわけですが、御答弁がありましたので、関連をしまして、財政の1つの柱として経常収支比率があります。これは、あれもやりたいこれもやりたいというときに、やはり経常収支比率が高いとできないわけでありまして、まず家庭の中で子供に衣類なりおもちゃなりを買おうとしても、やはり財布の中に金がなければできないことと同じでありまして、現状の経常収支比率はどの辺にあるのか、当然80%以下にあるのではないかなという思いがいたしますけれども、静岡県の平均は90.9であります。ちなみに、最近話題となります夕張市においては125.6であります。このようなことがありますので、現状の経常収支比率について考え方とあわせて数字を企画課長からいただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田晴己君。

○企画課長（久保田晴己君） 経常収支比率の問題であります。吉田町は一番新しい17年度の経常収支比率で申しますと、82.2ということになります。ただ、御承知のように、主幹、基幹となる町税収入等が増加しておりますので、当然投資的経費を減少すれば、経常収支比率というものはウエートは高くなるわけですが、現在の情景で言いますと82.2というのは正常の部類に入るのではないかと、まだ、今後の目標としてはやはり議員さんが御指摘したように、80%を切るというのが適当であろうということでありまして。

ちなみに、全国市町村の平均で90.2、静岡県も90.9ということの数字が公表されております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 実質公債費比率ということで国から新しい指標が示されたように、この財政における1つの目安としての経常収支比率においても、何か指導がされてきているのではないかなという思いがいたしますので、何か指導を受けているようでしたら、このようにかわるといかわる点をお聞きしたいと思います。

それとあわせて、この経常的経費の中には、人件費、交際費も含まれますので、人件費については吉田町の場合、適正と考えていいのか、なお、今後において、その計画に基づいて職員の数は定数は決まっておりますけれども、人件費についての御検討もされているのかどうかについて、企画課長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田晴己君。

○企画課長（久保田晴己君） 実質公債費比率の関係であります。御承知のように18%以上の市町村については、今後起債を借りるについて、いわゆる借金ですね、借りるについては、公債費負担適性化計画を提出しなければならない。通常は、通年の9月、10月ごろに提出するわけですが、国の方の定めで、ことしは2月中までに提出しようということでありまして。

先ほど、町長から御答弁させていただいたように、県の方には提出させていただきました。その計画内容も27年、いわゆる18年から27年の10年間で是正しようということですが、吉田町はその計画では26年で達成するという御報告させていただきました。その点について県の方から指示というものは全くありません。

仮に、平成19年度売却する用地ができた場合については、その達成は平成22年度に達成するというのも町長の方の答弁からさせていただいたわけでありまして。

もう一つ人件費の関係であります。今の吉田町の職員の人口に対する割合というのは県下平均以下でありまして、いわゆる簡単に言えば、少数精鋭主義で運営しているというのが現状であります。

また、職員の定数の関係であります。今後5年間にしまして、吉田町定員管理計画が総務課の方から作成されておりまして、原因に対する減額をしていくということで、十数名の職員を減額し、パーセント的には4.91%減額していくという計画で、今後進めていく予定であります。以上です。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 次に、積立金に関して町長に伺いたいと思います。

答弁の中では、9億1,600万になるよと。それで、目標は15億だというお話を受けたわけですが、積み立てをする場合に、財政調整基金か減債基金かどちらかを優先するわけですが、特別なこうしななければならないという決めはないと思います。

しかし、町の行政の進め具合で判断すればよいというように考えていますけれども、長期的に健全財政を考えるときには、減債基金が望ましいのではないかと考えています。

そこで、目標の15億というのは財政調整基金と減債基金を合わせたものであるのか、財政調整基金を15億の目標としてお考えであるのか、私としては、長期的に考えるならば、減債基金にたくさん積んでほしいなという思いがします。

この点について町長に伺います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 平成18年度末で9億1,600万でございますけれども、基本的に私は、前回もお話ししましたとおり、当面の目標というものは、やはり15億ぐらいは欲しいというふうなことで申し上げました。減債基金との絡みでございますけれども、減債基金に積むかそれから財調に積むかさほどの相違はないと思っております。

それから、15億というものは、単純に財調の問題でございます。それと3月号の「広報よしだ」で書いてございますけれども、基本的に今後は、やはり地方自治体の財政につきましても、民間の企業制度というものを取り入れていかなければならないと私は思っております。

例えば、小学校とか中学校の建設予定年度というものは、22年度であるとか、25年度であるとか、26年度と、こう決まっておりますので、本来であれば当然それに向けて建設基金を積み上げて、本来ならば民間が償却すると同じように、その年度になったら、それだけのものがあるというふうな形で、すべて相殺されるというような形でやるのが最も望ましいことでもありますけれども、なかなか難しい点がございまして、やはり経過措置としては、その建設資金の何割かは、あらかじめ積み立てるといったような形の財政の規律というものを確立しなければならないと思っております。

そして、将来的には、完全にトヨタであるとか、富士であるとかキヤノンのように、無借金経営をすることが望ましいものであると私は思っております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 次に、産業振興の中で数点お聞きしたいと思います。

誘致の関係につきましては、町長が努力をされ、具体的方針が示されるということでありましたので、期待をするわけでもありますけれども、やはり町長みずからが誘致運動に努められていることは当然大切なことでもありますけれども、企業訪問などを通じて、積極的に誘致活動を展開するためには、やはり行政にも窓口が必要であると考えます。

そこで、窓口として企業誘致の主管制度を設ける、あるいはそれ専門に携わる職員を配置して、進出が

しやすい体制づくりをつくったらどうかという提案をするわけですが、この点、町長いかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 現在、企業誘致の関係の窓口は産業課にございますけれども、限られた人数でございますので、そのためだけの人間を置くということはなかなか難しいと考えております。現在もやっているように、その産業課の中に必要な人間を指定して、それに体制をとらせるというようなことで進めてまいりたいと思っています。

しかしながら、やはりトップというものは当然のことながら自分のチャンネルを持った人間でなければなりませんので、そのチャンネルを駆使して、やはり中央であるとか、そういうところに行って自分で話をし、自分で企業を連れてくるというぐらいの覚悟がなければ、たとえ役場の中に形式的にそのような体制を整えたとしても、基本的には全く作用しないと私は思っています。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 企業誘致の中で、優遇策あるいは条例についての答弁もあつたわけですが、立地条件が大切であつて、優遇策については考えていないという御答弁であつたと思います。このようなことでありますけれども、企業として他地域に進出するならば、よりよい条件の地を選択をするはずであります。新しく進出をしようとする企業に対しての優遇策は、考えた方がいいのではないかなという思いがします。

私としては、例を挙げますと、立地促進、雇用促進、環境保全の施設の設置の、具体的に言うと設置奨励金、それから土地の貸し付け、あるいは固定資産税等の減免等が考えられますけれども、今後において、このような条例とまでいかなくても優遇する面で、何か考えていこうというお考えがあるかどうか、再度お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当町の企業立地性の観点から申し上げるならば、基本的に、そのような優遇策を設けなければ企業が来ないというような土地ではございません。

例えば、仮に富士フィルムの北側が、いわば農地を除外すれば、もうその時点で大きな企業は来ます。そういうふうはこの町というものは、企業立地性からするならば、ほかの自治体に比べて、格段に優位性にある町でございますので、あえて企業の誘致に必要な資金等の提供であるとかそういうことをしなくても、私は大丈夫であると思っております。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田宏胤君。

○12番（増田宏胤君） 御答弁をそれぞれいただきましてありがとうございます。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で12番、増田宏胤君の一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 本日の日程は全部これで終了いたしました。

次回は22日木曜日午前9時から本会議一般質問です。よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時35分

開議 午前 9時00分

- 議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第18日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は通告順次によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内とします。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 大塚 邦子 君

- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚邦子君。  
〔7番 大塚邦子君登壇〕  
○7番（大塚邦子君） 7番、大塚邦子です。

私は、平成19年第1回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、我が町の教育について、並びに住吉新田多目的広場用地の取得について質問いたします。

初めに、我が町の教育について2点、教育長にお伺いいたします。

1点目は、我が町の教育指針となる「教育吉田21」についてです。新たな時代を開く町独自の教育指針、「教育吉田21」について、3月議会初日の施政方針において町長から策定委員会の原案をもとに、現在、教育委員会で策定を進めている旨の報告がありました。教育吉田21策定委員会設置要綱第3条によりますと、本委員会は10名の委員で構成され、委員は教育にすぐれた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱するものとされています。さらに、要綱を読みますと、第6条には会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができることもうたわれています。

私は、この「教育吉田21」を策定しようとしていることについて、町民の皆さんがどれほど御存じなのか、あるいは、町民の皆さんの意見がどれほど生かされているのか多少の疑問を持ちました。というのは、本年1月13日に開催された「教育吉田21」公聴会では、内容が町民全般に関係があり、また、関心も高いことにもかかわらず、公聴会に招かれた公述人が12名と限定され、会場には人々がまばらという状態だったからです。

基本目標としている吉田町の現在と次代を担う町民を育成すること、あるいはまた、昨年5月に開催された総務文教常任委員会での教育長の言葉を引用させていただくと、これから20年後、30年後、50年後の吉田の教育を見据えて、どういう方向でいったらよいかという趣旨や目的は、今、日本全国あちらこちらで起こる子供同士、また、親を含めた大人たちによる悲惨な事故、事件を目の当たりにして、教育の荒廃を

実感している町民の皆さんは、あるべき教育とはと深く関心を寄せるものだと思うのです。

もちろん、短期間に町独自の教育指針をつくり上げるという作業は、策定委員会の委員の皆様のお苦勞や御尽力なくしてはできないものと深く敬意を示すものですが、できうれば、さらにさまざまな分野、お立場の方々や、青少年の意見もぜひ参考にされたら、本教育指針がより確実なものになっていくのではないかと考えます。

私は、このたびの「教育吉田21」策定に当たり本指針の中に盛り込まれた理科館の建設を始め、「教育吉田21」策定後においては、広く町民の皆様方にお示しし実現可能なものから順次実施していきたいという当局の考え方は、ともすれば町民の皆さんに教育長や町長の教育に対する真意が十分に伝わらないばかりか、策定に関して町民参加の機会が設けられない状態の中では、行政主導になるのではないかと危惧しています。

そこで、「教育吉田21」は、策定後において広く町民の皆様方にお示しするというのではなく、策定前にホームページなどで公表し、町民の意見をさらに盛り込んでいく考え方について伺いたします。

2点目は、いじめや不登校などに悩む児童・生徒、保護者に関する問題です。

桜の花も咲き始め、新入学、進級を迎える時期になりました。過日は、吉田中学校、中央小学校の卒業式に出席させていただき、校長先生から卒業証書を手渡される子供たちの緊張した様子を見守りながら、その成長した姿に大変感動いたしました。同時に、これから子供たちが歩いていく道中に困難がないように、また、あったとしても乗り越えていけるよう願わずにはいられませんでした。ましてや、保護者であるなら、我が子が新しい環境になれるかどうか心配は尽きないものです。

今の時代は、大人だけでなく、子供も生きにくい時代になったといっても過言ではないと思います。特に、小学校や中学校という大集団の中で、思春期の子供たちが人知れず悩みを抱え込み苦しんでいることも事実です。私は、社会経験が未熟な子供たちが、友達や先生との人間関係に悩むことは特別なことではないと考えています。しかし、そのことが原因でいじめが起きたり、クラスに入れなくなったり、学校に行けなくなったりしてしまうのは、その児童・生徒にとっては非常に辛いことですし、保護者にとっても切実な問題です。

そこで、いじめや不登校などに悩む児童・生徒、保護者に対して、学校や教育委員会がどのように対応されているのか、伺いたします。

次に、住吉新田多目的広場用地の取得について、町長にお伺いたします。

前議長の抵当権がついたまま町が購入していた住吉新田多目的広場用地は、問題が新聞に報じられて明るみに出たことにより、その抵当権がようやく外れたところです。町が、抵当権のついたままの土地を購入していたことや、元地権者と土地売買契約を交わしていた平成10年3月20日から今日までの9年間、抵当権が外れていなかったことは信じられない事実であり、また、その背信行為に対して、町民として許しがたく、強い憤りを感じています。

まずは、抵当権が外れたことを確認しないまま土地代金1,960万円が支払われてしまったことや、町民の財産である土地に、第三者の私権である抵当権がついたままの状態でも利用もせず放置されていたことについて、行政の事務事業のずさんさが露呈しましたが、当局として町民の皆さんに対して納得のいく説明をする必要があると考えます。

また、今回、抵当権が外れたことは一つの問題解決にはなりましたが、改めて問題視するのは、町が当該土地を購入する必要があったかどうかということです。この間の議会に対する当局の説明によると、平成10年2月末に、元地権者から土地買い取り希望の相談、申し出があったことから、財産取得に関する事務手続が始まっているととらえますけれども、町民から土地買い取り希望が出される、ただそれだけで、町が血税を注いで土地を先行取得する必要性があるとはどうしても考えられません。仮に、事業目的としている多目的広場を整備するには、今後、さらなる税金の投入も必要となります。この点についても、町民に理解が得られる説明が求められます。

議会では、この件について、一時は抵当権が外れたことで、それ以上の追求はしないこととなりましたが、場合によっては今後の問題にも発展するという考えから、以下の点について伺います。

- 1、当該土地を購入するに至った明確な理由と買収単価について。
- 2、約9年間に渡り、抵当権が外れなかった理由は、
- 3、当局の透明性の確保について。

以上が、私の一般質問の要旨です。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

〔教育長 黒田和夫君登壇〕

○教育長（黒田和夫君） 初めに、私の方から、我が町の教育についてにお答えします。

第1点目の「教育吉田21」について申し上げます。

御質問にお答えする前に、「教育吉田21」策定委員会の経緯について簡単に御説明いたします。この策定委員会は、鈴木三平常葉大学教授を会長として10名の策定委員で、昨年5月から7回の委員会をもち、このほかに鈴木会長と浅井部会長及び藁科部会長の3人による協議も行っていました。この内容は、生涯学習を基本理念としたものであり、これからの吉田町の教育はどうあったらいいかについて協議を重ねました。学校教育、家庭教育、社会教育の部門に分かれての協議もありました。委員御指摘の公聴会は、1月13日、町立図書館視聴覚ホールで行ったものであります。

さて、御質問の公聴会の公述人が限定され、会場には人々がまばらという状態だったということであり、私たちは、特に公述人という言い方はしていなかったわけですが、まず、公聴会ですから、この公述人が限定されるというのは、これは当然のことです。公聴会というのは、審議した内容について利害関係者のほかに中立者、あるいは学識経験者などを集めて意見を聞くための会です。

今回の場合、「教育吉田21」の策定委員選出の段階で既に保護者代表や教育関係者など、できる限りさまざまな立場の方々に加わっていただき、1年間にわたり熱心な協議をいたしました。その上に、この公聴会を計画したわけであり、それは、10名の委員によって策定された案を、公聴会のメンバーとして選ばせていただいた町民の代表の手によって、さらにチェックを加えようとしたものであります。今回の場合、公聴会の公述人は12人でした。町民の皆さんを代表して意見をくださる方々を選ばせていただきました。議会の皆さんが町民の意見を代弁してくださると同じ考えです。策定委員会、公聴会ともに、皆さん、熱心に取り組んでくださいました。

しかし、議員の言われた、会場には人々がまばらという状態だったという表現は、議員個人の感想とはいえ、いかにも公聴会が秘密裏に行われたかのような印象を与えるものであり、公聴会を主催した者としては誠に不本意であり、出席された公述人の皆さんに申しわけないと思っております。

公聴会の結果、策定委員会案の中で幾つか修正された部分があり、現在、とりまとめをしている段階であります。まとまりましたら、当然、町民の皆さんに広報紙を通じてお知らせいたします。将来、予算を必要とするものがあれば議会の承認が必要であり、町民の代表であり吉田町の教育に責任ある立場の皆さんの御意見を伺うこととなります。

次に、「教育吉田21」の策定前にホームページなどで公表し、町民の意見をさらに盛り込む考えはないかという御質問ですが、先ほどから申し上げていますように、町民の皆さんのお考えを盛り込むために、いろいろな方々の参加を得て公聴会を開いたわけであり、今、ここで改めてそのような方法をとることは考えておりません。

なお、これは、私の考えであります。現状では、この種のことについてホームページを使って皆さんから御意見を伺うという方法は適当ではないと考えております。理由の一つは、発言者の顔が見えませんので、発言に責任を持っていただきにくいということであり、もう一つの理由は、インターネットが普及し利用される方が多いとはいっても、周りを見渡していただければおわかりのように、まだまだ、それほど多くの方が利用されているわけではありません。私もそうですけれども、町民のうちの相当数の方々が、日常生活では、いわゆるインターネットと無縁であります。

先日、寿大学の閉校式で76名の参加者にインターネットの利用について伺ったところ、自分のパソコンを持ちインターネットを利用できる人はお二人だけでした。寿大学の方々は学習意欲旺盛な皆さんなので、それでも76名中74名はホームページと無縁であります。高齢者全体について調査したら、もっと低い割合



になると思います。こういう状況の中で、ホームページの利用は、場合によっては相当数の方々の意見を取り残してしまう危険があります。したがって、今回の場合、大勢の町民の声を代弁できる代表者から御意見を伺う方法が現実的であると考えます。

御質問の中に、行政主導になるのではないかとされておりましたが、私たちは、教育行政を進めるに当たって、常に学校や保護者、地域の皆さんの御意見、御要望を伺っており、その上で、町当局、議会の御理解をいただきながら、できうる限り、その実現に努めております。しかし、町の教育行政は、要望だけで行うものではなく、子供たちや町の将来を見据え、計画性、継続性をもって行わなければならないものだと思っております。

したがって、行政からの提案はあってしかるべきものであります。問題は、内容であります。それをチェックするのが、議会であろうと考えております。もし、議員の言われました単に行政指導という言葉だけで「教育吉田21」が批判されるとしたら、誠に残念であり、町民の皆さんの願うところではないだろうと思っております。

2つ目の新入学の児童・生徒についての指導であります。従来から、学校では、入学前の1日体験入学や、入学後の新入生指導の場において、子供や保護者に対し、新しい学校生活に不安を抱かせることのないよう努力を重ねてきております。

特に、小1支援、小学校1年生の支援、中1支援という新入生支援策による教員加配や学校における相談体制など、できる限りの受け入れ体制を整えておりますのでご安心いただきたいと思います。

なお、加えてお話をするならば、新入生の不安解消のためには、この時期、子供に安心感を与える保護者の接し方も大切なポイントであります。今後とも、子供たちが一日も早く新しい学習環境になじめるよう、学校と行政と保護者が力を合わせて努めてまいります。

最後に、私は教育に関する最近の悪しき風潮を危惧しております。それは、一部ではありますが、自分自身を圏外に置き、当事者の苦しみが十分にわからないまま、マイナス面だけを強調し、あれが悪い、これが悪いと、もっぱら批判することです。これからの教育にとって大切なのは、関係者、当事者の努力の必要はもちろんありますが、教育現場や保護者の地道な努力を評価し、何とか支援、協力しようとする地域住民、皆さんの姿勢であります。それが、教職員や保護者の気持ちを鼓舞し、教育の向上につながるものだと思っています。

先日、吉田中学卒業式で、吉村校長と大村PTA会長が期せずして、昨年6月9日の県移動教育長室が吉田中学再生の契機となったと述べております。当日、遠藤県教育長や県教育委員の皆さんが、吉田中学校生徒の授業態度や得意の合唱を高く評価してくださったからであります。子供たちは、町の将来を担う大切な町民であります。いろいろ課題は多くても、吉田町の教育に期待と明るい展望を持って、お力添えくださるよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 続きまして、住吉新田多目的広場用地についての1点目の当該土地を購入するに至った明確な理由と買収単価についてお答えします。

この土地の買収は、公有地拡大の推進に関する法律に基づく公有地の先行取得として進められたわけですが、最初に所有者の方から、この土地を町に売却したいとの申し出がいつごろ、だれに対して行われたかにつきましては記録がなく、確かなところは確認できておりません。これまで事務処理経過の中から確認できました当時の状況を申し上げますと、平成10年1月ごろに当時の都市整備課長から街路担当の係長に対して、この土地を先行取得することができないかとの話があったようであります。

このことから考えますと、この土地の所有者から町に対して売却の話が持ち込まれたのは、平成10年1月以前であることは判明いたしましたが、その明確な時期については不明であります。また、確認した経過の中だけでは、役場側の対応者が当時の都市整備課長であるのか、他の者が聞き、その者から都市整備課長にその話が託されたのかは不明であります。

当時の都市整備課長から相談を受けた担当係長は、この土地の一部が榛南幹線の用地になることは承知しておりましたが、測量が済んでおらず、この土地のどの部分が道路用地となるのか確定できる状況ではないことから、道路用地として先行取得することは無理であるとの見解を示したとのことであります。これに対して、当時の都市整備課長は、その職員に対して、町への売却を申し出ている土地全体を多目的広場用地として先行取得する方法を検討するように指示した様子があることがわかっており、この指示が契機となって担当部署では、この土地を多目的広場用地として取得する方向を模索し、整備構想図などの作成に着手するなど、取得するために必要な書類を整える作業に入ったようであります。

この処理を進めるに当たり、所有者に対する直接的な接触は、すべて当時の都市整備課長が果たしていたように推測でき、担当職員が所有者と交渉した経過などは残されてはおりません。所有者からは、平成10年2月24日に、県知事あての公有地拡大の推進に関する法律に基づく土地買い取り希望申出書が町に提出されましたが、この書類の提出も、当時の都市整備課長を介して担当課にもたらされたものだったということでもあります。当時の都市整備課は、所有者からこの土地買い取り希望申出書が提出されたことを受けて、吉田町財務規則第236条の規定に基づく土地の取得についての決定を求める内容と、公有地の拡大の推進に関する法律の適用を受けることについての決定を求める内容を記載した稟議文書を起案し、2月25日に原案どおりに事務を進めることを認める内部決裁を受けておりますので、最終決裁者である町長が、取得することについて決定を行ったこととなります。

この土地の取得はこうした状況で進められましたが、今、申しあげましたとおり、街路担当部署としては道路用地としての測量が終わり、そのつづれ地が確定してから購入することを適当な用地取得事務であると考えていたようであり、決して担当部署から用地取得を積極的に進めるような考えにはなかったと言えます。また、当時の公園計画の中には、取得した土地に多目的広場を整備するような構想はなかったようですので、積極的に取得しなければならない状況にはなかったと言えます。

現在、残されている書類や在職する当時の関係者の記憶をたどっても、この土地の取得に当たっては、ただ単に公有地をふやすという目的を達する以外に合理的な目的を見つけることはできません。

次に、この土地の買収単価についてであります。設定された買収単価は、この土地独自に設けられたというような点はみじんもなく、町の当時の土地買い取り価格決定ルールにのっとったものであります。当時、宅地の場合、固定資産評価額1平方メートル当たりの価格を買収単価として契約することとなり、2目が田畑の場合は近傍宅地の固定資産評価額の3分の2の価格を買収単価とすることになっておりましたので、この土地の買収につきましても、このルールに基づいて算定し、1平方メートル当たり2万8,000円、1坪当たりでは9万2,000円となる価格を設定したものであります。

次に、2点目の約9年間にわたり抵当権が外れなかった理由についてお答えします。現在も同じであります。公有地の取得を行う場合、土地売買に関する契約を締結し登記に必要な書類を整えば、土地の登記に関しては用地交渉担当者から登記事務担当者に事務移管することとなり、抵当権抹消の事務についても登記事務担当者が行うこととなります。取得する土地に抵当権が設定されている場合、登記事務担当者は一般的に所有権移転登記を先に行い、所有権を町に異動し、町が権利者となった上で土地所有者にかわって町が抵当権の抹消手続を行っております。

この土地につきましても、この方法に従って事務処理を行いましたが、この土地には静岡県信用漁業協同組合連合会の根抵当権と静岡県勤労者信用基金協会の抵当権が設定されておりましたので、通常の処理よりも慎重を期すべき状況にございました。登記事務担当者は、抵当権設定者に対して抵当権抹消についての交渉を開始し、平成10年3月23日に抵当権抹消の嘱託登記を行うことについての承諾依頼文を両者に提出いたしましたところ、静岡県信用漁業協同組合連合会では直ちに御承諾いただきましたので、同年3月30日に根抵当権抹消の登記を嘱託で行うことができました。

一方、静岡県勤労者信用基金協会からは承諾についての回答をいただけませんでしたので、職員が同年4月以降に静岡県勤労者信用基金協会の取扱金融機関である労金榛南支店に出向き、御承諾いただくようお願いをいたしました。しかし、抵当権抹消を承諾するとの回答はいただけませんでしたので、その後においても労金榛南支店に対し接触を図っておりますが、一向に進展しませんでした。同時に売主に対して

も再三、抵当権抹消に向けて努力していただくように要請をいたしました。これも進展せず、いたずらに時が過ぎたという状況になってしまいました。

この土地の取得に関しましては、取得手続の全行程において厳しさが欠けており、決して抵当権つきのままの状態を代金を支払うようなことがあってはならないわけですが、そうした事態を引き起こしてしまったことは、まことに遺憾であります。さらに、そうした状況を確認したなら、一刻も早くその状況を改善しなければならないわけですが、一連の対応に甘さがあり、善処することができなかつたと深く反省しております。

次に、3点目の当局の透明性の確保についてお答えします。今回の多目的広場用地購入に関する事務を点検した結果、事務処理を進めるに当たり、この土地の取得の必要性などについての議論がなされないまま購入が決定されており、さらには抵当権が抹消されないままで土地代金を支払うという初歩的なミスまで判明いたしました。役場の事務は公務であり、公有地を取得するということは、町民の皆様方の財産を取得するという点から立って適正に行われなければならないわけですが、この事務処理には、こうした意識が働いていないように思えてなりません。

私は、常々、事務処理を行う場合には、いかにわかりやすく町民の皆様方に説明することができるかということを念頭に置いて行うようにすることを訴えております。公有地の取得であれば、取得に至る経過、交渉の内容、町の総合計画等との整合性などのてんまつが具体的に記録として残されていなければならない、一連の事務処理については決して間違いなどあってはならないことは言うまでもありません。この件では、町の事務処理の不完全さが露呈し、議員各位を始め、町民の皆様方に大変不審を抱かせる結果となりましたので、これを深く反省し、先月の22日に臨時課長会議を開催し、厳しく注意し、説明責任を果たせる事務処理に努めるよう訓辞したところでございます。

事務処理の適正化を進める具体的な方策といたしましては、目下、助役が中心となって進めております。説明責任を果たせる事務処理の普及を継続するとともに、平成19年度には、町有財産の総括的管理権限を有するとともに、時代の要請を受け入れ、かつ、客観的な透明性を堅持する契約制度づくりを目指す契約管理課を新設し、事務処理の適正化を促進させる予定になっております。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 私の2件の質問に対して教育長並びに町長から答弁をいただき、ありがとうございました。

さらに、お伺いしていきたいことがありますので、再質問の方に入らせていただきたいと思います。

初めに、「教育吉田21」の策定委員会のことに対しまして教育長から御答弁をいただきました。その件に関してであります。公述人が12名ということで選出をされていましたが、課長にお伺いしたいんですけれども、この教育委員会が委嘱する策定委員会、この方々が委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができるわけですが、それで今回1月13日に公聴会が開催されたわけですが、

その公述人の中に、町長、あるいは教育委員長のお名前が入っているわけですが、私が考えますには、町長の職務権限というのは、教育委員会の所管に係る事項に関する予算を執行することということであるものですから、公聴会で意見を聞かなくても町長から意見をお伺いできる機会というのは、ほかにもあるのではないかと。ですから、この段階に町長を公述人に招いたということについて、ちょっと御説明いただきたいということが1点です。

それから、教育長に関しましては、教育委員長というのは、この教育委員会の委員でありまして、教育委員会での議論の場が用意されているのではないかと考えています。ですので、町長同様、教育委員長が公述人として名を連ねるとするのは、どうなのかなというふうに思いますので、その点の説明を求めたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 御指摘のとおり、町長、それから教育委員長というのは、ほかの10名と全く立場が違うと思います。実際には、町長、それから教育委員長に皆さんのお話や意見を伺っておいていただく方がいいというのが、もともとの考え方ですので、ほかの方々とは立場が違うということは承知の

上で出席を要請しております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 教育長は、先ほどの答弁の中で、十分に町民の意見を代弁する方々を選んで意見を聞いたという旨の答弁をされたわけでありませけれども、ただいま、答弁がありましたように、教育委員長、あるいは町長というのは、ほかの公述人の方々とは立場が違って、意見を聞いてもらうために招いたということを今説明いただいたわけですが、私としましては、できればそういう2つの席を、そのほかの保護者の考え方、意見を求めたらよいのではないかとこのように考えておりますが、その点について、公聴会の参加者にもっと保護者の目を入れた方がよいのではないかとこのことについて、再度、教育長に考えを伺ってみたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） おっしゃるとおりだと思います。できるだけ幅広く意見を伺うのがいいと思いますが、会としては、やっぱり10人前後が適当であろうというふうに思っておりますし、それから、別のお立場で出席された方も当然かつて子供の保護者であったという経験もあるわけですので、そういう意味を含めて発言をいただいております。今後は、大いにそれは参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） この「教育吉田21」が吉田町の20年後、30年後、50年後先の教育を考えていくという趣旨の中で、そういう意味で「教育吉田21」の策定前にもう一度教育委員会の方で町民の意見を伺ったかどうかという私の質問に対しまして、教育長はそういうことはされないという明確な答弁をいただいたわけでありませけれども、私が策定前にホームページなどで町民に公表して意見を聞いたかどうかということに関しましても、ホームページに教育長は中心に答弁があったわけですが、何もホームページという限定された場ではなくて、いろいろな場が持てるのではないかとこのことからホームページなどという表現を私が使ったわけですが、確かにホームページの弊害というものもあるでしょう。そういうところで、ほかにも町民の皆様の前に公表して意見を聞けるのではないかと、そういうふうに考えたわけですが、かつて教育委員会で教育シンポジウムというものが学習ホールで開催されたことがあります。そういうイメージでも、私はいいいのではないかと、つまり、町民の皆さんの中では、やはり今、教育を語る場がないということを言われておりますので、そういう町民の議論の中から20年度、30年後、あるいは50年後の吉田の教育の姿が見えてくるのではないかと、そういう私の言わんとしたことでありませけれども、その点、教育長に考え方をお聞きしてみたいと思うんですけれども。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 確かに町民の皆さんの御意見を聞く聞き方、方法というのはいろいろ考えられると思います。できるだけ大勢の方に一堂に会していただいて、そこで意見を直接伺うというのも一つの方法でありますけれども、それにはいろんな意味の難しさがあると思います。出席していただく方が限定されてしまうこともありましようし、それから、片方へ偏るといふこともありましよう。

ですから、そういう大勢の方の意見をできるだけ集約できるような形で、代表の方に、今回の場合は出席していただいて、いろんな意見を伺ったというわけでありませ。間接的には、例えば、学校のPTA活動等で学校に対する要望、意見がありますと、校長先生がそれをまとめて、あるいは会長さんがまとめて教育委員会へそれを出していただいて、私たちなりの意見をそこでお伝えすると、そういう場面もありますね。いろんな方法で町の教育が充実していくように努力をこれからもしていきたいと、そう思っております。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 教育委員会というものがございまして、教育委員会というのは一般人である非常勤の委員で構成されていて、そこでの合議の結果を専門職である教育長が教育行政に反映していくということで教育委員会が成り立っているということがあります。そういう意味で、教育委員会の委員の皆さんが、あるいは今回の策定委員会の委員の皆さんや、それから公聴会に選ばれた人たちのメンバー、こうした

方々を見ていますと、確かに一般人である教育委員さんということがあるわけですが、やはり今回のそれぞれの参加者の中で教師の方々の出番が多いのではないかというふうに思います。確かに校長先生が出席されているのは、学校の保護者の総括した意見を代弁される方という意味でもあると思うんですけども、やっぱりそういう教育現場に教師、元教師だけでなく、保護者の方というのもやはり入れていくことによって、開かれた教育行政というような意味合い、これからは、やはりそういう視点が大事ではないかというふうに考えていますが、教育長にその点の考え方を最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） そのとおりだと思います。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚議員。

○7番（大塚邦子君） 続きまして、いじめ、不登校、そういった子供たちの問題でありますけれども、今、学校、あるいは教育委員会の対応について答弁をいただきましたけれども、小学校で行っている相談、それから中学校でスクールカウンセラーが入っているという相談体制、それから教育委員会独自でも教育相談員を配置しているという、そういうさまざまな教育委員会、学校の対応策というものがあるわけでございます。

そういう相談の窓口に、相談の件数というのがどのぐらいあるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） ただいま子供と親の相談員の相談件数。子供と親の相談員につきましては、町内の小学校に配置しております。勤務は、週2日、2時間から4時間、年間平均としまして90日勤務していただいております。相談件数につきましては、延べ約900件弱の件数となります。相談相手ですが、大半が子供の相談を聞いております。不登校などの予防に、大変役に立っているものと考えております。

次に、スクールカウンセラーの相談件数についてでございますが、スクールカウンセラーは吉田中学校、中央小学校に配置しております。勤務としましては、週1日程度、6時間から8時間、中央小学校には年間10日、吉田中学校には32日間勤務しております。相談件数につきましては、延べで中央小学校が79件、吉田中学校が328件となります。相談相手ですが、児童・生徒が全体の3分の1、教職員や保護者の相談ですが3分の2であると聞いております。県中部地区では、相談件数が400件以上の学校があると聞いております。

次に、町の教育相談員の相談件数についてでございますが、町の教育相談員の勤務が週3日、8時間勤務しております。相談件数につきましては、相談内容で記録しており、2月末現在で延べで140件となります。相談相手ですが、就学前の保護者、小・中学校、高校生の保護者からの相談が主な相談でございます。主な内容としましては、進路、就学や学校生活についての相談であると聞いております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 現在の町内の小学校、中学校、その中で、不登校の児童・生徒数、それから学校には行けるけれどもクラスには入れないという、中学校においては適応教室に通うお子さんというのは、どのぐらいの数があるのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 最近の小学校、中学校の不登校児童・生徒数、並びに適応教室の生徒数についてお答えします。

初めに、不登校児童・生徒数ですが、毎年、文科省が、学校基本調査によります学校で病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した児童・生徒数を報告し公表しております。最新の状況では、今年の8月に公表されました平成17年の状況であります。小学校では、不登校児童数が5人ありました。全国平均では317人に1人が不登校の状況でありますので、町内の児童数で考えますと、当町での全国平均数が5.77人です。

中学校では、不登校生徒数は26人です。全国平均でいいますと、36人に1人が不登校の状況であ

りますので、町内の生徒数で考えますと、当町での全国平均数は24.33人です。

小・中学校計では、不登校児童・生徒数は31人でありました。全国平均が89人に1人が不登校の状況でありますので、町内の児童・生徒数で考えますと、当町での全国平均数は30.38であります。当町の不登校児童・生徒数は、ほぼ全国平均と考えております。

また、教育委員会では、各学校からいじめによる不登校者、欠席者はいないと報告を現在受けております。

また、先ほど御質問の適応教室の生徒数でございますが、中学校で2月末現在の適応教室の生徒数は10人となっております。病気、自閉症や集団不適応の方が8人、人間関係がとれない方が2人ということになります。生徒には、スクールカウンセリングを積極的に活用しております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 今、課長から不登校の児童・生徒数と、それから適応教室に通う生徒数の方をお聞きしたんですけれども、もう一つ学校と教育委員会が取り組んでいることとして、吉田町いじめ対策委員会というのがあるということを知ったわけでございますけれども、例えば、これは小・中学校が連携していじめ問題に対応するというで設置されたというふうに解釈しておりますけれども、こうした小学校から中学校に引き続いて不登校や適応教室に通うという現象は、小学校から中学校へと持ち上がっていつてしまうものでしょうか。その辺と、あと、対策というのは、どういうふうにされているのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 先ほど御質問の不登校児童、小学校から中学校ということでお話がございました。町内の中学校の中に、小学校から引き続き不登校の生徒さんがございます。それこそ、先ほどもお話しさせていただきましたように、子供と親の相談員さん、小学校に配置しております。そういう中で小学校から不登校にならないような形で、今現在、対応しております。そういう形で教育委員会として、子供と親の相談員を小学校に配置して対応している。

また、中学校におきましても、担任の先生が家庭訪問、並びにスクールカウンセラーを入れまして不登校にならない形で対応をしていると思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 学校の不登校、いじめ等を皆さんに知っていただくということは非常に大事なことでありますけれども、私が一つ心配しますのは、町という小さい社会になってきますと、数字を挙げることによって学校や個人が特定される危険があります。数字の裏には、苦しんでいる子供もいますし、悩んでいる家族もいるわけですので、この数字がひとり歩きしないように、ぜひその辺の御配慮はいただきたいというふうに思います。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 時間が気になるわけでございますけれども、最後に、この問題でございますけれども、今、教育長が言われたように、ひとり歩きするということが大変心配されているわけですが、偶然、きのうの夜、公立小・中学校に期待するものということでNHKの特集番組があったわけですが、やはり今、余りにも学校の教師の方々が一生懸命にやっても無理をされている。教師の中でも心の病を抱えてしまうという状況の中で、やはり教師の力を借りずに地域の力でどういうふうにして子供たちの問題を解決していくかということが提起されておりました。ですので、担任教師のところにとまっている、あるいは、それを校長が吸い上げ、教育委員会が吸い上げていくという仕組みが、しっかりできているかということも、同様、大事なことだというふうに考えますが、その点の仕組みというのは、担任教師のところ、いじめ、不登校の問題がとまっていずに、教育委員会のところまで吸い上げているのでしょうか。その点のお答えをお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

- 教育長（黒田和夫君） いじめ等、表に出ても、たくさんあるわけじゃありませんけれども、学校に問題がありますと、校長の方から私の方へちゃんと報告があります。
- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。
- 7番（大塚邦子君） そのフォローは、きちんとできているのでしょうか。
- 議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。
- 教育長（黒田和夫君） フォローと言いますのは、生徒指導のことですね。
- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。
- 7番（大塚邦子君） 教員に対してのフォローですけれども。現場の教師が問題を抱え込んでしまうことのないように、それは、校長が吸い上げ、教育委員会で吸い上げ、対処するという仕組みができていますか。
- 議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。
- 教育長（黒田和夫君） はい。
- 7番（大塚邦子君） 了解。
- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。
- 7番（大塚邦子君） あと3分ですけれども、住吉新田多目的広場のことについて担当課長の方にお伺いしたいんですけれども、この公有地の拡大の推進に関する法律ということがあるわけですが、それは、町民が土地を買ってもらいたいということであれば、それは町が買ってくれるものなんですかね。今回の問題については、買い取り希望があったことから、事が始まっているわけですが、こうしたことは今までにあったことなのか、どうなのか。
- それから、榛南幹線の今後の当該土地への計画というのがどうなっているかということをお伺いしたいと思います。
- 議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。
- 都市建設課長（柳原 豊君） 公有地拡大の法律に基づくものでございますが、買い取り申し出があったからといって、すぐ買収するものではないというように私は認識しております。その用途によって違うと思いますが、目的のないものは、現下の法では買っていけないというのが目的だというふうに思っております。そういう認識で、私自身はおります。
- それから、これからの公有地拡大の新田の案件でございますが、これにつきましても、それこそ目的は多目的広場ということで買収はしてございますが、今後につきまして、それこそ、この場所に多目的広場が本当に要るのかどうかという議論も当然していかなければなりませんので、これは、また、上司の方と相談しながら整備の方は考えていかなければならないというふうに考えております。
- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。
- 7番（大塚邦子君） 1分ですので、最後に町長にお伺いしたいんですけれども、この法律によりますと、10年以上たつて当初の目的が消滅する場合も、目的外の利用ということもうたわれておるんですけれども、町長としたらこの土地はどうされていくのか、最後にお答えを求めたいと思います。
- 議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 何ら利用する計画と気持ちもございません。
- 7番（大塚邦子君） 了解。
- 議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。
- 7番（大塚邦子君） 教育長と町長にお答えをいただきました。ありがとうございます。これで、私の一般質問を終わります。
- 議長（吉永満榮君） 以上で7番議員、大塚邦子君の一般質問は終わりました。

---

◇ 勝 山 徳 子 君

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、9番、勝山徳子君。

〔9番 勝山徳子君登壇〕

○9番（勝山徳子君） 私は、議席番号9番、勝山徳子でございます。

平成19年3月議会の吉田町議会定例会に、さきに通告してあります1、枠配分方式による予算編成について、2、住民基本台帳カードの利活用について、3、スポーツ拠点づくり推進事業について、この3項目についてお伺いいたします。

初めに、枠配分方式による予算編成についてお伺いいたします。厳しい財政状況の中で行政運営の効率性と有効性を高めるため、予算編成のシステム改革が全国の自治体で広がりを見せております。枠配分方式が注目を浴びている最も大きな要因は、地方自治体の厳しい財政状況にあり、従来の予算査定では、各課からの要求を財政が審査し首長とのヒアリングを経て決定した予算、行政サービスが多様化する中、現場からの要求は膨大で、厳しい財政状況の中では財源に限りがあり、必然的に削減を主にした取捨選択をしなければなりません。財政が、どの部門を削減できるのかの判断には限界があります。

そこで、事業の優先順位を理解している各課へあらかじめ予算枠を配分し、その枠内で各課が予算編成する方がスムーズな予算編成が可能となります。我が町の平成19年度予算編成に枠配分方式が導入されたことを聞いております。3月5日の町長の施政方針や「広報よした」の3月号にも予算の組み方の報告をいただいておりますが、もう少し詳しく考え方をお聞きしたいと思い、次の4点についてお伺いいたします。

- 1、枠配分予算編成導入の経緯と予算編成方針をお伺いいたします。
- 2、枠配分方式と事業別の予算の特徴、効果、初めて実施する際の留意点をお伺いいたします。
- 3、事業の優先順位づけを何を基準にして決めていくのか、お伺いいたします。
- 4、行政評価という客観的なデータに基づく結果をもとにした説明の方法をお伺いいたします。

次に、住民基本台帳カードの利活用について。住民基本台帳カードは、住民基本台帳法に基づいて、平成15年8月25日から希望する住民に対して市町村から交付されているICカードであります。このICカードは、高度なセキュリティー機能を有するカードであり、そのセキュリティーの高さゆえ、民間においても銀行のキャッシュカード、クレジットカード、ポイントカードなど活用が広がっております。

総務省では、このICカードである住基カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から、独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体においてさまざまなサービスが可能であるとして12の例を挙げております。全国の自治体で利用可能な標準的システムとして、財団法人地方自治情報センターにおいてICカード標準システムとして開発し、希望する区、市、町村に対し原則として無償で提供していることを聞いております。住民サービスとして、多目的利用を推進していくべきと思ひ、次の3点についてお伺いいたします。

- 1、住基カードの交付状況についてお伺いいたします。
- 2、住民サービスが可能である住基カードの多目的利用をどのように考えているのか、お伺いいたします。
- 3、財団法人地方自治情報センターがICカード標準システムとして開発し、無償で提供しているサービスがありますが、導入の考えをお伺いいたします。

次にスポーツ拠点づくり推進事業についてお伺いいたします。財団法人地域活性化センターでは、平成17年度より総務省及び文部科学省との連携のもと、スポーツ拠点づくり推進事業を実施しております。地域再生に向けた取り組みとして、スポーツごとの拠点を つくることでスポーツの振興と地域の再生を進める施策の助成支援を行っております。

現在、全国持ち回りで行われている大会が多くありますが、特定のスポーツを1つの地域で継続して開催し、そのスポーツを町の顔とすることで地域の活性化につなげていく取り組みであります。現在まで、全国60の大会が承認大会として選定されています。

この事業によって、地域住民との協同、地域間の交流促進、地域経済の活性化、地域のPRや教育、健康、文化等からの地域の活性化といった効果を生んでおります。スポーツ団体との積極的な交流を通じて、



スポーツ拠点づくり推進事業を推進していく考えはないか、お伺いいたします。

以上が、私の質問の要旨でございます。わかりやすく、前向きな御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 枠配分方式による予算編成についての御質問のうち、1点目の枠配分予算編成導入の経緯と予算編成方針を伺うについてお答えします。

当町では、本格的な地方分権時代に適応できる地方公共団体への転換を目指し、平成16年4月から企画課内に行財政構造改革推進室を設置し、行財政構造改革の推進、事業評価、行政事務の外部委託に関する事務を担当し、町に係るすべての事務事業についてゼロベース検証を実施し、行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直しているところであります。

具体的には、行政が直接執行すべき事務事業、しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類して、国が地方分権の推進の一環として進めている三位一体改革などの環境変化に適合できる行財政運営システムを構築しようとするものであります。

この改革は、吉田町の進むべき方向性を見きわめるために非常に重要なものですので、職員の資質の向上と組織の充実を前提として全町的な取り組みをするため、町長を本部長、助役、収入役を副本部長、教育長、町の機関の課長級、さらには吉田町、榛原町広域施設組合の事務局長、消防長、及び教育委員会事務局長を本部員として加え、行財政構造改革を推進する体制を整えました。

一方、国においては、平成16年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえ、平成17年3月29日に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。この新地方行革指針では、すべての地方公共団体に対して、行政改革大綱、及びその具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、住民に対してその内容をわかりやすく公表するという自治体の説明責任を求めています。

当町では、社会経済情勢の大きな変化や、分権型社会における多様化、高度化する町民意識等を踏まえ、構造的な変革に的確、迅速に対応して、自立可能な財政構造を構築するため、いち早く吉田町行財政構造改革推進本部において、すべての事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証を行うとともに、行財政構造改革推進方針第1次を策定したところであります。

また、平成17年11月には、平成17年度の現状を踏まえた中で、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする第3次吉田町行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組む姿勢を町民の皆様方にお示するとともに、本大綱を受けた吉田町行政改革実施計画をあわせて策定いたしました。

さらに、平成18年3月には、吉田町行政改革実施計画をベースとした吉田町集中改革プランを策定し公表したのは、御存じのとおりであります。

第3次吉田町行政改革大綱におきましては、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の行政評価システムを構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をするとの推進項目に挙げております。行政改革実施計画におきましては、取り組み事項としまして、行政評価システムの構築とあわせて、新たな予算編成方針の構築という項目を掲げ上げ、その内容と基本的な考え方は、事業別予算の見直しと枠配分に基づいた新たな予算編成方針の策定を上げております。

事業別予算につきましては、既に平成18年度に一部見直しをかけておりますので、平成19年度からは新たに導入する行政評価を見据えて、当初予算編成から一般財源を基準とした枠配分方式を採用したところでございます。限られた財源を有効に活用し、住民サービスを向上させるために行う枠配分は、各課の自主性、主体性を生み出すとともに、各課の創意工夫が経費の節減につながると考え、取り入れた方法であります。

2点目の枠配分方式における事業別予算の特徴、効果、初めて実施する際の留意点についてでございますが、枠配分方式を採用している自治体では、義務的経費を除いた経常的経費だけを限定して配分するケースが多いようですが、当町においては、あらかじめ町税を始めとする歳入における一般財源総額を推計し、

その総額を歳出総額とし各課に配分することといたしました。これは、従来の各課からの予算要求をもとに歳出総額を積み上げ、歳入総額との調整を図る方法から、あらかじめ歳入を見きわめた上で各担当課に一定の支出枠を配分する方向に変更したものです。

見方を変えますと、平成16年度から実施している事務事業の見直しや、行財政構造改革推進方針の着実な実施による成果としては、住民と直結する各担当課がこれまでの事業を見直し取捨選択できる、いわゆる事業のスクラップ・アンド・ビルドに対して柔軟な対応がとれるほか、事業の方向性についても主体的に判断することが可能となったことです。これまでの財政担当課による査定待ちという受け身の姿勢から、各担当課がみずからの権限と責任において予算を編成することになりますので、職員一人一人の財政状況や事業コストに対する意識の向上に資するものと期待しております。

枠配分方式の導入に当たりましては、人件費や扶助費、公債費という義務的経費を除いた経常的経費を枠の対象としているのが一般的であります。さらに一歩進めて、政策的投資的経費も加え、予算全体を枠の対象としているケースもあります。当町におきましては、導入当初から政策的投資的経費を含めた枠配分方式を採用したところでありますが、行財政構造改革推進方針や、行政改革大綱、集中改革プラン、総合計画等の趣旨にのっとったものであれば、各担当課の権限と責任において予算を編成できるものとしたところが、最大の特徴であります。

今後は、さらに社会保障経費などの経常的経費の自然増が見込まれ、厳しい財政状況が続くと思われまますので、歳入に見合った予算編成を基本に、歳出の抑制を図り、身の丈に合った予算規模を維持することが財政運営の基本であると考えます。なお、枠配分方式を導入するに当たり、最も危惧したところは住民サービスの低下であります。町税が順調な伸びを示しておりますので、住民サービスの維持、向上のための財源の確保は十分にできているものと受けとめております。

3点目の事業の優先順位づけを何を基準にして決めていくのかについてであります。事業の優先順位につきましては、住民の要望、事業の優先度、熟度、緊急性、必要額などを総合的に判断し、限られた予算の中で優先順位を決定しているところであります。各課に配分された一般財源は、より町民に身近な立場にある各事業部門が、住民の要望、個別事業の現況等を勘案しつつ、各部門や各事業間での予算配分を検討、決定することになりますので、従来の各課から提出された要求を財政担当課が査定する積み上げ方式に比べ、より効率的かつ効果的な予算編成ができ、住民の要望に沿った満足度の高い行政サービスが実現できるものと考えております。

4点目の行政評価という客観的なデータに基づく結果をもとにした説明の方法を何うについてですが、行政評価とは一般的に、政策評価、施策評価、事務事業評価の3つの評価を総称して言われております。国や県、あるいは市町村が実施している施策等につきましては、その種類、対象などがさまざまな相違点がありますので行政評価の手法がおのずと異なってきますが、多くの事例を見ますと、行政評価は総合計画か財務会計のいずれかの体系、単位、範囲を基本として、その内容が定められております。施策レベルを対象に、成果の達成を主なねらいとしてスタートする場合には、総合計画をベースに検討するケースが多く見受けられ、また、事務事業レベルを対象に、必要性、有効性、優先性などの観点から継続、拡大、休止、廃止という事務再編を主なねらいとして実施する場合には、財務会計をベースに検討するケースが多く見受けられます。

当町の行政評価は、第3次行政改革大綱においてP D C Aサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、町独自の行政評価システムを構築し、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用をしますと推進項目に掲げ、その実施に向け鋭意努力しているところでございます。行政評価は、住民の要望に的確に対応した行政サービスを可能とする行政体制を整備し、効果的な改革を推進するために必要不可欠なものであると考えております。

しかし、行政評価を導入したからといって直ちに改革が実行されるものではなく、評価を実施して得た結果を踏まえ、事務改善を行っていくことで改革が進むものと考えます。言いかえまして、行政評価は、いわゆるP D C A、P L A N、計画する、D O、実施する、C H E C K、評価検証する、A C T I O N、改善見直しをするという仕組みを行政マネジメントとして導入するものであり、評価結果は、今後の行政

運営の改善、改革につなげるための道具でもあります。

行政評価は、行政の現状を認識し行政課題を発見するためのものであり、事業の継続性を遮断し方向性を変えるものではありませんし、評価結果を出せば完結するものでもありません。したがって、行政評価の目的は、事業費予算や補助金を削減したり、行政活動そのものの是非を直接的に決定するのではなく、評価の結果から問題点などを探り出し、その改善の方策を考え問題を解決することであると考えております。

続きまして、住民基本台帳カードの利活用についてであります。平成14年8月、全国の市区町村を電気通信回線で結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムが構築され、平成15年8月から、住民基本台帳カードを利用していれば全国どこからでも住民票の写しの交付が受けられるなどのシステムが本格稼働し、現在に至っております。この間、当町におきましても、ポスターや広報紙を通じ、町民への住民基本台帳カードの周知と普及を図ってまいりました。

住民基本台帳カードの交付状況ですが、平成15年度に19人、16年度に101人、17年度に54人、本年度は2月末現在で67人の合計241人に交付され、交付率は0.84%であります。この交付率は、ゼロ歳から最高齢の103歳までの住民登録人口に対する割合ですので、一概に高いとか低いとかは言えませんが、当町ではさらなる普及を目指して本年1月の「広報よしだ」に活用促進の記事を掲載したところでございます。

次に、住民サービスが可能である住民基本台帳カードの多目的利用をどう考えるかですが、住民基本台帳カードを利用すれば、全国どこにいても、最寄りの市区町村で住民票の写しの交付が受けられ、住民移転前後の市区町村で行っていた転出入届け出申請が転入地のみで可能となり、さらにはパソコンを利用しての所得税の確定申告などの電子申請が可能となるほか、カードの本体であるICチップの中には、当該市町村独自の利用者番号を設定すれば各種証明書交付などの行政サービスを受けることが可能になる独自利用領域が設けられております。

現在、当町では、この独自利用領域は使用しておりませんが、その理由としては、既によしだ町民カードというシステムが構築され、印鑑登録証の交付に際し多くの町民に利用されており、また、日曜開庁というほかの自治体にはない当町独自の行政サービスを行っていることが挙げられます。なお、当町の各種証明書の交付などの行政サービスの提供が、住民基本台帳カードの利用で可能とするためには、自動交付機を端末とする新たな電算ネットワークシステムの構築という設備投資も必要になってまいります。日曜開庁での対応などで住民サービスは一定の成果を上げている現状においては、新システム導入の費用対効果なども十分に検討する必要もありますので、現時点での早急の整備は考えておりませんが、将来的には社会情勢の変化などに伴い行政サービスの見直しも必要となりますので、住民基本台帳カードの多目的利用につきましても、その一つとしてとらえております。

次に、財団法人地方自治情報センターがICカードの標準システムとして開発し、無償で提供しているサービスがあるが導入の考えについてであります。まず、ICカードの標準システムが開発された目的は、住民基本台帳カードの独自利用領域を活用して行う行政サービスのうち、証明書などの自動交付サービス、申請書の自動作成サービス、健康管理情報照会サービス、救急活動支援サービス、避難者情報サービス、公共施設予約サービスと図書館サービスの7つのサービスについての利用可能な標準的システムを希望する市区町村に、無料で提供することです。これは、希望する市区町村が住民基本台帳カードを使って独自で行う各種サービスシステムを構築すれば、これを作動させることができるアプリケーションソフトを無償で提供するというものであります。

したがって、このICカードの標準システムの提供を受ける場合には、さきに住民基本台帳カードの多目的利用の御質問でお答えしましたように、新しい電算ネットワークシステム、いわゆるハード面の整備とセットで考える必要がございます。さらに、ICカード標準システムの導入に当たりましては、当町の規模に合ったシステム構成を考える必要があります。そのためには、町民に提供するサービス内容の検討と必要性などの調査、ICカード標準システムで提示される帳票様式や事務処理手順と当町の事務処理との整合性の確認、条例などの法制面の整備など、多方面での精査が必要となります。

いずれにしましても、住民基本台帳カードを利用した広範なサービスの提供につきましては、今後の

行政サービスのあり方を総合的に検討する中で検討すべきものと受けとめております。

続きまして、3点目の御質問のスポーツ拠点づくり推進事業につきましてであります。以下の質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） スポーツ拠点づくり推進事業を取り入れ、特定のスポーツを町の顔とすることで地域の活性化につなげていく取り組みを推進していく考えはないかについてお答えします。

財団法人地域活性化センターが行っているスポーツ拠点づくり推進事業は、小、中、高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取り組みを支援することにより、高校野球といえば甲子園、ラグビーといえば花園といったように、全国各地に青少年があこがれ、目標とするスポーツごとの拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを趣旨として行われております。

この事業を開催するには、まず、承認スポーツ大会に選定されることが必要になります。選定の基本原則は、1市町村1大会であり、選定の必要条件に、1つ目は、小、中、高校生の大会であること。2つ目は、継続期間は市町村及びスポーツ団体において10年ないしそれに準ずる期間の開催を継続しようとする意思が認められること。3つ目は、全国大会は、各地域での予選、地区大会の成績等による選抜が行われるものであること。4つ目、大会の性格は、競技性を重視する大会であって、交流を主目的として開催されるものではないこと。5つ目、市町村の方針は、当該スポーツの振興と地域の再生に積極的に取り組むとの市町村の方針が明確であることなどがあります。

現在、さきに述べた承認スポーツ大会は、全国で60大会あります。そのうち静岡県内では浜松市で開催されている「とびうお杯全国少年少女水泳競技大会」、磐田市で開催されている「全日本高等学校女子サッカー選手権大会」など7大会があります。吉田町で近年行われた全国大会規模の競技大会には、平成15年の「第58回国民体育大会秋季大会なぎなた競技会」があります。この大会は、なぎなた競技の関係者を始め、数多くの町民の御理解と御協力のもとで無事に終了することができました。しかし、数年間の準備期間で多額の費用や人材を費やしました。

なお、吉田町の2006年から2015年までの10年間の第4次総合計画の中でのスポーツ、レクリエーション目標は、住民ニーズに対応した生涯スポーツの町づくりを進めます。だれもが、いつでも気軽にスポーツを楽しめるよう、地域スポーツ活動の土壌確立に努めますとなっております。財団法人地域活性化センターが行っているスポーツ拠点づくり推進事業の趣旨や承認スポーツ大会選定の必要条件と、今、出ました吉田町総合計画の目標とはかなりの温度差があります。

また、吉田町で全国規模の小、中、高校生が参加する競技大会を開催する場合は、施設整備や大会運営にかかる多額な費用、人材が必要となります。さらに現在では、地域に根づいたと言えるスポーツはなく、特定のスポーツだけの全国大会を長期的、継続的に行うことは困難であると考えております。このため、現時点では残念ながらスポーツ拠点づくり推進事業を取り入れることはできないと考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山徳子君。

○9番（勝山徳子君） 御答弁いただきましてありがとうございます。先に何点かお聞きしたいと思えます。

今年度、平成19年度より枠配分方式による予算編成がされました。平成18年度予算が87億8,700万、平成19年度予算が身の丈予算ということで、81億7,400万という予算を今、立てております。前年度比、約6億のマイナスでございますけれども、自主財源においては平成18年が62億1,000万、平成19年で63億5,000万ということで、約1億の自主財源においてはプラスという統計をいただいております。

今年度のこの枠配分方式による予算編成に当たりまして、当然、枠をいただく中で各担当課において、初年度でありますので各課の御理解をいただく中で混乱が生じたことはなかったかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 御質問の点、我々の現場サイドにおきまして、その点は大変心配したわけではありますが、説明会等も何回か実施いたしまして、思っていたよりスムーズな予算編成ができた、ヒアリングができた、そのように認識しております。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） 私も各担当課へ状況を伺う中で、前年度より事業を削減したという事業がないということをお伺いして、前年度とほぼ同じような状況で進んでいくのかなというふうな感触を得ました。全国的には、今、財政難の中でこの枠配分予算を立てるということは、目的としては歳出を何年間にかけて減らしていくとか、そういう方法をとっているところもあると思います。

我が町においては、そこの緊迫感はありませんので、自主財源のもとの中で担当各課に配分をする中、その中で各課が運営をしていくという、ちょっとほかのところと比較しますと、非常に運営的には財政的にも健全な財政運営のための枠配分の予算編成がされていくのかなというふうな感じをしております。

今、私が心配することは、この一般財源がプラスになっていくということが、また次年度、確約がないわけです。一般財源が減っていく中においては、枠配分を進めていく中で各課の枠配分が減っていくのは当然のことだと思います。そのときにおいて、先ほど行政評価等の基準的なものが、配分の中で優先基準が非常に評価されていくと思いますが、住民サービスにおいて当局の思う事業の見直しと、住民が思う事業の継続性を要望する、そこのギャップというものが生じた場合、住民の御理解というものがいただけるような体制というものが必要だと思います。そういう観点の、これは先を心配するという形になると思いますけれども、住民に説明をきちっとできる体制をどのように組み立てていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 大変、難しい問題ではありますが、枠配分にした第一の目的は、先ほど議員さんからも質問の内容でありましたように、行政評価の大前提の上でやっているわけでありまして。当然、行政評価は、先ほど町長から説明したように、その事業を云々するだけでなく、より改善して住民のサービス提供に合っているのかどうか、今の時代に即しているのかどうかというものも内部的または他の課の職員からの意見総合として改善をしていくものであります。

本年度の行政評価の考え方でいきますと、すべての事務事業をすべて行政評価するというのは、大変、最初から無理な問題でありますので、何点かの事務事業を出して、改善的な方法へ持っていくということで、なれてきましたらば、何年かにおいてそれを反映していくというような形で考えておりますので、すべて1年で結果が出るということは見えておりません。各職員に対しても、事務量が增大しますので、その辺を勘案しながら、より地域の住民のサービスが現在のままでいいのか、また、総合計画に乗った事務事業を推進すべきには、こういう問題なのかというものを同時に開示しながら事務事業は進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） ありがとうございます。では、各担当課のやりくりの結果、決算が黒字になったといった場合には、その翌年度にその予算枠を追加するという、そういうお考えはあるのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 予算が黒字になったという意味がちょっとわかりませんが、赤字になれば大変なことなものですから、当然、毎年、黒字になるのは当たり前のことだろうと考えておりますし、その繰り越し財源をどのように配分するかという形の考え方でよろしいでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） 例えて言えば、今回、町営住宅の修理費が前年度よりも多く設定をされております。この修理費の中においては、退去された場合のリサイクル料とかということも入っていると思います。そういう中で、予定をしている人数よりも出ていく方が少なかったといった場合には、当然、修理費が浮いてくるわけですね。そういう場合に、当然、課としては残るわけですね。その残る部分を翌年度に残していけるのかということをお聞きしたかったわけです。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 予算そのものにつきましては、やはり、1年間の予算でありますので、流動的というか、緊急性というか、そういうのに対応できる予算でなければ何の意味はありません。なるべく、修繕費とかそういうものに回したというのは、突発的な事故、修理等が多いわけでありまして、町営住宅の関係につきましては、そちらの方へ重きを置いて、経常的経費の関係については3年間の実績を見て削減はしております。

ですから、なるべく年度内に緊急性を要する事業は、すべて、そういうような残すことのないように、予算の中で流動的に活用して執行してもらうというのが予算の目的であります。いろんな面で、工事の関係では契約差金というものが出ますので、そういう点については翌年度へ残して新しい事業の財源として使うというのも考え方としてはあります。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） 今年度は、大型事業が昨年度よりも少ないという部分において、3億ぐらいのマイナスが生じていると思います。これから小学校の校舎の建てかえとか、それから中央公民館の建てかえとか、そういう大きな予算を組まなくてはならない状況が、当然、生じてくると思います。

そういう中において、そのときに来れば借金をして、当然、建てていくことにはなるとは思いますが、やはり余力があるうちに、少しは公民館を建てるための貯金、校舎を建てるための貯金、願わくば町営住宅を建てかえるための貯金、そういう形の項目別に分けた貯金的なものを、すべて貯金で賄うということは、まずあり得ないと思いますけれども、そういう形で項目を明確にした中で貯金体制というものを築けるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 例えば、目的基金の関係についての御質問かと思っております。御承知のように、将来的に建てかえをできるという可能では、学校関係の建てかえと、今言った中央公民館の関係が考えられますが、それらの関係については、目的をきちんとして何年度に対応するというのであれば目的基金を設定してやるのも一つの方法かと思えますし、現在の大変厳しい財政事情の中では、やはり流動的に対応できる範囲内でやっていく、いわゆる町長からもお話もありましたように、財政調整基金へ、一時、蓄えておいて対応するという現在の方向で考えております。

ただ、借金の関係の返済の関係につきましても、減債基金へ積み立てる方向でもおりますし、小・中学校の建設基金の関係についても、若干なりとも対応していくという方向では考えております。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山君。

○9番（勝山徳子君） ありがとうございます。この枠配分方式による予算編成に対しては、私自身もメリットのあることだなというふうに思っております。今年度が初めての導入でありますので、これを土台にして我が町の健全なる財政運営をきちっとできるように、また期待もしたいと思います。各担当課においては、不要な事業の廃止、また、新規事業に新たな予算を回すこと、各課によって采配が非常に振られるということを期待しております。基本的には住民サービスが基本だと思いますので、停滞することのないようにぜひお願いしたいと思います。

次の住民基本台帳カードの利活用とスポーツ拠点づくり推進事業については、御答弁いただいておりますので、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

今回は明日23日金曜日午前9時から本会議最終日でございます。よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時47分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会19日目、最終日でございます。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第2号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第1、第2号議案より日程第14、第28号議案まで、総務文教常任委員会へ付託した14議案を一括議題といたします。

この14議案については、初めに委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、良知義弘君。

〔総務文教常任委員会委員長 良知義弘君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（良知義弘君） それでは、総務文教常任委員会に託されました14議案につきまして、その審議の過程と結果について報告いたします。

平成19年3月8日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名全員と当局より町長、助役、教育長をはじめ、所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開催いたしました。

ここで審査する議案に関係されない課長には御退席をいただき、審査の方法を説明した後、早速付託された14件の議案審査に入りました。

日程第1、第2号議案 吉田町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第3号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

委員。吉田町の国民健康保険運営協議会の1名増員する委員をどのようにして推薦するのか。

当局。自治会等へ御協力をお願いし、人選を凶ってまいりたいと思います。

委員。被保険者を代表する委員のメンバーは、国民健康保険の加入者の中から3名を選んでいるということでしょうか。

当局。そのとおりです。今回1名増員する被用者保険の保険者を代表する1名は、国保以外社会保険の方ということになります。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第11号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第12号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第14号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

委員。歳出の方で包括的支援、任意事業費1,028万3,000円が減額となっているが、マイナスの要因の根拠は。

当局。法改正により、介護予防事業という形で実施したわけですが、特定高齢者あるいは一般高齢者施策ということで、国の算出基準に沿って対象者を予算計上したわけですが、非常に少ないというのが現状です。

委員。保険給付費あるいは地域支援事業費が減額されたのはサービスの状況が今までより落ちるということなのか。

当局。減額の大きな要因は事業の成果が見られなかったということで、予算を削減するということです。介護保険は3年間の国の中期経済政策の中で行っており、3年間の中で保険料を決めて実績を見ながら状況を是正していきますので、決してサービスが落ちることはありません。

委員。介護サービスと諸費について。居宅介護、施設介護ともに増額補正であるが、我が町では居宅サービスを受ける方がまだまだ多い傾向にあるのか。

当局。従来どおり在宅サービスを国も奨励しております。我が町もまだまだ在宅が施設サービスを上回っていたわけですが、このところ施設サービスが伸びてきております。全国的、全県下的に見ますと、施設サービスが非常に多いという状況ですので、吉田町でも楽観を許せないという状況にあると思っています。

委員。特定入所者介護サービス等費について。18年度の当初予算は3,561万8,000円、9月の補正で1,427万2,000円の増額となり、今回は300万円の減額補正となっているが、この経緯は。

当局。法改正が4月から始まった時点では予算的には少な目に見ておりましたが、実際には施設入所者がふえています。

委員。食費や居住費が利用者負担ということになり、所得の低い方の負担限度額について、どの程度の負担になるのか。

当局。施設との契約によって金額が決まります。施設により若干異なりますが、上限が国ではユニット型では居住費が1,970円、食費が1,380円と設けられています。多床室の場合ですと、居住費が320円で、食費は同じく1,380円です。所得の低い方は市町村に申請すれば、例えば食費で申し上げますと、第1段階の人が300円、第2段階の人が390円、第3段階の人が650円となっています。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第18号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計予算について。

委員。土地の先行取得として1,000万円の計上の理由は。

当局。頭出しの1,000万円で計上させていただいております。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第19号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について。

委員。国保減免条例を適用したものがいいのかどうか。また、資格証明書と短期保険証がどのような推移で人数がふえてきたのか。



当局。国保減免条例の適用は今のところありません。短期保険証は平成16年度が204世帯、平成17年度が213世帯、平成18年度が293世帯になります。そのうち一般への切りかえ等があり、16年は一般への切りかえが24件、社会保険加入や転出等で35件、17年が213世帯のうち一般への切りかえが24件で、8件が社保加入及び転出等です。18年では293世帯のうち一般への切りかえが22件、社保加入及び転出等が6件になります。資格証明書発行は16年度が18世帯、17年度が16世帯、18年度が10世帯です。

委員。減免条例は条例があって要綱がないので適用がないということなのか。

当局。減免関係の条例はありますが、要綱は定められておりません。適用については御本人の申請がなかったということです。

委員。短期保険証もかなりふえており、また資格証明書も発行されている。この点についてどのように考えているのか。

当局。基本的に所得格差の問題であるとか、低所得者がさらに追い込まれている問題等で、保険の運用が非常に難しくなっています。

委員。国保ヘルスアップ事業委託料998万8,000円の内容と予算の根拠は。

当局。生活習慣病の予備軍の方を対象に、まず第1次検査としまして基本検査を実施し、その後2次検査を行って、食生活の指導とか運動の指導等、メニューに沿っていろいろな改善を行っていただき、再度血液検査等を行って、その結果を見ていながら生活習慣病を防ごうというものです。予算的な関係につきましても、国保会計の方に998万8,000円を上げさせていただきますけれども、一般会計から498万8,000円を繰り入れていただいて、国保の特別調整交付金500万円と合わせて約1,000万円の事業になります。100人以上を対象者として目指しています。

委員。町の一般検診のとき、検査事項の中にそれが入っていて、数的に可能性があるという人たちが対象になるのか。それとも別個に気になる方は受診してくださいという形の進め方になるのか。

当局。今後健康づくり課と協議し、町の一般検診の中から拾っていく。あるいは自分が心配になる方を自主的に希望の方を募る方法になるのか、細部は今後詰めていきたいと思えます。

委員。一般被保険者の国民健康保険税は昨年に比べ1,327万3,000円の減であり、逆に退職被保険者と国民健康保険税が2,874万3,000円の増となっているが、この辺のかかわりは。またもう1点、この保険税の滞納繰越金が2,614万2,000円あるが。

当局。一般者から退職者に移行している部分もありますし、逆に一般に移行した関係の減という傾向だと思えます。それから、滞納繰越しにつきましても、できるだけ繰越しを少なくする努力を、徴収の方は税務課と協力してまいりたいと思えます。

委員。滞納金について大体何%ぐらいになるのか。

当局。予算額で申しますと、滞納の割合が2.9%です。

委員。無受診世帯表彰記念品代と人間ドック委託料の内容は。

当局。無受診世帯の記念品は1件5,000円の商品券を差し上げております。1人世帯ですと3年間無受診の方18世帯、2人世帯ですと2年間無受診の方1世帯、3人以上の世帯ですと1年間無受診の方が1世帯で、合計20世帯が本年度該当になります。人間ドックにつきましては、榛原総合病院で30件、聖隷福祉事業団浜松聖隷予防検診センターが7件、静岡県予防医学協会総合検診センターが49件で合計86件です。医療費は7割程度助成させていただいております。

委員。検診される方はどのように振り分けられるのか。また、申請方法は。

当局。御本人の希望で受けていただいております。申請方法は窓口において御本人に申請していただくという方法です。

委員。出産育児一時金は今回35万円と5万円がプラスされ、昨年度から窓口へ自動的に支払われるというシステムができたが、まだ徹底されていないので、母子手帳を交付のとき、あるいは最初の段階で知らせるという方法ができないものか。もう1点、予備費の増額の根拠は。

当局。健康づくり課にもPRに努めてくださいとお願いしてあります。予備費は1,000万円を3,000万円に上げさせていただきました。医療費の増加が見込まれること、突発的なことを考慮し、増額させていただ

きました。

委員。国庫支出金と県支出金ともに減額となっているが、国保会計に与える影響は。

当局。医療費の値に基づいて、国費、県費が決定します。減額したことよっての国保への影響は特にないと思います。

委員。保険税の収納率と滞納者の所得階層は。

当局。収納率は平成18年度分の最新情報ですが、2月分の国保税の収納率の情報ですが、現年度分は2月で87.86%、昨年度同期に比べ1.01%下がっている状況です。滞納の世帯は平成17年度になりますけれども、総所得のない者が189人、所得が50万円以下の者が42人、50万円を超えて100万円以下の者が51人、100万円を超えて200万円以下の者が128人、200万円を超えて300万円以下の者が87人、300万円を超えて500万円以下の者が93人、500万円超の者が92人です。

委員。平成19年度の保険税の収納率は何%を見込んでいるのか。

当局。予算の段階では92%です。

委員。保険財政共同安定化事業交付金と拠出金について。高額医療共同事業の金額には対象があると思うが、いかがか。また、拠出金は我が町は他の町に比べてどうなのか。

当局。昨年法の改正によりまして、10月より新たに始まった事業で医療費が30万円以上のものに対して、県下をまとめた形で各町の拠出金を計算して拠出しているものです。高額医療につきましては80万円を超える者について県がまとめて拠出金を出し合って進めていくものです。拠出金につきましては、均等に各町の医療費の出方によって計算されるので、交付金は実績に伴ってもらうものです。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第20号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計予算について。

委員。国庫負担金が前年度比6,335万1,000円増と大幅にふえている理由は。

当局。歳出の方の医療費をもとに算出していますので、医療費が増額になったことに伴い、比例して国庫金の方も増額となっています。

委員。医療給付費が前年度比較2,679万3,000円の増額になっているが、この内容と審査支払手数料の内容は。

当局。平成19年10月からは75歳以上の老人医療に該当する方が毎月平均17人程度ふえていく計算になります。また、1人当たりの老人医療費が毎年ふえていくことが見込まれるため、医療諸費の額を増額させていただいています。審査支払手数料の増額についても同じ理由です。

委員。手数料は1件当たりどのくらいか。

当局。1件116円になります。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第21号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計予算について。

委員。特定高齢者は19年度は何人ぐらいを見込んでいるのか。また、65歳以上の高齢者の何%ぐらいになるのか。

当局。19年度には65歳以上の方5,516名のうち、国では5%を見込んでおりましたけれども、うちの方では4.5%を見込んでおります。対象者としては274名と考えております。

委員。国の基準が緩和されることを見込んでの4.5%なのか。

当局。そうではありません。当初国の中期財政運営期間という3年間の中で、介護保険制度というものは保険料を定めています。その中で、国は3カ年のうちに5%の人を対象にしなさいということですので、吉田町は昨年は4.0%を見たわけですが、ことしが4.5%、来年になりますと5.0%という形になります。

委員。国では0.2%、我が町では18年度31名、それが4.5%を見ると、数字が違い過ぎるが。

当局。3年のスパンで決めており、予算面はそれだけのものを用意しなさい。介護保険の事業計画の数値に沿ってやりなさいということですが。

委員。給与費明細書について。区分の中に長等、議員、その他の特別職とありますが、本年度の予算の中では同じ委員でもって前年度は82万6,000円、それが本年度では39万2,000円と減額になっている理由は。

当局。その他の特別職ということで介護保険運営協議会委員、包括支援センターの運営協議会委員14名の方の2回分の28名、これを2回で予算計上させていただいております。比較にしまして、シタの減額されている部分につきましては、昨年度は6回で計上しましたが、4回実施し、2回を減というような形で減額となっています。

委員。介護認定審査会費が前年度に比べ308万円の増になっております。その内容を詳しく説明していただきたい。

当局。介護認定審査会事業費は、榛原総合病院の中の牧之原市と吉田町で実施している認定審査会事務局への費用です。介護保険を申請されますと、事務局の職員が実際にお宅の方に調査に回り、そのデータを持って第1次審査としてコンピュータにかけます。さらに2次審査として認定審査会、医師、薬剤師、歯科医師、看護師、施設職員等の職員で構成されております審査会を実施します。そういうもろもろの費用、審査委員に対する報酬あるいは認定調査にかかる諸経費等、牧之原市と吉田町で案分をして負担をしています。

委員。現在の審査委員の数は。

当局。2年間の任期で平成19年3月31日で終わりますが、現在の委員数は74名です。

委員。介護サービス等諸費について。地域密着型介護サービス給付費が平成18年度に比べると同額になっているが、グループホームや小規模多機能型のサービスが充実するということなのか。

当局。今回の予算増は施設数がふえるということではなくて、平成18年4月から進めている小規模多機能型が常時デイサービス、泊まり等を利用されている人が15名であり、25名の登録者数までふえることを見込みまして、事業計画に基づき算出させていただいております。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、第25号議案 駿遠学園管理組合理約の一部を変更する規約について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第26号議案 榛原総合病院組合理約の一部を変更する規約について。

委員。負担割合について。平成20年度は牧之原市が少し減り、吉田町が少しふえる、その理由は。

当局。従来から3年ごとに見直しを行ってきております。15年、16年、17年で全体でいきますと、78万6,906人が榛原総合病院の利用者数です。そのうち吉田町は24万7,673人、牧之原市が53万9,233人、利用率は吉田町が31.47%、牧之原市が68.53%になります。基本割が5%、利用率割は95%となっていますので、31.47%に0.95を掛けまして29.90、これが利用率割となります。それと基本割の1.665を足しまして31.565が実際の19年度以降の負担率になるわけです。これを遞減遞増方式という形で最終的に3年間で31.565にするわけですけれども、19年度は31.165、20年度は31.365、3年目に31.565と本来の率になるわけです。吉田町と牧之原市を比較しますと、割合は吉田町の方がふえており、このような算出方法になりました。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、第27号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、第28号議案 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ異議はなく、本案は原案のとおり可決されま

した。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

7番、大塚邦子君。

○7番（大塚邦子君） 7番、大塚です。

委員長にお伺いしたいんですけども、第19号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

保険給付費が14億8,498万9,000円という中で、今医療費の適正化について問題になっているということがあります。委員会の議論の中で、健康保険組合でも各自治体に注意を促していると聞いておりますけれども、本来保険証が使える受診に対して保険が支払われているということがありまして、自治体の中でそれを調べ上げて、患者に直接問い合わせをするなどして保険を適用させないという取り組みも始まっているということを伺っていますが、当町ではそういうレセプト点検の中で、そういう医療費の適正化について取り組みがなされているかどうかというような質疑を含めて議論があったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 委員長。

○総務文教常任委員会委員長（良知義弘君） ただいまの報告がすべてでありまして、今のような質疑はありませんでした。

○7番（大塚邦子君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

第2号議案 吉田町立学校施設条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第3号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第6号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第11号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。  
ございませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第12号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。  
ございませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決でございます。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第14号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これより討論を行います。  
討論ございませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第18号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第19号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第20号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第21号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。  
第25号議案 駿遠学園管理組合理約の一部を変更する規約について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第26号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第27号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第28号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第10号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第15、第10号議案より日程第20、第30号議案まで、産業建設常任委員会へ付託した6議案を一括議題といたします。

この6議案について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、八木 栄君。

〔産業建設常任委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（八木 栄君） 産業建設常任委員会に付託されました6件の議案審査についての報告をさせていただきます。

平成19年3月9日金曜日午前9時より、役場4階第2会議室において、委員会委員5名と当局より町長、助役、教育長、総務課長兼防災監、企画課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長、産業課長の出席をいただき、本日の委員会は付託されました議案の審査をお願いするものであることを告げ、町長のあいさつは会期中であるため割愛させていただき、出席を確認し、定足数に達しておりましたので、委員会を開会しました。

なお、審査する議案に関係されない課長さん方には退席を許可しました。

退席を確認し、本委員会に付託されました6件の議案審査をお手元の議事日程により進行させていただくことを告げました。

次に、審査の方法について説明し、お願いをしました。

続いて、議案の説明については、会期初日の本会議にて済んでいることを告げ、早速審査に入りました。

日程第1、第15号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行いました。

委員。歳入について、下水道使用料の現年度分、過年度分についての詳細な説明をお願いします。歳出について、管渠建設費において、管渠設計管理委託料、水道管移設補償費、浄化センター耐震診断業務委託料、並びにこの関係の町単事業もあります。当初予算と比較してみると大幅な減額になっておりますが、どのような事情があったのか説明を求めます。

下水道課長。使用料の関係ですが、過年度分としては30万円ほど上げてあります。現年度分は1月から加入された1企業の分となっております。減額分についてですが、管渠設計管理委託料については、平成18年度から水道管移設工事も下水道工事の方で見ようになり、予算計上したが、不能箇所が出たということで減額した。水道管移設補償費も現状維持のまま移設せずに工事をやることのできたところがあったため減額になった。また、工事内容も変更による減額があった。

委員。浄化センター耐震診断については、自主的に町がやろうとするものなのか。あるいは指導によってやるものなのかお伺いします。

下水道課長。高度機能化事業の中で、耐震診断を実施し、補強工事が必要になったとき、耐震補強工事を国庫補助により実施できる事業があり、3年以内にその計画を策定し、5年以内に施行するという事業に参加するためにも耐震診断が必要となります。

委員。公共下水道へのこれまでの加入者はどれくらいか。また、18年度においてはどれくらいなのかお伺いします。

下水道課長。人数でいきますと6,168人、18年度加入は285人です。

委員。戸数でいくとどうか。

下水道課長。処理区域内において2,152戸で、完了件数は1,571戸です。18年度では76戸が完了しています。

委員。公共下水道利用への加入について町からどのように案内をしているのか。

下水道課長。工事の説明会を通してと、工事完了時に使用開始の説明を通して加入をお願いしています。

委員。公共下水道使用料金の未納金について、現年度と過年度分についてお伺いします。

下水道課長。ただいま手元に資料を持ち合わせていないので、後ほど資料提出をさせていただきたい。

以上で質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったため、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第16号議案 平成18年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。25ページの資本的収入の中の工事負担金の大幅な減額の理由をお聞かせください。

水道課長。下水道整備面積に対する見積もりが先ほど下水道課長からもお話がありましたように、下水道工事の関係で減額となりました。約6,000万円くらいです。県の遅れではお夏橋の関係があります。工事



に絡み、負担金を予算計上したが、工事がずれ込んでいる状態です。あとは牧之原市の関係で、予定していた工事が中止になったための減額です。金額で200万円ほどです。

委員。お夏橋の工事の遅れによる減額はどれくらいか。また、牧之原市の200万円の減額の理由は何であるかお伺いします。

水道課長。牧之原市の話については詳細は聞いておりません。お夏橋の分については3,050万円が19年度へずれ込んでいます。

委員。水道管の石綿管の布設がえの延べ長さは幾らか。

水道課長。17年度末で残りが5,773メートル、18年度1,580メートル布設替えをし、残り4,265メートル、19年度580メートル工事予定で、残り3,685メートルぐらいになります。

委員。営業外費用の中の支払い及び企業債取扱諸費354万8,000円がありますが、これについては利息はどれくらいなのか。また、内容の説明をお願いします。消費税についても500万円ちょうどなのかお伺いします。

水道課長。予定納税については、前の年の金額にもよりますが、18年度につきましては、9ページに載せてあります予算資金計画から多少の余裕を見て算出してあります。利息については18年度2億7,000万円借りまして、利率を2.8%で計算すると、19年度以降財務省に4億6,768万1,693円ぐらいになります。公営金融公庫では2億9,526万7,933円という数字になります。利息のみの概算です。

委員。過年度未収金がマイナスの理由と未納金についての説明をお願いします。

水道課長。未収金のマイナスは予算作成に当たり、11月ころの状況で計算してあるため、3月においてはかなりの支払いが済んでいると考えられます。98%ぐらいにはなっていると思います。平成19年1月31日の状況で現年度分が98%、過年度分が17%になっています。

委員。牧之原市の分については、収納率はどのようになっていますか。

水道課長。特別に区分けしていないので、わかりません。

委員。公共下水道工事の関連で、水道工事の受けた影響はどれくらいか。また、公共下水道工事との関連の工事での負担割合はどうなっているのか。

水道課長。負担割合ですが、下水道工事に関しては水道課が材料を持ち、工事費は下水道課が持つようになっています。割合では70%ぐらいになります。関連については工事負担金をもらって、建設改良工事請負費を算出してあるので、密接な関係にあります。工事負担金が減れば、当然建設改良工事請負費も減ることになります。

以上で質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったので、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第22号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行いました。

委員。平成19年度の事業計画について、面整備率、水洗化率、汚水処理量についての説明をお願いします。また、委員報酬が計上してありますが、下水道建設委員会の位置づけについての考えをお伺いします。町単管渠建設費は平成18年度と比べると大幅な減額となっているが、この主な要因について説明をお願いします。

下水道課長。19年度の面整備率は面積で約19ヘクタールを予定しています。人口普及率では31.5%の増加を見込んでいます。下水道建設委員会についてですが、平成18年に開かれなかったのは委員の改選があり、平成19年に向けて新メンバーで開く予定であるためです。下水道建設委員会の位置づけですが、あくまでも町長の諮問機関であり、特に報告会の場とは捉えていません。町単管渠建設費ですが、4キロメートルやって、これだけの面整備ができるので、補助事業である程度賄えるので、町単事業の場所が残り少なくなってきたと言えます。

委員。水洗化率と汚水処理量についての説明がありません。建設委員会については、町長の諮問機関であることはわかりますが、年に1回の報告を兼ねた委員会であり、町民の意見を聞くことのできる意味の

ある議論の場であるとは思いますが、公共下水道事業のあり方を委員会に求めていくように考えていただきたいが、その点について町長の考えを伺います。

町長。諮問する事項が見当たらない。町民の方にとっては唯一の窓口ですが、議員の皆さんから町民に報告してやってください。

下水道課長。先ほどの町単管渠建設費の減額が間違っていたので、訂正します。15節の工事についてはほぼ同額であるので、補償補てん費の減額と13節の委託料の減額が主なもので、工事については例年どおりという状況です。汚水処理量につきましては、18年度の平均で見ると1,400トンから1500トンくらいです。水洗化率は78%です。19年度の当初人数が620人から630人ほどふえるので、72%ぐらいに下がります。

委員。建設委員会は町民との積極的な大事な話し合いの場であることと考えるが、町長はどう考えるか。

町長。町長としてのチャンネルを持っているので、それらを使い、私なりに町民に伝えていきます。

委員。公共下水道工事の進め方に対する町としての取り組み方を伺います。

町長。町民の希望によって公共下水道の整備が始まったと思うが、バブル景気も通り過ぎ、現在大変な思いをしているわけですが、途中でやめることができません。スローダウンせざるを得ません。町の1つの問題を議員とともに考えていきたい。

委員。公共下水道事業もある程度の区切りをし、再度検討し、見直しが必要と思うが、町としてどう考えるか。

町長。19年度分は地域再生プロジェクトに乗ったもので、3年間の最後の年になります。今後シミュレーションも出ますので、財政の方と相談しながらやっていきます。やめてしまうことはできません。今後議会と協議したり、町民に私のチャンネルを使って説明したり、町民のところへ出かけていって話し合ったりしていきたい。議員の皆様も町民への説明をしていただきたい。

以上で質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったので、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第23号議案 平成19年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑を行いました。

委員。企業債について借入れが増えてきているが、それについて説明を願います。収益的収入と支出との関係について、どのように考えているのか。また、職員を1名減らした理由は。

水道課長。借入金ですが、施設整備事業費4億2,950万円、これについては第2浄水場の分と第1浄水場跡地への除鉄除マンガン装置をつくるためのものです。20年度は建屋の工事があり、借入れをする予定です。配水管については、新設分について借入れをします。大変苦しい状態ですが、こうしないと収支がつかえません。いつものように補てん財源は3億円くらいになっていると思います。平成20年までは今のままの水道料金でいきます。人員削減はことしから工務の職員が1人減っています。

委員。水道事業に専門的な技術を持った職員がどれくらい配置されているのか。また、事業内容の精査と見直しをしているのか。

水道課長。現在3名の技術職員がいます。技術管理者も候補者がいます。

町長。今の職員手当の中で専門的な技術者を何人そろえられるか考えていきたい。

水道課長。事業の内容の見直しについてはきちんとやっていますし、設計においても自分たちでできる範囲でやっています。

委員。有収率はどれくらいか。また、ここ3年くらいの推移についてお聞きします。修繕費について内容をお伺いします。水質検査は年何回ほど実施するのか。その検査内容はどうか、あわせて水道管の洗浄は行っているのかお伺いします。

水道課長。平成19年度の有収率は88%を予定しています。平成16年度84.1%、17年度88.3%、18年度88.4%です。修繕費の内容は、漏水修理、第2浄水場の発電機のバッテリー、減圧弁の修理、送配水ポンプの修理、第3浄水場の発電機のバッテリー等です。水質検査は全項目50項目で、年間4回実施、原水も40項目の検査を年1回、省略といって9項目の検査を全項目検査をやらない月にやるので、年8回、その他19目の検査、クリプト、ダイオキシンの検査も実施しています。管の洗浄については、本管は現在やっていません。

委員。消火栓の維持管理費についてはどのように積算してやるのか。新たな消火栓設置費については、どこへ何カ所設置するのか。

水道課長。維持管理料は年間2,400円と何年か前より決まっています。吉田町473基、牧之原市49基の分です。消火栓の新設は2期分で130万円です。総務課の方へ要望があり、こちらへ回ってきます。

以上で質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったので、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第29号議案 町道の路線廃止についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑がなかったので、質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったので、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第30号議案 町道の路線認定についてを議題とし、質疑に入りました。

本議案に関係のある質疑はなかったので、質疑を終結し、御意見を求めたところ、発言がなかったので、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

以上が産業建設常任委員会に付託されました6件の議案審査の結果であります。散会は10時56分でした。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

第15号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第16号議案 吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第22号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第23号議案 平成19年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。  
討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第29号議案 町道の路線廃止について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第30号議案 町道の路線認定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第21、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、全員協議会のときにお聞きをしまして、今回条例は改正しますけれども、実施されるのは平成20年ということをお聞きしました。なお、現在吉田町においては、管理職の数は78名ということで資料をいただきました。予算額については3,500万円、そういう今までの定率制でもってやってきたというわけでございますけれども、今後20年に具体的に定額制にしていくという流れの中で、その定額をどのように決めていかれるのか。また、現在の管理職数の数の増減ということにも影響が出てくるのかどうか。具体的な事務作業について20年までに実施していくまでにはどのような事務調整というものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） まず、どのように決定していくかという質問でございますが、これは全協のときにも少し回答を申し上げましたけれども、現在国あるいは県でも作業中でございます。この国・県を見据えた上、各市町でも作業を進めていくという方向で、今作業中でございますので、国が平成19年4月1日をもって発表されるというふうに期しているわけでございますけれども、それを見つめまして、各市町でも作業を進めていくということになるかというふうと考えてございます。

なお、管理職の増減、2つ目の質問でございますが、事務整理といえますか、作業をどのようにしていくかということでございますが、これにつきましては、当町におきましても、まず現組織より平成20年あるいは21年を見据えた形の組織変更を、まだ未発表ではございますけれども、検討中でございます。これらを見まして、各管理職等々も決めていかなければならないということでございますので、今後についての作業だということをお考えいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 現在の管理職手当につきましては、各近隣の市町あるいは県内の市町でもって、それぞればらつきがあるというふう聞いておりますけれども、ただいまの課長の説明ですと、これから国や県の動向を見て決めていきたいということでもありますけれども、これはそうなりますと、すべての自治体で同じ管理職手当ということになるのでしょうか。地方分権、地方自治ということになっておりますので、我が町の職員のやる気が出るような管理職手当の独自の決め方ということについては考えられないものなのかということをお聞きして、町内の民間における役職手当の動向とか、そういう調査等はされる予定があるのか、その点について考えと、その予定があるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） まず、職員が当然ながら町民サービスをしていくためには、職員は志気を持って対応していくのは当然でございます。したがって、やる気を失って対応しては当然ながらサービスは欠するわけでございますので、それを考えますと、当然ながら今後の役職手当定額制という形になりますれば、当然その志気を失わないようなものをお考えいただければできないということは当然の考えでございます。

なお、近隣の市町、ただいま国・県の作業状況を申し上げましたけれども、近隣の市町も尋ねてございますけれども、やはり現在のところまだ数値的には見えてございません。したがって、国・県を見まして、その数値を見ていくということになります。

さらに一般企業で申し上げます役職手当、これらを見据えて考えるかという御質問でございますが、当然ながら今度の定額制も一般企業の役職手当等を考えて定率制から定額制へということの移行でございますので、当然ながらそれは加味されているものと考えてよろしいのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○7番（大塚邦子君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第22、第4号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
質疑はございませんか。  
[「なし」の声あり]
- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
討論ございませんか。  
[「なし」の声あり]
- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]
- 議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（吉永満榮君） 日程第23、第5号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
質疑を行います。  
ございませんか。  
[「なし」の声あり]
- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。  
討論を行います。  
[発言する人なし]
- 議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第24、第7号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第25、第8号議案 吉田町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第26、第9号議案 吉田町防犯町づくり条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。  
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。  
採決に入ります。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第27、第17号議案 平成19年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。  
質疑を行います。

7番、大塚君。

○7番（大塚邦子君） 平成19年度吉田町一般会計について質疑をいたします。

初めに、10款教育費、3目教育諸費、これは小さな理科館事業費の件であります。全協のときにも同僚議員から質問がありましたけれども、この中の委員報酬21万円、これは5人の委員さんということでありました。また、これから選考については今調整中ということでありましたけれども、昨日全協のときに、町長と教育長にこの小さな理科館の事業のことについて内容の確認をさせていただいたわけですが、その明確な理由と目的、町長の説明ですと知的財産を持った人間を生み出したいと、こういうふうにはっきりとイメージを持っていらっしゃるわけであります。

したがって、委員は今調整中ということでもありますけれども、教育委員会あるいは首長としてのこの小さな理科館事業の目的をかんがみまして、この委員会というものをどういうものにもっていきたいのかというところのやはりビジョンといいますか、その考えがないことにはイメージどおりには進んでいかないという考えを持っておりますので、この教育委員会として、あるいは町長としての委員の選考基準、また公募も含めた委員の選考方法について伺いたいと思います。

それから、3款民生費、5目の心身障害者福祉費でありますけれども、この中の子供子育て応援ステーション事業委託料72万円があります。これは障害児、障害と認定はされていなくても、障害を持っているのではないのかなという保護者の不安にこたえる形で始まったものと認識をしておりますけれども、今現実に保育園で障害児の受け入れ、それから小学校、中学校で養護学級の設置をされているわけですが、こうした、これは社会福祉課長にお伺いをしたいのですが、この子供子育て応援ステーション、これの今の19年度においては、その人数ですね、どういう形で人数をここに来られる方の人数、それから社会福祉課として、この子供子育てステーションをこの事業を行うという、その狙いというものを再度ここで確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、退職手当組合の負担金、これが当初予算で総額3,998万1,000円が計上されています。一般職については、これは給与明細書の方で調べたのでありますけれども、一般職で平成19年度は195人と、前年度と比べて7人の減少があります。採用については5人、退職については12名という退職があるわけですが、この当初予算でありますから、退職手当組合の負担金というもののほかには、もう一つ特別負担金というものもよく補正予算には発生してまいります。総務課長にお聞きしたいのは、職員、この退職12名の予定されている方でありまして、一般の定年退職以外に職員には勸奨退職制度というものがあ



りますね。この制度について、この予算にどういふふうに反映されているのかということについて説明をいただきたいと思います。

以上、3件お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） 子供子育て応援ステーションの関係ですが、これはこの以前に、これをやる以前に子育ての連絡会というのをやって、保健センター職員とか、保健所、また子どもの保健師とかでやっておったわけですが、その中で、発達障害の小さい方が見えるんだけれども、どう対応をしようかという結論まで出なくて、そういう児童がいるということまでのお互いの共通の情報を捉えていたと。17年度まではそういう状況だったわけです。

しかしながら、そういう廃用性発達障害のお子さんが見える中、早期発見もそうなのですが、どう対応をして、実際的にどう動くかということで、18年度からつくしの栗林園長ほか専門の職員によります相談というんですか、これは基本的には1つは1歳半くらいのお子さんで、健診のときにそういった兆候が見られる方をさくらの支援センターの方へ来ていただいて、そこで栗林先生、また専門員、子どもの保健師、保健センターの保健師が立ち会いまして、遊びとか歌とか手遊びとか、そういったものを含めて、その子の様子を観察し、対応をしていくと。

もう一つが保育園で、この計画をつくった当時は5園の中で、障害と思われる方、正式に発達障害と認定されなくても気になるお子さんが17人計画時点ではおりました。その後、ことしの1月の末で22人というふうが増えてきておるわけです。毎年そういった方が見えるということで、保育園におきましては、順番に5園を栗林先生、子どもの保健師、つくしの専門員、それと担当保育士で、事前にその子の様子を栗林先生の方に伝えておいて、言語とか動作とか、そういった特徴的な情報を事前にお知らせしておきまして、1回にそう大勢できませんので、5園回りながら、多くて3人くらい、午前中、大概最終的なカンファレンスというんですか、記録作成カンファレンスまで、12時半くらいまでかかると思います。現在では約22名の方を対象としております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 小さな理科館、いいですか。

教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 小さな理科館についての御質問にお答えしますが、この小さな理科館建設の狙いといいましょうか、期待というものは先日の全員協議会るとき、町長から、私からも申し上げてあるとおりであります。それから、建設の委員会ですけれども、その内容につきましては、この小さな理科館をどう運営していくか、活動内容をどうするか、そういうようなことについて十分話し合いをしていただくということであります。委員の選出につきましては、今公募というお話がありましたけれども、その公募がそれにふさわしいかどうかということも含めまして、委員の選出について検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 御質問の退職手当組合負担金ということでございますが、これにつきましては、現在は静岡縣市町総合組合ですか、昔言っておりました静岡縣市町村退職手当組合というものがございまして、この中の退職手当条例がございまして、この17条にうたっておりますけれども、当初予算の給与額に対します一定の率を乗じまして、各款項目ごとに予算を、退手組合負担金を計上させていただいております。したがって、当初予算で人数分各款項目ごと予算計上をさせていただいておりますが、特別負担金という御質問がございましたけれども、これにつきましては当初予算には見込んでございません。といいますのは、当然ながら毎年予期もせんといいますか、途中で勸奨退職を希望する方々が突如と現れましたところで予算計上を特別負担金を申し上げていますので、当初予算には反映されていないというふうに解していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 大塚君。

○7番（大塚邦子君） 初めに、子育て応援ステーションの事業の件でありますけれども、これは社会福祉課長にも当然保育園の関係で、そうした発達障害ではないかというふうなお子様が増えてきているという説明でしたけれども、職員の配置については、これは加配ということで、障害児対応で職員の配置がされているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、大変質問をするのに迷うわけでありまして、一人のお子様というのは、産まれてから保育園、幼稚園に上がり、小学校、中学校、高校、成人となっていくわけでありまして、我が町の縦割りの行政の中ではどういうふうにその連携といいますか、流れで各課の連携がとれているかということがわかりませんので、ちょっとどなたに質問をしていいのかわかりませんが、答えてほしいんですけども、小学校、中学校、この場合には養護学級というのがあります、この数も例えば住吉小学校では6名、中央小学校では6名、自彊小学校ではやはり6名というふうに小学校の方に希望されて進むお子様もいらっしゃるし、あるいは藤枝養護学校の方に行かれるお子様もいるわけで、そうした障害児の総合的な支援といいますか、フォローといいますか、それはどこの課で総括をされているのかということをお伺いしたいというふうに思いますので、その件についてお答えをいただきたいと思います。

あわせて、当然養護学校等を卒業された障害を持った方々は、ここで言いますとさくら授産所あるいは町内近隣の企業さんの方に勤めをすることができるというふうには、すべての方がそうならないわけでありまして、我が町として一人の障害を持った方が自立をするまでの支援というのを各課縦割りではなくて、横の連携をとりながらやっていくというシステムができていますのかどうかということをお伺いしたいわけですので、よろしくお伺いいたします。

それから、小さな理科館の事業ですけれども、教育長から御答弁いただきましたけれども、やはり理科館については中身が大事というふうに思うわけでありまして、理科館については、これは町長にぜひ答えていただきたいと思っておりますけれども、町長は知的財産を吉田町から生み出したいという、そういう大きな夢があるわけですが、今その産業の活性化あるいは地域再生という視点の中で、市町が知的財産を手に入れるというか、つくっていく。例えば発明などの知的財産がこの自治体でそれを例えば特許を持つ自治体というようなことも出てまいっていると思っております。県でもそうした特許権をこれから積極的に取得していくということも言われていますので、町としてそういった知的財産に対しては、予算も含めてどういうふうに町長は形としてつくり上げていくのかということをお伺いして、小さな理科館の小さなところに大変大きな夢があるということも全協のときにお伺いしたわけですが、もう少し具体的に我が町の知的財産に対する力の入れ方といいますか、予算のとり方というような点についてお伺いしておきたいと思っております。

それから、退職手当組合の負担金の件でございますけれども、特別負担金については当初は見込んでいないということでありましたけれども、補正で突然出てくるわけでございます。毎年予期もせず突然勸奨退職制度を使われるという職員がいるということでありまして、これについてももう少しお聞きをしたいと思うわけでありまして、何か時期的な申し出期間といいますか、突如現れるというものの、決算月を迎える3月、そういうことでも、これは勸奨制度ということで退職金が割り増しになるのかということですね。

例えば当初予算でしますと、総額4,000万円が税金として職員の皆さんの退職金として積み立てていくわけですね。これ大きい金額だと思います。ですので、それになお勸奨ということでありますと、これは名目は後進に道を譲ると聞いております。この点は町民には余りよくわかりません。その部分でもってどういう基準でこれが支払われて、認められるのかということについてお伺いしたいと思うのですが、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） まず、議員御質問の小さな理科館でございますけれども、これにつきましては、先日開催されました全員協議会でお話ししておいででございます。例えば私などもドイツにいるときにマックス・プランク・インステテュートとか、いろいろな研究所がございますけれども、そういうふうないわば知的な意味で目を開き、そしてその世界に入っていくという方々が、そういう形ではそのような研

究所に蟻集するわけですが、この小さな理科館の発想というのは、そういうものも最終的には出てくるかもしれませんが、基本的にはこの町の小学校とか中学校とか、それからまた幼稚園とか保育園の子供さんでも結構ですし、また普通の方でも結構でございますけれども、いわば本来持っている才能というものの芽を開かせると、そのための契機でございます、そこからいわばそのような中で行われたさまざまな実験であるとか、それからお話であるとか、そういう中で触発された子供が結果としてそこからいわば大きく羽ばたいていくと、そういうふうなものでございまして、結果としてどうのこうのというふうなところは余り想定はしていないと、こんなふうに思っています。

それと同時に、知的財産権の問題でございますけれども、仮にもものすごい研究をした人間が、結果としてこの小さな理科館から出ていったと。そして我が町に戻ってきたと。その特許権だけで年間数千億円というふうな形の、いわゆる特許権が入るようなものであれば、我が町にとってはこれほどすさまじい町税収入はないわけでございますので、当然のことながらそういう意味でこの町が飛躍的な税収を払えるというようなことも副産物としては出てくるかもしれません。

しかしながら、今申し上げましたように、この発想の原点というものは、この町の子供さんたちが持っている才能というものを触発させるというところに力点があります。それにつきましては、ひとつ御了解願いたい。

そしてまた、当然のことながら、それを触発させる契機となる人間、いろいろな学者さんであるとか、ノーベル賞学者であるとか、その方々につきましても、この町に来ていただきたい。この町が人材の蟻集する町に私はしてまいりたいと思っております。そのための小さな理科館でございます。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） ちょっと忘れた部分があるかもしれませんが、保育園の加配の関係ですね、1月末で加配、これ臨時保育士なんです、13人と加配をしております。

それから、障害の関係の方たちの小さいときから成長していったという子供なんです、まず1つは、先ほどちょっと申し上げましたように、吉田町子育て支援情報連絡会、これは育児不安とか虐待、発達障害、処遇困難な事例について情報提供、相談をするということで、各機関の専門性を生かした専門の方が連絡会を設けて行くと。これにおいては社会福祉課の社会福祉、児童福祉、保育園園長、保育士、健康づくり課、保健センターの保健師、社会教育課、学校教育課、児童相談所、中部健福の職員、地域療育支援センター、幼稚園、つくしの家の担当者ということで、これを毎月1回幼保連絡会という形で開かれています。

障害を持った方にお生まれになってから、私どもの社会福祉課の社会福祉部門が携わるということで、教育の面といいますと藤枝養護学校とか駿遠学園ですね、そちらにいらっしゃる方もいますし、それを卒園されて、先ほども御質問の中にもありましたさくら授産所または精神障害をお持ちの方の場合はハグロ作業所とか、具体的に駿遠学園でも職能生でこの4月から一般企業へ就労されるといった事例もあります。

いわゆる学校教育の面からそういった障害をお持ちのお子さんに対して、これは園長のお話なんです、一般的な私もちょっと不思議に思ったことがあったものですから、この子たちは、駿遠学園の職能生ですが、どこか障害があるのですか。普通のようにお話もするし、運動能力も非常に高いというんですが、やはり普通の学校へ同じように通うと、自ら持っている潜在的にある能力が発揮できない。考える力というんですか、知的能力が小学校3、4年生くらいだということですね。ですが、そういった駿遠学園とか、そういったところで同じような子供たちと一緒に潜在能力を引き出すような訓練をされることによって、非常に高い運動能力とか言語能力も出てくると。それがひいては今度山下リネンに入るというお子さん2名にお会いしましたけれども、そういったところへ就労支援に結びつく。町長が施政方針で言ったかどうかちょっとあれなんです、また近い将来3障害の方の施設の場をつくるという計画も今後協議会の中でもやっていきたいと思っております。ですので、教育と私どもの社会福祉という両輪で対応していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 優遇措置の関係の御質問でございますが、まず吉田町職員優遇退職実施要綱というのが昭和62年3月に定められてございます。これは議員御承知でございますが、例規の中に定まっておりますが、まずこの目的でございますが、目的は、人事の刷新と計画的な人事管理を図るために職員を勧奨して退職させる場合における優遇措置が定められているという目的でございます。

なお、この対象者でございますが、毎年3月31日までに年齢が50歳から59歳に達する者として対象者にされているわけでございます。これにも例外がございまして、特に町長が必要と認めた場合は、その場合でもなくてもいいんですよというただし書きが対象者ということになってございます。

なお、退職の手続でございますけれども、勧奨を受けて退職しようとする職員は、当該年度の7月の末日までに様式スタイルによって退職願を町長に申し出なければならないということに定まっております。ただし、これもただし書きがございまして、特殊の事情のある場合においては町長がこれを認めたときは、この申し出の期限にはよらないということもできますよということの実施要綱にうたっておりますので、これに乗って毎年勧奨退職の対象者としては取り扱われているというふうに解していただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 大塚君。

○7番（大塚邦子君） 理科館の建設ですけれども、町長に再度お伺いしたいんですけれども、知的財産が今後の地域活性化の試金石になると。イノベーションということで特色のある自治体になれるかどうかということも今回この知的財産の中には可能性としては期待をされるということはわかりました。今実際町内には企業が進出されておりますし、地場産業の会社もあるわけですが、町長は今この吉田町にある知的財産、さまざまな特許、そういうものについて掘り起こす、あるいはそれを集める、そのようなことは考えておられるのでしょうか。

小さな理科館、これは今から子供たちに科学の目を持って、将来ノーベル賞をとるような子供になって、そこでさまざまな特許が吉田町に返ってくれば、莫大な税金になるというようなこともおっしゃいましたが、今ここにある知的財産についてはどのように考えておられるのか、有効活用ということについては考えておられるのか、その点について確認をしたいと思います。

退職金のことでございますけれども、今、課長から説明をいただきまして、予算書を見ますと、退職が12名ということで上がっているわけですが、さきにいただいた町の定員管理計画の中では、それは加味されていないわけですが、こういった勧奨制度による職員、勧奨退職を希望する職員というのが何人、この給与明細書でいきますと、退職の12名のうちの勧奨制度を利用して退職される職員という方はどの程度いらっしゃるのかということとあわせて、この特別退職ですね、勧奨退職、これが一部事務監査請求も出される準備があると聞いていますけれども、これは何か問題となることのあるのかどうか。その点についてもお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 小さな理科館に関連して議員の御質問でございますけれども、町内に知的財産、いわば特許等をお持ちの方がおられるかどうかということでございますけれども、私、具体的に個々の特許について把握しておりませんが、もし仮にそのような方々がおられて、その事業化のどうのこうのという場合に、町としてそれにどのような形で関与していくかということでございますけれども、直接的にその方に対して町が資金を提供するというようなことはなかなか難しい面、また条例化の問題等もあるかと思いますが、仮にその事業化によって利益が得られると。またそれが結果として町を潤すというふうなことが、それなりにクリアなものになれば、またそういう事業化のことについても何らかの意味で手を差し伸べることができるのではないかとおっしゃっておりますけれども。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 議員の御質問の要旨が少しずれるかもしれませんが、御容赦願いたいと思いますが、当初予算には特別負担金は計上されていないというふうにとらえていただきたいというふうでございます。したがって、年度途中で7月までに勧奨の対象者があらわれれば、当然ながら

らそこで補正するという行為が発生するだろうというように思います。したがって、今回の当初予算には特別負担金は入っていないと。途中で補正予算等が発生する可能性はあるというふうに解していただきたい。

それから、事務監査請求というのはちょっと私もよく把握してございませんので、直接この何か予算とは関連があるのかちょっと的がわかりませんので、お答えはちょっとできないような状況で恐縮でございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。10分間よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの7番議員の質問の内容の中で、総務課長から説明がございますので、よろしくお願ひします。よろしいですか、先ほどの説明に対して。

7番議員。

〔「3回じゃなかった」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） とにかく簡単に話してください。

〔「ルールはルールで守ってくださいよ」の声あり〕

○7番（大塚邦子君） 違うんです。今、課長が大塚の質問がよくわからなかったということで投げかけがあったものですから、それは私が改めて質問内容をお伝えして答えてもらうということは当たり前だと思うんですけども。議長に認めていただければ、簡潔に私の質問が課長に意味が通じなかったの、4回目ですけども、そういうご理解で、

○議長（吉永満榮君） それだけで、それでは着席してください。課長さんから答弁があるようだったらお願ひします。なければそのまま切ります。

○7番（大塚邦子君） 課長から答弁をもらったんですけども、それが私の意図したのと、私の質問がわからないという答弁だったんですよ。

○議長（吉永満榮君） そうですね。それでいいですか、それでは。

○7番（大塚邦子君） だから答えられないですよ。

○議長（吉永満榮君） ええ、終わりにします。一応3回の規約を過ぎておりますので、すみません。

それでは、次、質問がございましたらお願ひします。

10番、八木議員。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

全協で時間がなかったもので、結構たくさんありますけれども、お願ひします。

まず、先日の全協で防犯ハザードマップを19年度中に作成を予定しているということをお伺いしましたが、予算書の中のどこへ計上しているのかをお尋ねします。

それから、40ページ、庁舎清掃管理業務委託料1,142万円ですけれども、最近は庁舎の周りを、今曜日を決めて定期的に職員がお掃除の時間になりましたということで掃除をしてくれているようですけれども、できれば常に自分たちがいる、仕事をする、その机の周り、半径何メートルとか手が届く範囲でも、そういう形で定期的にやっていただければ、共有部分というんですか、役場の庁舎の中でも皆さんが使う部分だけお掃除を頼めば安くなると思いますが、その辺のことをどう考えるのかお伺いします。

それから、46ページ、交通指導員の活動費の中の被服費78万3,000円がありますが、これは何名分の被服代なのか。それと、これは毎年人が変わった場合に常に新調していくのか、それともやめていく人もある

ものですから、それをとっておいて、またそれをクリーニングして使うとか、どういうふうになっているのかお伺いします。

それから、47ページ、研修負担費143万8,000円、この研修内容とその効果をお伺いします。

それから、66ページ、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託料、これも全協でお伺いしましたが、現在どれくらいの人利用しているのか。また、そういう対象者へお知らせする方法とか、その対象となる人物の人たちがどれくらい認知しているのかお伺いします。

それから、小山城の展示物、昨年小山城まつりで小山城の中へ入って、いろいろ見ましたが、結構刀とかそういうものが錆始めているというんですか、何だかきれいじゃないものですから、その辺の予算が全然載っていないものですから、町としてそういうものの維持管理、要するに展示品の維持管理についてどのように考えているのかお伺いします。

それから、151ページ……

○議長（吉永満榮君） すみません、質問数は最高5問までにさせていただきか、まとめて、あと何問ぐらいありますか。6問目ですね。

○10番（八木 栄君） 全部で10あるんですけど。

○議長（吉永満榮君） じゃちょっとこの次の2問目でいきますか。

○10番（八木 栄君） 1回聞けば大概再質問もないくらいなんです。

○議長（吉永満榮君） 2回目の質問のときにそちらの方を答弁の中でやられてやってください。

○10番（八木 栄君） わかりました。

○議長（吉永満榮君） お願いします。

答弁の方、よろしくをお願いします。

総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 防犯の関係でございますけれども、これは予算に反映してございません。といいますのは、今後協議会の中で現地を精査していくことでございますので、当初予算には顔出しはしていません。

それから、40ページでございますけれども、庁舎清掃管理業務委託1,142万円、これはかつて何度か全員協議会あるいは本会議でも御報告はしていると思っておりますが、できる範疇は段階的に職員が努力をしております。したがって、金額では少し今お答えできませんけれども、庁舎が約10年余建設されて建っているわけですが、できる範疇のものについては当然ながら朝晩あるいは毎日身の周り等々は当然ながら職員が、あるいは外構も月1職員が清掃しているという努力をしておりますので、まだまだ足りないじゃないかと。やりなさいというようなお声があるようでしたら、当然ながら職員に相談をかけますが、さらに危険でない箇所については当然ながら汗を流さなければできないなというふうにごえざるを得ないなというふうに思っています。

それから、交通指導員の78万3,000円、この内容でございますが、これにつきましては、内容は制服10人分あるいは防寒コートあるいは長靴あるいはゴムがっぱ等を計上させてもらっている78万3,000円でございますが、当然ながら前の方が着用された衣服については、古いものについては処分はさせていただいておりますが、当然着用できるものにつきましてはローテーションを組んで、大事にサイクルによって着用されているというふうになっておりますので、新しいものを前任者が着たから、不要だからすぐ捨てるという行為は一切してございませんので、お間違えのないようにさせていただきたいというふうに思います。

それから、47ページの研修費でございますが、当然研修、18年度からさらに19年度につきましてはさらなる研修を多く取り入れまして、接遇から法制度あるいはスキルアップをすべての研修を身をもってめいめいがやらなければ、全体の職員のレベルアップは図れないというもとに、町長の理解が強くされて、19年度はさらに研修費に力を入れようということで考えてございますので、それなりにそのシャクボウがどれだけあるかという数では出てきませんが、長い間のやはり町民に対するサービスは欠如されなというふうにごえざるを得ないなというふうに考えてございますので、効果を御期待していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 高齢者支援課長、田村君。

○高齢者支援課長（田村睦子君） 高齢者支援課でございます。

ひとり暮らしの高齢者等の緊急通報システムの関係でございますが、12月末現在で町の通報システムを利用している方が6名ございます。この制度は社会福祉協議会の方でも私どもは民間会社にお問い合わせしておりますが、社会福祉協議会の方も同じように民間でございますが、NTTの回線を利用してということで設置者は61名おるといふふうに聞いております。どのように対象者の認知をするか、あるいは何名かということですが、高齢者の単身という方で、これは私ども住民基本台帳を基本に世帯で見えておりますので、本当に同一敷地内でそれぞれお宅を構えているという方もありますし、今の状況の2世帯住宅、そういう方もございますので、定かではございませんけれども、私どもが認知しております世帯数は12年度、ちょっと古いですが、この実態調査の中では213世帯というふうに考えております。ですので、今は若干ふえておまして、250まではいかないとは思いますが、そのくらいの単身世帯というふうに把握しております。

それから、この認知の方法ということでございますが、これは各地域にお問い合わせをさせていただきます民生児童委員さん、あるいは介護相談員あるいは近隣の方からこういうふうな要望がありますよというふうな方で、窓口で随時受け付けをしております。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（藤田光夫君） 刀がさびているがということで、維持管理はどうするかということでございますが、状態を見て確認をしたいと思います。

なお、予算につきましては、修繕料につきましては頭出し、それから12節の役務費につきましては、この範囲内で納まればできるという認識でおりますので、そういうことでお願いします。

○議長（吉永満榮君） 小山城はどうなりましたか。今、小山城の方ね。

○産業課長（藤田光夫君） そうです。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ありがとうございます。

あと先ほどもお話が出ましたが、小さな理科館事業の中の151ページですね。この調査業務委託料200万円ですけれども、これ調査の内容と委託先がわかればお伺いしたいと思います。

それから、165ページの社会教育総務費の中の講師謝礼金306万4,000円、これどんな講演というか講義を予定しているのかお伺いします。

あと、165ページの曲振りつけ作製委託料960万円、この委託先はどこになるのかお伺いします。

あと145ページの家具固定推進委託料と、前回私が総務課長に消防団員について、皆さんの安全を守るために補助を出したらどうかということで、消防団員はとにかく率先してやるのが当たり前というようなお話を伺いました。もし消防団員の方でそういうものやっただけある率がどのくらいなのかわかれば教えてください。

それから、役場の職員も消防団ではありませんが、緊急時にそういう役場の職員も同じような立場であると思いますので、役場の職員で、そういう関係のある方はどれくらい家具の固定をやっただけあるか、その率がわかればお伺いしたいと思います。

それから、課長さんは当然防災監なのでやっただけあると思いますが、その辺もお伺いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 家具固定の御質問でございますが、まず議員にきちんと言葉を修正していただきたいのですが、私は当たり前とは言っておりません。そういう失礼なこととは言った覚えはないと思いますので、もしあったとしたら撤回をしたいと思います。当たり前ということはちょっと乱暴過ぎるんじゃないかなというふうに思いますので、私がもし言っているようでしたら修正をさせていただきます。またさらにおわびしたいというふうに思います。当たり前ということでなしに、消防団員そのものが率先してやっただけなのが理想だというふうに求めることを私は言っているつもりです。

それから、消防団員がどの辺まで率を持っているかというのはまだ調べてございません。

それから、町職員も、当然ながら町職員、公人でございますので、率先してやられているというふうに思っていますが、全体二百数名の中で何名がやっていますかという調査はまだやっていないというふうに思っています。

それから、私はやってございます。全部の家具がございませうけれども、すべてとは言いませんけれども、100%に近いものはやっております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

小さな理科館の整備に向けました調査でございますが、検討しまして現状把握のための基礎的な調査と内容としましては時代背景の把握とか既存施設の調査、町民の皆様のニーズの把握、類似事例の調査、こういうものを調査しまして、問題と課題を整理させていただきます。

また、施設整備の基本的な考え方を整理するとともに、施設配置のイメージ図という形のものをお願いしております。

また、業者については当然、未定であります。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

165ページの講師謝礼金の306万4,000円の内訳という説明でございますけど、主には今うちでやっております健康づくりの関係のダンスの講師の謝礼金、それと、あとそれに伴います推進員というか実行委員会の委員の報酬、それから、ことしから19年度から今まで体育館事業が10回、健康体操、親子体操であるとかをやっておりますけれども、それにプラス2回を健康づくりを基本とした親子体操、それが2回分が入っております。それと、あと講師謝礼金としまして、今インストラクターをやっている方々に対する講演であるとか、練習であるとか、その先生を呼んで、そういうことを計画しております。それとイベント等の計画をしております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） いいですか。

○10番（八木 栄君） 165ページ。曲振りつけ作製、それも一緒。

○議長（吉永満榮君） 委託料の件。

○10番（八木 栄君） 講師と別に曲振りつけという、

○社会教育課長（高橋政旨君） すみません、曲の振りつけでございますけれども、オリジナル曲に一応800万円を予定しております。

それから、あと踊りの振りつけに100万円、それから、今現在ございます遠州吉田音頭を編曲する予定でおります。これに振りつけをともに60万円ぐらいを予定しております。960万円の内訳は以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 今の曲振りつけというのは、内容はこの間全協で聞いた曲ですから、その委託先はどこになるのかなということは何だったんですけど。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長、高橋君。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

新曲の委託先ということでございますけど、今地元にはソニーさんがありますものから、そこら辺から当たってこうと。確定ではございませんけど、そのように模索をしております。

以上でございます。

○10番（八木 栄君） 了解。

○議長（吉永満榮君） ほかにございませんか。

5番、松永君。



○5番（松永知明君） 77ページの3目保育所費についてですが、私がちょっと調べてみましたところ、平成19年度現在で保育士の正規が35名プラス園長補佐が10名に対して、臨時保育士が34名、給食員正規5名に対して臨時給食員7名と、臨時の比重が高くなっているわけですが、1点お伺いしますが、今後この臨時に対して正規に置きかえていくような、そういう措置はとられるのでしょうか、お答えください。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

臨時保育士のあり方というんですか、今社会的にはパートさんをやめて正規にするとか、そういったことも、その内容によって段階をつけてやる企業などが出ておると思います。私どももこういった増加傾向とあわせて、待遇面をまず改善しようということで、18年度から、4月1日から臨時保育士の時間給を上げさせていただいたということで、従来時間当たり918円のを1,050円と。この中には加味するものとしては通勤手当的なものを加味したらどうだろうかということで対応したわけでございます。

臨時保育士を正規にという決まりはどういった、これ共通した話でしょうけれども、保育士に限らずどういった形があるのかというのはちょっと私はわかりません。ですが、臨時保育士でも町の正規の職員採用に応募して、臨時保育士から正規の保育士になった職員も毎年何名かおるわけですし、そういった機会は確かにございますので、単純に臨時保育士を正規にということは任用の競争の原理を逸脱するものであるということでありまして、あくまでも競争の原理としての試験に沿って正規に採用していくというのが本筋だと考えております。

以上でございます。

○5番（松永知明君） 了解。

○議長（吉永満榮君） そのほかございますか。

11番、良知議員。

○11番（良知義弘君） 2点お聞きします。

まず84ページ、さゆり保育園建設費建設委託料についてお聞きします。

現在さゆり保育園は愛宕前線の北側、すなわち福祉ゾーンの北側に建設されてあるわけなんですけれども、新しいさゆり保育園はどちらの方に建設されるのか。

それともう1点、96ページになります。これは乳幼児・児童医療費についてです。全協の説明では、課長から拡大部、すなわち小学生は償還払いという話でした。償還払いにする理由を教えてください。

以上、2点お願いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 小学校の生徒さんの医療費をなぜ償還払いにしたかという御質問でございますけれども、乳幼児、いわゆる小学校へ上がるまでのお子さんの場合というものは、本人がなかなか症状について自分でそれなりに把握して、お母さんと会うとか、お父さん、保護者に対して説明できないと。また、保護者の方もそういうふうな乳幼児の性格をわかっているわけでございますので、判断ができないというふうなことから、できる限りその病院に行って、診察を受けるという緊急性であるとか必要性というものはかなりあると思ったものですから、そのような形での、いわば抑制が働かないように、いわば現物払いとしたわけでございます。

それから、小学校の場合は、本人がそれなりに自分の症状とか、そういうものについて保護者の方に説明ができるというふうなことで、また親の方もそれなりのことがわかるわけでございますので、そういう意味でいわば抑制を働かせるという意味で、いわば償還払いというふうなことにしたわけでございます。

○議長（吉永満榮君） 84ページ、さゆり保育園は。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） まだこの建設についてどこそこへという議論はしたことはございません。

ですが、基本的にはスクラップ・アンド・ビルドはできませんので、現在のさゆり保育園を運営しながらということになりますと、町有地で近いところといいますと、今駐車場、または社会福祉協議会の車両が置いてあるあの一带かなと私の考えですが、そういったことかなというふうには思っております。

○議長（吉永満榮君） 11番、良知君。

○11番（良知義弘君） ありがとうございます。

社会福祉課長にもう一度お聞きしますけれども、地域福祉の一体的な活動を支えるためには、福祉ゾーンに有機的な施設配置をすることが必要だと思うんです。そうしますと、だれもが福祉ゾーンのコネクトというものが理解できまして、人が集まってくるようになります。そういった中で、世代交流という面でもこのさゆり保育園というのは非常に重要な位置づけがありまして、ほかの保育園とは違うと思うんです。今、課長のお話ですと、駐車場ということは愛宕前線の南側につくるということでしょうか。この建設場所は非常に重要だと思いますので、もう一度お聞きしたいと思います。

そして、乳幼児・児童医療費、先ほど町長から抑制が働くという話でしたけれども、その抑制が働くという意味がよくわからないんですけれども、それだったら別に病院に行かなくてもいいんじゃないかと。自分で手当てあるいは処置ができる人でも病院に行くんだと。そういう考えの前提もとの医療費の無料化なんですか、お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） どうも議員は誤解しているようでございまして、基本的に医療費の無料というものは、いわば子育て、それから高齢化、国民には等しくアンケート等をとりますと、最大の関心事はここにございます。国も子育て、それから高齢化に対して、これから恐らく根本的な、抜本的な対策をとってくと私は思っております。その場合に、議員がいつか同じような質問をされたことがあると思いますけれども、基本的に保険制度そのものというものは、普通の人が全部自弁でもって払えば、とてもじゃないけどお金持ちしか行かれませんよというようなことで、国民が等しく医療を受ける機会を設けるという意味で保険制度ができたわけでございます。そういう意味において、当然のことながら保険制度が成り立っているわけでございますけれども、そこをさらに進めて、小学校6年生までの医療費を無料にして、保護者が経済的な意味で負担をしないという、いわばヨーロッパ型の教育環境にもっていくための1つの布石でございまして、ヨーロッパにおいては基本的に大学まですべて無料でございます。そういう意味においては日本の教育制度というのは非常に貧困であると私は思っておりますけれども、そういうふうな意味での環境を整備するという意味で、小学校の6年生までを我が町の財政状況からかんがみてやっていきたいというわけでございます。

それから、ブレーキがかかるというわけでございますけれども、乳幼児の場合というのは、先ほど申し上げたように、親が子供のいわゆる症状についてよくわからない。子供も自分の症状について説明できないという意味で、まず何はともあれ病院に行くというふうなことが必要性があるから、いわば現物払いにしてあると。

それから、小学校6年生までの場合につきましては、親にそれなりに説明ができる、ある部分ですよ、ある部分では説明ができると。親もまたそれについてわかるという場合に、この程度だったら病院に行かなくてもいいんじゃないかというふうな形でのブレーキがかかるという意味で申し上げたわけでございます。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長、杉村君。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） ただいま町長の方から回答がございましたが、事務的な面で1点ございます。実は乳児医療費の関係につきましては、今全国的には現物給付という形で、小学校6年生、県内では未就学児について、そういった形で進めていますが、今この近隣でいきますと島田市が小学校3年生という形で進めております。あと他市町を比べてみても数が少なく、実際事務手続、保険の組合ですとか、あと医療、診療所、病院等の対応ですが、そういったものに対してまだ小学校までの無料化というのが吉田町がこの近隣では一番最初に実施するものでありますので、あと診療所の方との調整ですが、そういったものがまだつかないというのもございます。

結局現場の混乱ですね、吉田町はここまでですけれども、牧之原市はここまでという、さまざまな状況が出ますので、その混乱を防ぐために、とりあえず医師会、歯科医師会等の調整ができれば現物給付というものを考えられますけれども、償還払いというのが一番現状ではスムーズにいくのではないかとこの

とで決定しております。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） 再三どこにというお話なのですが、基本的にさゆり保育園の規模の設定を  
しました中で、こういった形の保育所が可能かと。定員現在150ですが、そういったものでこういった大き  
さ、面積を必要とするか等、基本的なまだ計画ができておりません。これをここへ当てはめる、あそこへ  
当てはめるという私の考えだけが広く伝わって、ひとり歩きするという事は非常に私も不本意ですし、  
町長におきましてもまだ私が承諾を得た話では全然ございませんので、計画の概要が明らかになったとこ  
ろでお示しをしたいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 11番、良知議員。

○11番（良知義弘君） 計画の全容がわかってからお示ししますということは、ちょっと私の質問とは回  
答が違っているんじゃないかと思えます。私は福祉ゾーンの中に果たす役割がさゆり保育園は非常に大事  
であると。だから、どのように考えているんだということを聞きたいんです。今現状ははあとふる、児童  
館、さゆり保育園、ばらばらです。せっかく福祉ゾーンという、こういった中に機能的に配置されるべき  
建物がばらばらな状態では、非常に住民にとっても損であるんじゃないかと思えます。せっかくさゆり保  
育園が新しく改築されるんだったら、その辺のコンセプトをもう一度どのように考えているのかというこ  
とをお聞きしているわけです。

乳幼児医療費ですけれども、私は無料にすることは反対なんです。それは無料にすると、自分で考えな  
くなる、工夫しなくなる、そして人に頼るようになると、そういうふうになるんです。もちろん助成して  
いただくことは非常にありがたいことですし、皆さん感謝されていると思いますけれども、そういうこと  
を考えると、ある程度の自己負担が私は必要だと思っています。その辺についてももう一度お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 私は議員の御意見には真っ向から反対します。基本的に議員はいわゆる保険制度で  
もって医療をやっておりますよね。保険制度がない場合、どういう事態が生じますか。基本的にそういう  
ふうなことと同根なんですよね。私がいわゆる医療制度、いわば小学校6年生まで無料にしたいというも  
のは、基本的に少子高齢化、少なく生まれた子供がより社会の中で活躍していただくというために、基本  
的には大きな意味での教育制度の中で考えていかなければならないといった場合に、子供さんの医療費を  
無料にすることによって、いわば親が経済的な意味での負担を感じることがないと。そして、ヨーロッ  
パのように、単純に大学までの学費はすべて無料であると、そういうふうなことが私は望ましいというふ  
な形での一環でございますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） 考え方ははあとふる、児童館等の一体にという方向づけでは考えてまいり  
たいと思っております。

○議長（吉永満榮君） よろしいですか。

○11番（良知義弘君） 了解です。

○議長（吉永満榮君） 14番、河原崎君。

○14番（河原崎昇司君） 14番、河原崎です。

同僚議員と同じような質問になるかもしれませんが、91ページ、これ伝染病予防費の中に入っておるか  
と思いますが、肺炎球菌予防接種への助成金、この助成はどのようにお伺いするのか、先日全協でもお伺  
いをしたわけですが、いま一度御説明をいただきたい。

それから、159ページ、中央小学校校地拡張事業費3,381万8,000円、このことについていま一度、今回地  
主さんの協力があって契約できたわけでしょう。あと残りの地主さんが何件あるのかいま一度お伺いをし  
たいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（吉永満榮君） 健康づくり課長、杉村君。

○健康づくり課長（杉村勝巳君） 御質問にございます肺炎球菌の予防接種の関係になりますが、これにつ  
きましては伝染病予防費の中の予防接種委託料ということで予算化しております。まず肺炎球菌につま

しては、抵抗力が低下する高齢者について、肺炎球菌の感染を防ぐということでワクチンを接種し、免疫を獲得し、感染を予防するというににあります。これにつきましては、年齢的には70歳以上の方ということで限定をさせていただいて予定しております。そのうちワクチンが8,400円程度かかる予定でございますので、そのうちの4,000円を、半分ですね、個人負担していただくという形で進めたいと思っております。

この肺炎球菌のワクチンにつきましては、日本におきましては接種が1回のみということになっておりますので、5年間は効果があるということで見ていますので、その間1回ということで予定しております。

普通のインフルエンザですね、そういった定期の予防接種以外のものになりまして、肺炎球菌につきましては任意接種ということになります。ですから、厚生労働省で義務づけられているものではございませんので、町単独でやることになりますので、それなりの対応を図らなくてはなりませんので、それにつきましては副作用等、そういったものも考えられますので、実際の病院、町内の病院で対応する、医療機関で対応することになると思っておりますので、そちらの先生方との問診ですね、そういったものもきちんとされるような形で、申し込みの受け付けについては慎重を期して実施したいと思っております。

なお、これにつきましては、全国的にも大分今実施しております、県内では今のところ2カ所ということになりますけれども、大分公的負担をして実施するところがふえているということで聞いております。以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

ただいまの中央小学校の拡張の事業費の関係でございますが、中央小学校のグラウンドの拡張事業につきましては平成2年度から事業を進めさせていただきまして、本年の3月におきまして5,822平米という面積を取得させていただきます。今回当初予算に上げさせていただいている面積につきましては、940平米の面積で3,388万8,000円という計上をさせていただいております。

地主につきましては、1人の方でございますが、残りの面積あと1,170平米ございますが、これにつきましては本年度中に予算を措置していただけるという形で聞いております。全体では7,906平米という形で拡張事業を計画しております。

ただし、議員さんも御存じと思いますが、校舎グラウンド東側に西の宮6号線という道路が真ん中に挟んでおりますので、この道路の付け替え等もございますので、グラウンドの校地の拡張事業としては全体では7,906平米でございますが、西の宮6号線の道路の関係もございますので、多少はこの道路と関係ありますが、違いが出てくると思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 14番、河原崎君。

○14番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

少子高齢化の中で我が町、自主財源のある町といたしまして、そういう中での今回の乳幼児あるいは小学校卒業時までの医療費無料化、そしてまた肺炎予防の接種をしてくれると、これは大変いいことではないかなと思います。

また、中央小学校にいたしましても、もう中央小学校は満杯、これもやはり拡張の施策をしなければならないと。またグラウンドにしても変則的であります。これを早く直していただいて、子供たちに夢を与えていただきたいと思うわけでございます。時代に合った子育てや教育の予算であるかと思っております。有効に消化をしていただきたいと、このように思います。

以上であります

○議長（吉永満榮君） 12番、増田議員。

○12番（増田宏胤君） 12番です。

2点ほどお願いします。

最初に、115ページに津波・高潮危機管理対策緊急事業があります。大変ありがたい事業で思っておりますし、継続事業でありますので、できてきたものについて、地域から問い合わせといいますか、心配の声

も聞かれてまいります。そのようなことで、1つにはでき方に応じて、この地域への年度ごとの説明をしていただくとありがたいと思うわけですが、現状はどうされているでしょうか。

それと、この地域の自主防災会に継続事業ですので、工事中の防災訓練あるいは完成後の防災訓練ということで、どんな指示がなされているのか、またどのように変わっていくのか現状でわかる範囲をお知らせいただきたいと思います。

それから、もう1点は、127ページの町道の関係ですが、予算書に7路線が計上されています。大変生活道路ということでありがたく思っておりますけれども、お聞きしたい点は、やはり町道の整備ということになると、1つには実施計画書に乗っていかないと予算化しないというものであるかどうかということ、それから2つ目には、地域に要望があって、道路整備をお願いしたいときに、予算化に至るまでの手順が昔と今では変わっているように思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、道路整備に当たって、3点目は地元町内会の関わりは現状どうなっているかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 産業課長、藤田君。

○産業課長（藤田光夫君） 防災ステーションの整備の関係でございますが、これは17年度から始まりまして、21年度までの5年間ということで進めております。それから、18年度事業で電動化と自動化までできました。そのおかげで東浜と大浜の自主防災会の皆さんにつきましては、4月7日の土曜日でございますが、操作の方法の説明をさせていただくということで計画をさせていただいております。

そういうことで、19年度からは光ケーブルの埋設の関係の設計、それから工事も入りたいという形で考えておまして、最終年度に町の方へ防災ステーションの設置をするという形で考えております。現在のところ全体事業費では当初よりも大分減ってきました、七億二、三千万円で済むのではないかという見積もりで現在はおります。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 町道の関係でございますが、この関係につきましては当然地元からの要望が大変強うございますので、それに基づきまして予算化を年々計画してございます。

それから、予算の手順ということでございますが、当然町内会の方から要望書が上がってまいります。要望書が上がってまいりましても、道路をつくるには地権者の同意がなければ当然できる話でございますので、地権者の同意のある程度の見通しも確認しながら予算化の方を進めていっているような状況でございます。そういう中で、それこそ予算化するには地元の同意が当然必要でなければ予算化できませんので、反対者があっては当然できませんので、その辺を第一に考えまして、それから予算の方の要求をしていくというような形をとらせてもらっております。当然測量に入りますれば、その法線に基づきまして、地元説明会の方をやらせてもらっておりますので、その手順に沿いまして、予算化をお願いしている状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 12番、増田議員。

○12番（増田宏胤君） 水門陸閘等の自動化については、完成後にどうされるかなという思いがしておりますが、運用の段階で全戸へできれば徹底するようなパンフレットあるいは何らかの資料が配付されたいわけですが、この点どのように考えているでしょうか。

それから、町道の関係では、現状で町道として取り上げていただく。町道タイプということの幅員の決め方はどんな基準を持っているかお聞かせを願います。

○議長（吉永満榮君） 産業課長、藤田君。

○産業課長（藤田光夫君） 全戸への説明ということでございますが、これは完成後は当然パンフレットをつくりまして、対応したいと思います。現時点では工事中でございますので、とりあえず陸閘について自動化までこぎつけたということでございますので、19年度につきましては、光ケーブルの設計、それから大幡川水門の改良工事等々でございますので、すべての住民の皆さんにつきましては、完成後となると思っておりますので、とりあえず関係された漁港の背後地の皆さんには随時その時点で伝えていくという方法をと

りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。

○都市建設課長（柳原 豊君） 幅員の関係につきましても、その道路の用途によっても当然違うと思いますが、最低でもそれこそ車両がすれ違いができる道路でなければ、町の方でも手を出しにくいのではないかとこのように思っています。それこそ建築確認の中でもそうですが、道路後退線を守っていただければ、普通4メートルの道路はできますので、ただそれが建物はよけてもらっておりますが、木とかああいうものはなかなか抜けにくいというような現状もございますので、それでも4メートル以上の道路、それこそ理想を申しますれば、車両が安全に対面通行ができるということで、土地利用の中でも6メートルの道路で承認をしてございますので、当然6メートルあれば安全だということがございますが、その道路の形態あるいは地元の方の気持ちもということで、一概に何メートルという町でなければ町道はできないという規定はないというふうに私は理解しております。

○12番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（吉永満榮君） 勝山議員。

○9番（勝山徳子君） 9番、勝山です。

数点お聞きしたいと思います。

先に諸収入の部の29ページ、有料広告掲載料6万円が上げられております。今、町民課で封筒の裏に3件広告を載せてありますけれども、継続されるということは全協でお聞きしておりますが、我が町の封筒を使う量はまだまだたくさんあると思いますが、ほかの課で使用する封筒に関しての有料広告掲載というものがあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それと、同じく保育園の職員の給食代、1人月5,000円というふうに全協でも伺っております。前にこの給食代の検討をされていくのかどうかというお伺いをしたことがありますが、検討されたのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、36ページの文書配送委託金51万9,000円が上げております。この職員の互助会に委託ということでお聞きしておりますけれども、この委託をする互助会に委託金と出す金額が配達する職員にどのように行くのか、また細かい決め事があるのかお聞きしたいと思います。

それと、小学校、中学校のインターネットの使用料が上げております。このインターネットの当然今ブログ等々で非常にいじめとか、そういう関連する内容的なものも書かれやすい部分だと思いますが、小学校、中学校でこのホームページの使い方に対する講習等々、授業等でも行っていると思いますが、あえてきちんと使用する際の公衆的な部分に対する予算的なものを今回上げてはありせんけれども、どのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長、八木君。

○社会福祉課長（八木大作君） 福祉の給食費の関連でございますが、9月議会ですか、たしか御質問がありまして、報告書の形態で近隣の志太、榛原郡の吉田町、川根本町、川根町、牧之原市、大井川町、岡部町、これの給食費の関係を調査し、またこの中にある業務委託している幼稚園なんです、その辺のところともう一つ関連するのが厚生省の関係ですね。児童家庭局長の通知であります施設内の調理室を使用して調理させることという大前提がありますので、その辺を含めまして、10月に上層部の方に報告は出しております。

調査の結果ですが、これは旧の榛原郡の保育所連合会または志太郡の保育所連合会、今は榛原地区保育所連合会と言っておりますが、吉田町、川根本町、川根町、牧之原市は共通して5,000円と。大井川町、岡部町は4,500円というふうな調査結果でございます。幼稚園などで他に外部委託しているということがありますが、基本的に先ほど言いましたように、保育所における調理の委託については保育所の中の施設でやりなさいよということがございますので、その辺の委託ということが非常に難しいというふうに考えております。

また、上からの指示にもありまして、15年度から17年度の給食調理数、それと決算額の賄い材料費決算

額を比較して導き出した数字もございますが、これは最高で6,490円、1人につきということが出ております。低い方で6,141円という数字が出ております。しかしながら、この賄い材料費、給食だけに充当するというのではございませんで、例えば誕生会とかクリスマス会とか、あやめ保育園などによりますと、老人との交流会とか、そういったところの食料費的な材料の購入等に使っておりますので、それは本当に給食の部分だけ取り上げて幾らかというのはちょっと私ではできませんでしたので、大枠でそんなものを含めて、そのくらいの数字であるというところまで把握してございますが、今後どうするかについてはまだちょっとまとめてございませんので、報告できませんが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 企画課でございます。

有料広告の関係であります。全協のときに町民課長の方から御説明させていただいたわけであり。窓口封筒として1年間約2万枚、それで1年間で使い切るというような形の中で、最初に町民課の方の窓口封筒を活用させていただいたわけであり。先般の行財政構造改革推進本部におきましても、町長の方から各課においてそういう印刷物、またそのほかに考えられるものは率先してやれというような指示をいただいておりますので、それぞれ各課でできる範囲の関係について現在対応しているということになります。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、伊藤君。

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 36ページの文書配布委託金、これにつきまして、全協でも一部御回答申し上げましたが、過去郵便物を郵便局に取り扱って配送していたケースが何年か前にありましたけれども、その試算を見ますと、年間で約1,000万円余の金額がかかるわけでございます。文書を配布する全体の経費として。こんな多額の金額がかかりますので、この経費を節減しようという形が数年前から職員の中から言葉が出て、そういう話が固まってきた経緯がございますが、現在吉田町には518世帯の組長さんがございますが、この組長さんあてに毎月12日に全職員、今回の平成19年度の予算につきましては全体の職員173名がこの文書配達に従事するというところでございますが、この173名が平均約3軒、多い人には5軒くらいもございますけれども、平均約3軒を毎月の12日に各隣組の組長さんに配布しているという行為がこの文書配布の予算でございます。

したがって、173名分のやはりこれは半強制というような形で、毎年年度初めになりますと新組長さんが決まってくるので、その組長さんのできるだけ職員が近似値の割り当てを決めていただいて、数軒ずつ割り当てを持って12日に配布しているということでございます。予算的にはこの1名に対します商品券分を3,000円ずついただいております。その173名分の予算が51万9,000円だというふうに御説明したいと思います。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

議員さん御指摘のインターネットの使用料の関係でございますが、インターネットの活用につきましては、小学校では1年から6年生まで生活課や理科、社会の授業や総合的な学習の時間での調べ学習時に活用しております。中学校では2年生時に技術家庭科の授業や各学年で総合的な学習時間での調べ学習に活用しております。

インターネットは大変便利で、さまざまな情報を取得できます。しかし、便利の裏には危険もあります。ネットを利用しました悪徳商法や出会い系サイトを媒介とする犯罪や掲示板やチャットなどのトラブルがあります。そこで子供たちがどのように使っているのか大人が知っておく必要があります。学校では児童・生徒に情報のモラル、マナー、プライバシーを含め教えておりますが、家庭での役割が大きいと考えます。本年吉田中学校では夏休み前に保護者を対象に、「ネットの光と影」と題しまして、外部講師を招きまして教育講演会を計画しております。

また、教育委員会では本年度教育用パソコンを新機種に入れかえましたので、県総合教育センターの協力を得まして、授業のためのIT活用出前講座を10月に2日間かけてIT研修を実施する予定です。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 9番、勝山議員。

○9番（勝山徳子君） ありがとうございます。

今のインターネットの講習に関しては、予算を立てずに講習ができるというふうに理解いたしましたが、それでよろしいでしょうか。

もう1点、別なことですけれども、起債の繰上償還についてお聞きしたいと思います。

今年度5,000万円の繰上償還が上げられております。この借り入れ先が銀行関係、5件ありますけれども、この5件の中の1件に一括のこの5,000万円の返済に充てるのか、借り入れ先を分散して返済をしていくのかお聞きしたいと思います。前年度が4,200万円の繰り上げ返済をしておりますけれども、通常この元金の繰り上げ返済というのが普通私たちがもしもマイホームを建てたときに、要は全部借り入れを換えて返済をするというふうな形をとると思いますが、元金の繰り上げ返済ですので、銀行との交渉が非常に難しい部分があるのではないかと思いますけれども、その点御説明できればお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 企画課長、久保田君。

○企画課長（久保田晴己君） 御承知のように、予算では繰上償還をしていきたいという形で計画しております。具体的に現在どこの銀行、いわゆる金融機関との云々は細かい点についてはまだ今後議会で議決をいただいた後、細かい点について交渉するという形ですので、特別まだ指示はしておりません。

ただ、5,000万円という枠の範囲内でありますので、それを全元金にするのか、一部元金にするのか、その細部についても細かい点はまだ折衝しておりませんので、今後煮詰めていきたいということです。

ただ、御承知のように、国の起債、また県の起債については、法的にはできるものの、いろいろな条件が加味してあります。例えば交付税の1.0以上はだめだとかというような、いろいろな条件がありますので、大変そちらの方は厳しくて、現在議員さんも御指摘いただきました縁故債、市中金融の関係を模索しているという状況であります。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

ただいまの予算の関係でございますが、まずできるところから始めよという形で、県教育委員会とも協力しまして、また先ほどもお話をさせていただきましたが、来年度ですか、本年ですが、県総合教育センターの協力を得ながら事業を進めていくということで、当然議員さんの御指摘のように、このインターネットにつきましても、大変危険な部分もございますし、マスコミ等、新聞等も報道されます。そういったときには各学校とも朝の会、帰りの会で十分学校として注意をしております。

先ほどお話しさせていただきましたように、何よりもこのインターネットにつきましても、小・中学生の方につきましても、やはり保護者の方の注意が、監視が大変必要だと思っておりますので、家庭での教育、大変それが重要だと思っております。

以上でございます。

○9番（勝山徳子君） 了解です。

○議長（吉永満榮君） そのほか。

最後にしますけれども、15番、原科議員。

○15番（原科昌道君） 15番、原科です。

土地区画整理事業について全協に続いて再度の御質問をさせていただきます。

二、三の質問でございます。土地区画整理で浜田土地区画整理組合の負担金2,425万円と、それから浜田区画整理事業の助成金1,375万円についての予算が計上してあるわけですが、その内容と、その根拠についてお伺いしたい。

それから、もう一つ、富士見土地区画整理組合助成金127万7,000円、この金額についても多分例年のような利子補給ではないかなというような感じが、その中の内容と、どれだけの借り入れに対しての利子補給なのか。そうした内容と根拠について御質問をお伺いします。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。



○都市建設課長（柳原 豊君） これは浜田の方につきましては、全体事業費の中の補助金等の県の要望しております事業費に基づきまして、町の方からの決まっております金額の事業費に対する浜田への負担金でございます。

それから、助成金につきましても、それこそ利子補給分と今年度予定しておりますものに対する補助金でございます。

それから、富士見の方のことにつきましては、議員さん御指摘のように、利子補給分でございます。いわゆる2つの金融機関から借りてございます7,300万円に対する、富士見に対する利子補給分でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 15番、原科議員。

○15番（原科昌道君） それでは、1つ富士見土地区画整理組合のこの補助金についてであります。今、課長からの説明で7,300万円の利子補給ということで、これは了解しましたけれども、今現在この保留地の中で残っている箇所は何カ所ぐらい売れ残りがあるでしょうか。それによってこの償還分がこの7,300万円がどの程度の仮に売れたときにはどれだけ残るか。それはあくまでも予想になるでしょうけれども、その点のことについて、できたら詳しく説明願ひたい、そのように思います。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長、柳原君。

○都市建設課長（柳原 豊君） それこそ今富士見の組合につきましても、近々役員の改選とかいろいろな関係で会合をたび重ねてございます。その中でも当然保留地の処分につきましてもお話が出ておりますが、それこそ4カ所まだ残っておりますが、それがまだ処分できていないということで、組合員の理事さん初め、皆さんの方で悩んでいるわけですが、早く売りたいという形の中でやっておりますので、単価の方につきましても組合の方で決めておりますので、幾ら残るかということはわかっておりませんが、それこそこういう御時世ですので、きのうも公示価格が出ましたが、ある程度この辺もまだ下がっているということで、下げどまり傾向にはありますが、なかなかまだ値が落ち着いていないということで、組合員の役員さんの方も大変苦勞しておりますが、一刻も早く処分したいということで理事さんの方も頑張ってくれておりますので、それをしばらく待ってほしいというふうに考えております。

○議長（吉永満榮君） 15番、原科議員。

○15番（原科昌道君） 15番、原科です。

その点は了解しました。

それで、浜田区画整理の問題なんですが、一応事業費の負担金、国・県の補助金の割合に対してのこの補助金という解釈でいいですか。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） そういうふうに解してください。

○15番（原科昌道君） 了解です。

○議長（吉永満榮君） 終わりますけれども、そのほかよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） ないようですので、ここで質疑を終結します。

討論を行います。

5番、松永君。

○5番（松永知明君） 第17号議案 平成19年度吉田町一般会計予算について反対の立場で討論をします。

地方分権のもと、ますます地方に責任が転化され、事の重大さが増してきています。吉田町の一般会計予算を見ますと、歳入の面では町債を減らしていくという努力がなされています。しかしながら、私が反対の立場とする1点目は空港関連です。県の補助金として空港関連の事業に関するものがあります。空港整備推進事業費に260万円、空港隣接地域振興事業費に600万円となっています。吉田町はこの空港関連で県から恩恵を受けている町でもあります。しかし、空港ができて需要予測では赤字が見込まれ、建設費を返済できなくなり、どんどん借金がふえていくということになります。神戸空港を見てもわかるとおりであります。今すぐにも空港建設を中止せよというのが私どもの立場です。

2点目は平和の問題です。前年に引き続き国民保護対策費として予算がつけられました。予算の主なものは、パンフレットの全戸への配付ということです。地域住民には国民保護計画に基づき、意識を高めてもらうのが狙いようです。国民保護計画の中身を見ますと、武力攻撃事態に対する中身が書かれています。まさに戦争状態のことです。これは有事法制の具体化であり、平和憲法を持つ国として相入れないものであり、私どもは認めるわけにはいきません。

3点目は保育所の問題です。前年も指摘していますとおり、臨時職員が多いという問題です。平成19年度現在、保育士正規35名プラス延長補佐10名に対して、臨時保育士34名、給食員正規5名に対して、臨時給食員7名と臨時の比重が高くなっております。私は、保育の専門性を高めていくためにも正規をふやしていくことが道理に合っていると思います。

3点ほど反対の意見を述べましたが、今回大きな前進点もあります。乳幼児・児童医療費が小学校6年まで完全無料になります。これは子供を持つ家庭に大きな朗報となります。田村町政の子育て支援に対する大きな熱意が感じられます。

また、学童保育事業費も前年よりも大きく伸びており、前進しております。定数は20名ということですが、平成19年4月からは1年から3年までで、中央小73名、住吉小36名、自彊小38名、計147名の子供たちが利用する予定です。行政がアンケート調査をやっているようですが、4年生以上もやってほしいという要望もあり、今後の課題となりそうです。ぜひとも行政の言うように、使い勝手のよい制度にしていてもらいたいものです。

私どもは予算案に対して何でも反対という立場はとりませんが、前進面、問題点を見まして、相対的な立場で反対ということです。

以上で私の反対の要旨とします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第28、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。

14番、河原崎昇司君。

〔14番 河原崎昇司君登壇〕

○14番（河原崎昇司君） それでは、発議案第1号につきまして御説明を申し上げます。

初めに、この吉田町議会委員会条例の改正理由につきまして申し上げます。

本定例会に当局より上程され、先ほど議決されました吉田町課設置条例の一部改正に伴い、この4月1日より新たな契約管理課が設置されることになりました。については吉田町議会委員会条例においても、総務文教常任委員会が所管する課名に新たに契約管理課を追加し、吉田町課設置条例との整合性を図る必要が生じました。

よって、委員会条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、発議案第1号について、本案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（平成39年吉田町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年3月23日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。賛成者、吉田町議会議員、八木宣和君、同、八木 栄君、同、良知義弘君、同、増田宏胤君、同、原科昌道君であります。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を次のように改正をする。

第2条第1項第1号中の「総務課」の次に「契約管理課」を加える。

附則。この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 八木議員。

○4番（八木 宣和君） 賛成者の立場から、ただいまの提出者から提出されました条例の制定について、一部文言の誤字の訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（吉永満榮君） はい。

○4番（八木 宣和君） 1ページ目ですけれども、吉田町議会委員会条例、その括弧に「平成」となっておりますけれども、これは「昭和」の間違いだと思っておりますので、訂正をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（吉永満榮君） 了解。

○14番（河原崎昇司君） 訂正をいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 御苦労さまです。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成19年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員各位におかれましては、当局が提出いたしました議案等につきまして熱心に御審議いただき、また議決をいただきましてまことにありがとうございます。この場を借りまして改めて皆様に御礼申し上げたいと思います。

昨年の私のクリスマス選挙で得た4カ月の任期でございますけれども、強力な反対運動があったわけで

ございますけれども、町民の皆様の支持を受けて4カ月の任期を得ました。選挙期間中にも私お話ししたことでございますけれども、子育て支援、健康づくり、教育環境の整備というふうな1つのプロジェクトというものを鮮明に予算の中に持ち出して、その予算を編成したいというふうなことでやってきたわけでございますけれども、この平成19年度予算の中に私の思いというものを盛り込んで、議員の皆様のご賛成を得たことができまして嬉しく思っております。

思い返しますと、私、平成15年の選挙で当選しました。最初の議会のときからも常々申し上げておりますけれども、これからの地方自治体は財政破綻する町がばたばたと出ますよと。そういったときに、そのときの赤池町の話をしてしましたら、赤池町に失礼だと言った議員もおりますけれども、夕張以下ばたばた出る可能性がある。夕張にも失礼だということになるわけですが、そのようなことはある程度の時代を見据えて政治を見た人間にしてみたら当たり前のことでございまして、また構造汚職もあるというふうなことで、入札制度につきましても改革のメスを入れさせていただきました。

それから、ゼロベース検証事業の選別もさせていただきました。

また、地方分権に備える、いわば自立した地方自治体の育成ということで、財政的な面におきましてもそれなりの成果を上げさせていただきました。県下3番目の財政力の町にもすることができました。また、職員の育成に関しましても、4年間短い期間でございましたけれども、それなりの職責というものは残すことができたと思っております。

皆さんと違って、私は定例会は15回でございまして、皆さんはフルシーズンの16回といったことで、1回足りないのはちょっと寂しいなと思っておりますけれども、ここにクリスマス選挙に出て最初の議会で最後の議会でございまして、こうして皆様に最後のごあいさつができることは本当に私として心から嬉しく思うところでございます。

町の改革というものは大きな国の構造改革の流れの中で当然行われております。そうした場合に、やはり町の経営者としてのトップというものは、改革目標を明示し、政治的にぶれず、部下に功を譲り、政治的にクリーンであるというようなことが理想であると思っております。

改めて次回の選挙に出馬宣言をさせていただきました。議員の皆様にもまたお手を挙げられる方も出るかと思っております。大きな意味で私は次の選挙というものはこの町の雌雄を決する分水嶺であると考えております。時計の針を後ろに戻すか、時計の針を強力に前に進めるかと、そのような決着をつける選挙でもあると思っております。議員各位におかれましては、時代の流れの中で、この吉田町の置かれている状況というものを真摯に受けとめ、さらなる発展のため、当局と手を合わせて、この吉田町の明るいあしたを招来するような方向に是非とも沿って行動していただけたらと思っております。

改めて皆様との4年間のこの生活を懐かしく思い出すとともに、次の新たな日々がどのようなことになるかしれませんけれども、吉田町にとってよき方向であることをお願い、簡単でございますけれども、私のあいさつといたしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） それでは、私のあいさつをさせていただきます。

本日ここに平成19年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月5日以来19日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここにすべての議事が終了し、おかげをもちまして無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

この4年間、議員各位には住民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきました。

一方、当局におかれましては、任期中終始格段の御配慮を賜りましたことに深く感謝申し上げる次第であり

ます。

常に誠意を持って御説明をいただき、共に論ずべきは論じ、尽くすべきは尽くし、時には手厳しい議論を闘わせてまいりましたが、これも町政発展を願う心情からであり、御理解を賜りたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後も引き続き議員に立候補される方もあり、また町長選に出馬される方、また一方、後進に道を譲られる方もあると伺っております。それぞれの立場で御検討、御活躍を心からお祈り申し上げる次第であります。

最後に、議員各位、また当局の皆様のみますの御多幸、御健勝を心からお祈り申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上をもって、平成19年第1回吉田町議会定例会を閉会とします。

---

#### ◎退任・退職者あいさつ

○議長（吉永満榮君） それでは、ここで、お聞き取り願いたいと思います。

今月末をもちまして、総務課長、伊藤 清君、高齢者支援課長、田村睦子君、会計課長、根岸良博君、町民課長、絹村尚巳君の4名が退職されることになりました。ここで退職するに当たってごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、4名の課長さん、よろしくお願いたします。どうぞ前の方へおいでください。

〔総務課長兼防災監 伊藤 清君登壇〕

○総務課長兼防災監（伊藤 清君） 大変お疲れのところ、貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。一言御礼を申し上げたいと思います。

昭和41年に入職しまして、ちょうど40年に当たりますけれども、大変私不勉強の中に、議員の皆さんには大変御迷惑をおかけしましたことをまずここでもってお詫びを申し上げたいというふうに思います。

今後につきましては、議員の皆さんに教えられたこと、あるいは役場で学んだことを糧といたしまして、一住民に戻りまして、町づくり、より住みやすい吉田町、住みたくなる吉田町、町づくりに力を注げたらうれしいなというふうに感じてございます。今後ともよろしく御指導のほどお願いします。ありがとうございました。

〔高齢者支援課長 田村睦子君登壇〕

○高齢者支援課長（田村睦子君） 本日は私の退任に際しまして、貴重な時間をいただき、大変な感激と感謝を申し上げます。

平素から何かと不行き届きな私を支え、御指導、御鞭撻を賜りました同僚並びに上司、議員の皆様から感謝を申し上げます。

顧みますと、入職して以来、いつの間にか年月を重ねまして、この3月末にて終着駅に着くことになりました。様々なことが湧き水のように思い出され、特に本日のように神聖なる議会の出席など多くの貴重な体験が記憶に残ります。議員各位の経験豊かな御発言や建設的な御意見を拝聴し、私の人生の中で多くの実りをいただきました。ことに女性議員には同性として感動をいたしております。今後は御一同様のたゆむ町政への携わりの中、御健康に留意をされ、ますますの御活躍を期待とともに、希望いたします。

長い間つたない私をお引き立ていただきまして、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げ、退任のあいさつといたします。皆様さようなら。

〔収入役職務代理者会計課長 根岸良博君登壇〕

○収入役職務代理者会計課長（根岸良博君） 本日は貴重なお時間をいただき、退職のあいさつをさせてい

ただ御配慮を感謝申し上げます。

私こと根岸良博は吉田町役場に34年間勤務させていただきました。この間、増田町長、三輪町長、柳原町長、中村町長、田村町長と公務をさせていただきました。また、この4年間は会計課長として、吉田町の歳入歳出事務を取り扱わせていただき、また、収入役が退任した後は収入役職務代理者としてつつがなく事務を執行させていただきました、今日に至ってまいりました。これも議員各位、また職員の皆様に支えられ、今日を迎えることができましたこと、非常に感謝いたしております。退職しても、一町民として、人と人、心安らぎ、健康で住みやすい町、吉田町をつくる思いは同じですので、今後とも応援していきたいと思っております。

簡単ではございますが、吉田町のますますの発展と議員各位の御活躍と御健勝を祈願いたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

〔町民課長 絹村尚巳君登壇〕

○町民課長（絹村尚巳君） 私、昭和45年に高校卒業と同時に役場に入所させていただきました。以来、税務課を皮切りにいたしまして、幾つかの課を回りまして、37年間務めてさせていただきました。そして、最後の5年間ですけれども、課長職を務めさせていただきました。そのうちの4年間ですけど、町の議会の皆様にお世話になり、議会の方へ出席させていただいたところでございます。大変お世話になりました。ありがとうございます。いろいろ不勉強な点がございまして、皆様に御迷惑をかけたこともございました。これからは、この議会に出られたことを一つの誇りとして新しい人生をまた頑張っていきたいと思っております。

最後に、皆様方の御健康と御多幸をお祈りいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。本日まで誠にありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。どうぞ席の方にお戻りください。御苦労さまです。

このたび退職されます4名の皆様には多年にわたりそれぞれ重職を歴任されました。町政発展のため、また住民福祉の向上のために、長年にわたり御尽力いただきましたことに深く感謝申し上げる次第であります。退職されます皆様方には今後とも町政発展のために御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。どうかこれからもなお一層御多幸、御健康でありますよう心からお祈り申し上げ、感謝の言葉といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時25分